

令和５年度第３回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議開催結果

<日時>

令和５年１１月１７日(金) １０時００分～１１時５０分

<場所>

千歳市総合福祉センター４階４０２号室

<出席者>

委員、千歳市及び事務局 計３０名

【委員】２４名

青木会長、田口副会長、濱邊委員、日浦委員、藤原委員、石岡委員、守村委員、高橋委員、結城委員、古田委員（Ｗｅｂ参加）、佐藤委員、岡田委員、後藤委員、鈴木委員、斎藤委員、山坂委員、濱野委員、玉井委員、清水委員、山崎委員、森本委員、影山委員、奥貫委員、吉田委員
※欠席（３名）

菊池委員、長澤委員、伊藤委員

【千歳市・事務局】６名

（千歳市）松本こども療育課長、小島障がい者認定係長、満山自立支援係長

（事務局）谷本障がい者支援課長（事務局長）、阿部障がい福祉係長（事務局次長）、
竹内千歳市障がい者総合支援センター長（事務局次長）

<配布資料（別添のとおり）>

４ 議題

（１）各部会活動報告

- ①相談支援部会
- ②こども部会
- ③はたらく部会
- ④地域生活部会
- ⑤差別解消・虐待防止専門部会
- ⑥手話言語条例推進専門部会

（２）千歳市からの報告

- ①千歳市障がい者計画・第７期千歳市障がい福祉計画・第３期千歳市障がい児福祉計画の策定

（３）千歳市コミュニケーション条例専門部会の設置

<次第>

１ 開会

2 依頼状交付

長澤委員が欠席したため、実施なし。

3 あいさつ

千歳市障がい者地域自立支援協議会 青木会長あいさつ

千歳市障がい者地域自立支援協議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様におかれましては、平素より協議会の運営に特段のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の協議会は、令和5年度第3回目の定例会議ではありますが、議題といたしましては、8月に開催しました第2回定例会議以降の「各部会等の活動報告」、今年度末までに策定を予定している「千歳市障がい福祉計画等の素案」の報告及び前回の定例会議でご説明しましたとおり、「千歳市コミュニケーション条例専門部会の設置」となっております。

本日も様々な報告等がありますことから、限られた時間内ではありますが、活発にご協議いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のご健康と今後益々のご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

4 議題

(1) 各部会活動報告

各部会長から「議題(1)」の資料により報告があった。

- ①相談支援部会（奥貫部会長）
- ②こども部会（影山部会長）
- ③はたらく部会（結城部会長）
- ④地域生活部会（岡田部会長）
- ⑤差別解消・虐待防止専門部会（森本部会長）
- ⑥手話言語条例推進専門部会（佐藤部会長）

【質疑等（議題(1)）】

<A委員>

相談支援部会について、新しく高校を卒業した人が選べるサービスが少ないという話があったが、具体的に、どのようなサービスが不足しているのか。

<奥貫部会長>

強度行動障害などの受入れをしてくれる場所が、サービスとしてはあっても、事業所がないとか、重度の方に対応するヘルパーをたくさん入れなければならないが、ヘルパー事業所の空き状況として難しいなど、制度としてのサービスがあっても、また、事業所があっても、人が不足していたり、受入れの枠がなかったりして難しい場合も多く、具体的な例は、チップで相談を受けていると思われるので、補足をお願いしたい。

<竹内センター長>

強度行動障害については、事業所では、積極的に受け入れを検討していただいているが、実際に利用者の状況や障がいの程度を見た時に、事業所として対応の限界、人的な面からの限界等があって、利用者が希望する事業所では受入れが難しく、他の市町村の事業所も含めて交渉して行く形で進んで行くケースもある。

<B委員>

虐待防止に関してだが、新聞紙上でご承知とは思いますが、学校にSOSを出しても、学校が動かないということが載っていた。なぜなのか。教育委員会もそう。どこの相談に回しても、真剣に取り組んでくれるのか懸念される。

愛がないのではないかと。私は、「手のぬくもりをことばに代えて」というスローガンを持って全国を回り、皆さんと一生懸命握手をした。手のぬくもりには愛がこもっている。ことばで言うよりも、まず握手をした。

自分の子供であれば、転ぶ前に、ことばよりも先に手が出る。ところが、他人の子供であれば、「あの子供は転びそうだ。見ていろ。ほら転んだ。」で済ませてしまう。問題は、愛があるかどうかである。

だから、新聞で、学校や教育委員会が何も動かない、と出る。なぜかという、保身である。出世の妨げとなるからである。いじめや虐待を自分の学校から出すと、自分の出世が妨げられるのではないかという思いが強いのではないかと。

その辺の取り組みを真剣にやっておられるのかお尋ねする。

<青木会長>

新聞の事実はあると思うが、学校の中でも、愛を持って取り組んでいる方の方が多いと感じる。

学校関係の委員もおられるが、実際の状況を聞いた方が良いか。

<B委員>

聞くとか聞かないとかの問題ではない。

自分は民生児童委員として、毎朝の登校と下校の送り迎え、出迎えをしている。その時に、子供と握手をして話を聞く。そうすると、子供は、自然に話をしてくれる。そのような環境づくりをなぜしないのか。そうしていれば、「学校が動かない」と言われることはないと思うがどうか。

<C委員>

このような活動をされている方がいるから、安心して通うことができる方もいると思うが、この会議では、障がいのある方が対象になると思うので、今の意見を教育委員会に伝えて、取り組みや会議の場を設けるのも一つの方法ではないか。

<青木会長>

教育委員会や民生委員の打合せ等において話をしていただき、同じような意見を持った方が増えると良いと思われるので、そのような形で、皆さんで進めていただきたい。

<B委員>

前回の会議の時に、協議会として全員で何かをするという議題があっても良いのではないかという話が出されたと思うが、大変良いことだと思った。だから、この協議会で、何か全員でやるという考えは浮かばないか。

<D委員>

自分にも孫がいるが、コロナ禍と危険防止のため、知らない人には声をかけないでまっすぐに学童に行き来するよう、困った時には、危険のないところに行くように話している。

また、事業所の来客者等にも、感染予防のため、障がい者には触れさせないようにしている。

感染や誘拐の心配もあるので、難しい問題だと思われる。

<谷本事務局長>

協議会のあり方を見直して行きたいと考えており、日浦委員からもテーマを持ってという話をいただいたのと、今、鈴木委員からも提案をいただいたので、今後の協議会のあり方を考えたい。

<E委員>

はたらく部会について、外国人労働者の話が出ていたが、支援者として迎えるということか。

<結城部会長>

職員が高齢化したり、不足しているため、就労支援員として受け入れて行きたいと考えている。すぐに受け入れて、即戦力ということではないが、面接した中では、日本語と福祉の勉強を良くしていて、思いやりを持って、仕事に取り組もうとしている方もいたので、是非、採用したい方もいた。

100%任せるわけではないが、スタッフとして、取り入れていきたいと考えている。

<E委員>

その際は、有資格者ということか。

<結城部会長>

そうである。

現場に入ってから勉強する方もいるとは思いますが、言われているような犯罪は、外国人も日本人も起こしているので、個人的には国籍の別にあまり重きを置いていない。

面接をして、試用期間を経て、ひとり一人をきちんと見ていかなければならない時代に来ていると思われる。

<E委員>

支援スキルをアップするためのバックアップ体制は市にはあるのか。

<谷本事務局長>

スキルアップについては、特にない。資格を取得するための助成は実施している。

<E委員>

現状では、事業所の考えで実施して行くということか。

<谷本事務局長>

そうである。

<E委員>

外国の方は農福連携にも関わってくると思うが、実習生との競合というか、ニーズがかぶるということはないか。

<結城部会長>

農家で外国の方が働いているのは何人も見た。方向性は少し似ているとは思いますが、具体的には、これから検討して行くことになる。

調査結果によると、清掃業、農家、福祉等が外国の方が入りやすい業種であるという報告はある。

コスト的には、日本人を雇用した方が、はるかに助かる。外国の方の場合、部屋探しから始まり、諸手続きに最低でも20万円はかかると言われている。

しかし、とても一生懸命であるのと、今後、人口が減っていく中で、人材は、可能性のあるところで追及して行く必要がある。

<E委員>

人材不足については共通の課題だと思うが、利用者を中心に考え、環境を整えていただきたい。市の方にも、よろしくお願いします。

<結城部会長>

勉強しながら、可能性も追求して行って、満足いただける福祉サービスを目指して行きたい。

(2) 千歳市からの報告

阿部障がい福祉係長から「議題(2)」の資料により報告があった。

①千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉計画の策定

【質疑等(議題(2))】

<E委員>

「安全・安心な生活環境の整備」の中の「地域防災体制の強化」について、DWATに登録している事業所は千歳市内にはないと思うが、今後、どのように関わっていくか、考えがあれば、お知らせ願いたい。

<谷本事務局長>

DWATとは、どのようなものか。

<E委員>

被災時に、福祉の専門職が応援に来てくれる団体が北海道で発足している。

障がい福祉に関わることであり、このあたりでは大きな地震も経験しているので、今後のことも踏まえ、連携ないし情報収集等を強化していただきたい。

次に、「理解促進」や「安心・安全」に関わることで、はたらく部会のイベントの y o u m y 市場に当事者を連れて参加した時に、ちとせモールというにぎやかなショッピングセンターで行われたが、息子には聴覚過敏があり、ざわざわしている位なら良いが、多種多様な BGM があちこちから流れていて、聞いていられない状況であった。

そのような困難のある人が安心して、また、社会参加にもなるので、率先して買い物に行けるよう「クワイエット・アワー」、BGM 等を消す、また、光が眩しすぎる人のために照明を少し落とす時間を数時間設けるショッピングセンターの取り組みがあり、ツルハドラッグが札幌で数店舗、既に実施している。

千歳市内にもツルハドラッグはあり、また、就労系のイベントを開催するのであれば、その店舗にお願いをして、開催時間だけでもクワイエット・アワーにご協力いただいて、地域の方だけではなく、当事者も安心して話ができるような環境を整えていただきたい。自立支援協議会として、そういった発信も、「理解促進」の取り組みとしてお願いしたい。

また、北海道自閉症協会が実施している世界自閉症啓発デーのブルーライトアップにご協力いただき、感謝申し上げます。

来月は 12 月 3 日から障害者週間があるので、イエローライトアップもよろしくお願いしたい。

教育に関して、自閉症に限ることだが、こども療育課の方で、教育診断検査のキットをお持ちであると伺っている。いろいろな検査があるが、「できること」、「できないこと」、「芽生え」の部分の 3 つのスコアが出てくる。それに基づいて支援計画を作成すると、支援者や親の思いや先生の経験や勘だけではなく、本人の正しい実態が見えてくる。有効な検査であるが、市としては、今後、どのように活用されるのか、考えをお聞かせ願いたい。

<松本こども療育課長>

自閉症・発達障がいのあるお子さんのための教育診断検査については、児童発達支援センターでは 2 名の職員が使用できるが、検査に時間を要するため、年間を通しての活用はできていない状況である。しかしながら、センターの機能強化が求められているので、有効なツールとして、支援に活かして行けるよう、実施、集計、読み取りの方法等についての研修も含めて実施して行くとともに、道の発達支援センターの協力を得るなどして、民間の事業所にもツールの使い方等の向上を図って行きたい。

<E 委員>

強度行動障がいのある方の支援体制の充実について計画に記載されているが、強度行動障がいの状態に至る前に、未然に防ぐためには、教育が重要になってくる。実態を踏まえた実行性のある計画を作るためにも、当事者に合った正式なアセスメントをどんどん取り入れて、実施していただきたい。この教育診断検査については、160 位の項目がある壮大で、実施する側にも研修が必要となる大変なものである。市が持っているのは珍しいので、その強みを活かして、強化していただきたい。

<谷本事務局長>

障害者週間の取り組みについてだが、今年度は、イエローライトアップをやめて、広報で周知して、障がい者についての理解を深めて行くこととしている。

< E 委員 >

デジタルサイネージなども活用して、啓発をお願いしたい。

< F 委員 >

29都道府県の79軒の理髪店でスマイルカットを実施しているが、市内でも実施している理髪店はあるのか。なければ、どこか1軒でも実施に協力をいただけないか。

それと、人材確保については、具体的にはどのような対策を考えているのか。計画に盛り込んであとは現場任せということにはならないので、協力が必要になると思われる。資格とか資金援助などがあると思うが、実際にもう少し深く入り込んで、市としてできることはないのかをお聞きしたい。

それと、障がい児の保育所の入所は義務ではないと聞いたが、本当にそうなのかお聞きしたい。

それと、窓口でのたらい回しをなるべくなくしてほしい。障がい者や高齢者があちこち動くのは厳しいので、来た人が動くのではなくて、職員が動いて相談にのる体制でいていただきたい。

< 谷本事務局長 >

人材確保については、国や北海道がサービス事業者の指定元であるが、有効な施策としては、来年度に報酬改定があるので、それによってある程度人材確保が進んで行くものと思われる。

市でできることとしては、計画にも記載しているが、資格取得助成事業を実施することにより、資格取得者を増やし、障害福祉サービスに従事していただきたいと考えている。

窓口でのたらい回しについては、重層的支援体制の充実を考えており、どの窓口でも、来られた方の悩みをしっかりと受け止めて、関係部署と連携して問題を解決して行く体制を検討している。

< 松本こども療育課長 >

スマイルカットの実施については把握していないが、市内にはないと思われる。北海道内でも何か所かしかないのではないかと。

保育所での障がいのあるお子さんの受入れについてだが、千歳市ではかなり前から受け入れを行っている。令和3年度47名、令和4年度69名、令和5年度70名の受入れを行っている。第3期の計画においては、定員枠72名で3年間を見込んでおり、各園からのご協力を得ながらではあるが、70名以上を計上している。

なお、スマイルカットとは、ネットからの情報であるが、お子さんの発達障がいの状況に応じてカットの仕方を工夫して行うことである。

< F 委員 >

スマイルカットとは、切り方とか形ではなく、本人が理髪店に入るまでの問題であり、

行けるかどうかの問題に対して協力してくれる理髪店を1軒でも作っていただきたいということである。

それと、先ほど言い忘れたことだが、災害時の障がい者・高齢者の名簿を市が把握して、もらっているが、住んでいるところから避難所までの順番とか現地を、職員が実際に確認した上で、対応を検討してほしい。

<谷本事務局長>

先月、旭ヶ丘町内会で避難訓練があり、市の危機管理部門、福祉部門からも出席させてもらったが、避難経路を確認し、どこが危険か、どういった経路が安全か等を、実際に歩いて確認しながら課題を共有する取り組みが実施されている。

<結城部会長>

クワイエット・アワーについて、アークスでは実現は厳しいかもしれないが、例えば聴覚過敏などの限られた利用者に対してこのようなイベントを実施することにより、実際に見学して就労につながる可能性もあることから、そのようなイベントの実施を検討してみたい。

札幌のツルハで実績があるのであれば、千歳でもできるかもしれないし、スーパーではできないかもしれないが、このイベントにより、今まで参加できなかった利用者が来る可能性もあるので、検討してみたい。

<A委員>

日常生活用具について、見直しが必要ではないか。例えば、ファックスの利用が減ってきている。現在は、ファックスを製造している会社も1つだけであり、金額が上がっている。申請しても、上限額を超える例もある。調査をして使いやすく変えてはどうか。

計画が始まったら、定期的に、それぞれの団体との懇談の場を持つことが必要ではないか。3年の間にはないことから、定期的に、スキルアップできる場が欲しい。

これから少子高齢化が進むが、障がい者の生活が大丈夫かという問題がある。給料はあがらず、負担は増える。障がい者の生活はもっと厳しいものになるのではないか。自分でも働いて給料を得るためには、会社への支援も必要になる。千歳市ではジョブコーチが2人いるようであるが、もっと増やす必要があるのではないか。ラピダスなど大きな企業の誘致が決まっているが、他の様々な会社が増えると思われる。大きなチャンスでもあるので、障がい者がそこで働けるように、市としても就労、定着に対する支援、協力を計画だけではなく、実施して行く上でも話し合って進めていくことが大切と考える。

<谷本事務局長>

日常生活用具については、情報伝達機器が進歩しているので、今のままというものではない。進歩に伴い、利用しやすいものを取り入れて行きたい。

団体との懇談の場については、良い取り組みだと思う。皆さん、いかがか。

<A委員>

必要だと思う。

<谷本事務局長>

必要ということだが、誰が主導して、どのように進めて行くかは、検討して行きたい。

ジョブコーチについては、1名で、フル活動していただいている状況である。一般就労への移行は重要視しているので、取り組み強化を進めて行きたい。

<E委員>

「保健医療の推進」の「生活習慣病の予防・早期発見」についてだが、生活習慣病というと40歳以上の健診になると思うが。

<小島障がい者認定係長>

特定健診については、「40歳から64歳まで」と「65歳から74歳まで」に分かれているが、市独自で「18歳から39歳まで」の若年層を対象とした健診も、同じ内容で実施している。

<E委員>

その対象者に通知は行くのか。

<小島障がい者認定係長>

国保特定健診であるため、通知は、国民健康保険加入の特定健診対象者のみに行っている。

しかし、毎年、4月の広報号外で健診ガイドを全戸配付しているので、そちらで確認いただける。

<E委員>

国保以外の方は対象にならないのか。

<小島障がい者認定係長>

若年層健診については、保険種別は問わない。ただし、会社等で健診を受けられない方が対象となる。

自分が過去に関わっていた時には自己負担が1,000円程度であったが、今も、それ程変わってはいないと思われる。

<E委員>

障がいのある方が受けられる健診についての項目が、ホームページにはなかったように思われるが。

<小島障がい者認定係長>

障がいのある方という項目では記載しておらず、39歳未満の方の健診ということで記載している。

<E委員>

もう少し、わかり易く、周知項目を出していただきたい。自分で、どこが不調であるのか言えない方も多く、18歳から39歳までの間の病気の早期発見は重要であると思うので、よろしくお願いいたします。

<小島障がい者認定係長>

担当と調整したい。

<G委員>

以前もお願いしたことだが、「障がい」のひらがな表記の是非を検討していただきたいということと、国の法律は熟語なので漢字を使用しているが、千歳市に関係するものは全部ひらがなにすると、近接して混在しているので、協議会で検討していただき、また、アンケートを実施したということで、障がい者の方に直接訊いたのかお尋ねしたい。

そして、今後、検討する余地、考えがあるのかどうか。

自分が調べたところでは、47都道府県のうち、28の都府県はひらがなを使用しておらず、残りの道府県がひらがなを使用している。

市町村は調べていないが、北海道がひらがな表記なので、道内の市町村は、多分、ほとんどひらがな表記なのだと思います。

それと、自分が聞き取った範囲では、ひらがなで書くと、逆に「がい」が浮き上がって違和感がある、という人が多い。「障害」がそもそも熟語なので、気にならないという障がいのある方が圧倒的に多いというか、自分が聞いた範囲では全員がそうだった。そのため、こういう書類が出てきて混在しているのは、むしろ、読みにくく、ひらがな表記をするのであれば、国の法律も、固有名詞も全部ひらがなに直し、一貫してひらがなにすべきである、そうしないと、意味がないという意見もある。

これは、自分が聞いた範囲内のことなので、今回、3,000人のうちお答えいただいた方に訊いているかどうか、それと、障がい者自身ではなく、実際に支援している方々の意見も訊いてみてはどうかと、去年、この場で提案したので、それをやっていたいただいているのかどうかの2点である。

<谷本事務局長>

アンケートでは、今回は訊いていない。

本市が平成19年にひらがな表記に変えた時の経過をご説明すると、「害」という漢字の印象の悪さから、障がい関係団体や事業者が発出する案内文やパンフレットにひらがな表記が増えて行ったということと、当事者団体や支援団体から、表記変更の要望が寄せられるなど、表記変更に対する市全体の機運の高まりがあり、それを受けて、市としては、地域共生社会の実現に向けた意識醸成につながる一つのプロセスとして、平成19年に表記を改めた。

ただし、法令の名称や法令に基づいた固有名詞、市の条例・規則については、上位法たる法律、内閣法制局が決めた常用漢字を使用して国に準じた形で取り扱うことが適当であるとして、その部分のみ、漢字表記としている。

以上のことから、市が今後、表記を変更しようとする場合には、同じように、市全体の機運が高まった時に、表記変更の検討を始めたいと考えている。

<G委員>

当時はそうだったと思われる。しかし、実際に変更してみたら、やっぱり違和感があるという人が出て来て、機運が高まっていると思ったので、調査してみてもどうかと言ったが、まだ、高まっていないということか。

28都府県はそうしていないので、いろいろな考えがあるとは思いますが、市でも調査す

るという考えはないということであれば、自分が調べてみて、それを参考資料として提出してもよろしいか。

<谷本事務局長>

調査結果についてはお受けする。

<D委員>

重度の肢体不自由者について、今回、こども家庭庁ができて、こどもの方も充実されて来ている。ただし、こどもが充実されたら、ここはこどもの施設なので、「者（しゃ）」は他へ行ってくださいという傾向があり、自分が参加している医ケア児の関係団体も、「児」が主になり、「者」は等になってしまった。等になった人たちは他を探すか、人材不足、技術不足で、診てもらえないことが多い。

それと、親も子も、高齢化の問題が高まっているので、計画において考慮されることを希望する。

<谷本事務局長>

「親亡き後」という言葉があるが、そのような状態になった時に困らないよう、「地域生活支援拠点の整備と推進」を掲げており、「緊急時の受入れ」や、「ひとり暮らしに向けた体験の場の提供」などの取り組みを進めて行くことによって、高齢化に対応し、親亡き後においてもしっかり自立して行けるように取り組んで行きたいと考えている。

<D委員>

よろしく願いたい。ショートステイだけではなく、親が休暇を取れるような形が、「児」の方ではできて来ているが、「者」の方も昔はあったが、千歳市として、これからそういった場所を確保していただければうれしいと思う。

<谷本事務局長>

市としても、日中一時支援事業という市独自の取り組みがあるので、その充実を考えて行きたい。

（３）千歳市コミュニケーション条例専門部会の設置

「議題（３）」の資料により議事が進められ、関係要綱に基づき、青木会長が、田口委員を部会長に指名した。

続いて、関係要綱に基づき、資料の１２名を専門部会の構成員とすることを協議会に提案して同意を得た後、田口部会長が同１２名を専門部会の構成員として指名するとともに、長澤委員を副部会長に指名した。

５ その他

<E委員>

グループホームの部会は、どのように検討しているか。

<C委員>

現状、部会という立場というよりも、まずは、千歳市内にどのくらいグループホームが

あるかということと、方針としてだが、アンケート調査等から始めたいと考えている。

部会としてはまだ動いていないが、徐々に始めたい。

< E 委員 >

現状、グループホームはどの位あるのか。

< 谷本事務局長 >

正確な数字ではないが、10 か所以上ある。

< E 委員 >

規模が大きくなっているなので、協議会の方でも取り組みをお願いしたい。

6 閉会

令和5年度第3回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議

日時：令和5年11月17日(金) 10時00分

場所：千歳市総合福祉センター4階402号室

<次 第>

1 開会

2 依頼状交付

3 あいさつ

4 議題

(1) 各部会活動報告

①相談支援部会

②こども部会

③はたらく部会

④地域生活部会

⑤差別解消・虐待防止専門部会

⑥手話言語条例推進専門部会

(2) 千歳市からの報告

①千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉計画の策定

(3) 千歳市コミュニケーション条例専門部会の設置

5 その他

6 閉会

千歳市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

任期：令和6年10月28日まで

選考区分		No.	所属機関・団体等	委員役職・氏名		出欠	備考
(1) 公 募		1	公募		濱 邊 修 平	出	
		2	公募		日 浦 祐 子	出	
		3	公募		藤 原 聖 輝	出	
(2) 福祉、保健、医療、雇用、教育等に知識及び経験を有する者		4	千歳公共職業安定所	就職促進指導官	石 岡 慶 子	出	
		5	北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室健康推進課	健康支援係長	守 村 里 美	出	
		6	医療法人資生会 千歳病院	精神保健福祉士	高 橋 洋 輔	出	
		7	株式会社119INTERNATIONAL	代表取締役	結 城 悟	出	
(3) 関係機関及び団体等の代表者又は推薦を受けた者	ア. 障がい者又は障がい児の家族団体又は支援団体等	8	千歳身体障害者福祉協会	会長	古 田 聖	出	W e b 参加
		9	千歳聴力障害者協会	会長	佐 藤 義 典	出	
		10	千歳視覚障害者福祉協会	会長	菊 池 悦 子	欠	
		11	千歳市肢体不自由児者父母の会	会長	岡 田 美 智 子	出	
		12	千歳市手をつなぐ育成会	会長	青 木 繁 雄	出	
		13	千歳市つくし会	事務局長	後 藤 邦 子	出	
	イ. 福祉、保健、医療、雇用、教育等に関する関係機関又は団体等	14	千歳市民生委員児童委員 連絡協議会	第3地区監事	鈴 木 勝 利	出	
		15	千歳市社会福祉協議会	地域福祉係長	長 澤 利 明	欠	
		16	千歳商工会議所	中小企業相談所 相談課長	伊 藤 佑 輔	欠	
		17	北海道千歳高等支援学校	教諭	斎 藤 芳 朗	出	
		18	千歳市立北進小中学校	教諭	山 坂 真 広	出	
		19	北海道南幌養護学校	教諭	濱 野 文 久	出	
		20	就労推進室やませみ	室長	玉 井 俊 導	出	
	ウ. 障害福祉サービス事業所等	21	生活介護ステーションゆみな	代表	清 水 道 代	出	
		22	就労移行支援事業所ゆうび	管理者	山 崎 千 尋	出	
		23	青葉の郷	施設長	森 本 洋 行	出	
		24	児童通所支援センターラブアリス 千歳桜木別館	児童発達支援管理 責任者	影 山 美 樹	出	
		25	共同生活援助事業所いずみ寮	管理者	田 口 幹 子	出	
	エ. 相談支援事業所等	26	千歳地域生活支援センター	センター長	奥 貫 あ い 子	出	
		27	千歳市地域包括支援センター	向陽台区地域包括支援 センター センター長	吉 田 肇	出	

当日配付分資料

4 議題

(1) 各部会活動報告

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①相談支援部会 | (P 1 ～ P 2) |
| ②こども部会 | (P 3 ～ P 4) |
| ③はたらく部会 | (P 5 ～ P 1 1) |
| ④地域生活部会 | (P 1 2) |
| ⑤差別解消・虐待防止専門部会 | (P 1 3) |
| ⑥手話言語条例推進専門部会 | (P 1 4 ～ P 1 5) |

(3) 千歳市コミュニケーション条例専門部会の設置

令和5年度 第3回 相談支援部会 報告	
日 時	令和5年10月12日(木) 16:00～17:15
場 所	千歳市社会福祉協議会2階 4会議室
参 加 者	千歳地域生活支援センター(奥貫部会長)、障がい者支援課(小島係長)、障がい者相談支援センター夢民(戸田、越後)、こども療育課(吉田係長)、向陽台地域包括支援センター(吉田)、千歳市障がい者総合支援センターChip(竹内、中村、鈴木)
要 旨	1. 最近の市内の動向や相談状況について 2. 福祉勉強会等について 3. その他
会 議 内 容	1. 最近の市内の動向や相談状況について 向陽台包括：いままでセルフプランだった方が、65歳になって介護保険への利用切り替えをされるケースも増えている。包括には総合相談がメインで、50代60代の親から障害で働けない子供について相談も度々ある。だが、相談が続かずに途切れる傾向にある。最近では以前と比べて障害福祉サービスから介護保険への移行が以前より支障なく出来る様になってきた印象。 ヘルパーの時間数が変更になったり、サービス内容の変化が出たり(障害で出来たけど、介護で出来ない等)がある。時間数等の兼ね合いは最初拒否もある傾向だが、次第に受け入れられる。しかし、サービス内容の変化に関しては受け入れられないケースもある。またケアマネから、障害と介護で受けられる支援の違いが分からずに相談を受けることもあり、相互の理解が出来る勉強会など出来ても良いと思う。 こども相談室：児童の事業所はなくなることはなく、増える一方で、そこも開設されるとすぐに埋まる傾向。チェーン店系で全国から展開されているところも多い。 CHIP：特別支援学校以外の通信制高校などで、福祉的な支援の必要がありそうな方の件でも親から相談が増えている。学校の進路相談の体制的に、学校内だけでの相談が難しい背景もある。 相談支援事業所：新規で開設10月より。【特定相談支援事業所 らいと】知的障害の方を中心として相談する方向。成人、児童も対応。 上記の中で話題となった課題点： ①強度行動障害、重度訪問介護の方の進路相談を受けるが、受け入れ先がなく、困ることがある。日中活動やショートステイ先なども難しい現状。 ②就労支援事業所が閉鎖になるが、このような場合に利用者さんの行き先が無くなる可能性がある。

	2. 福祉勉強会等について 映像制作について：まずは障がい福祉従事者向けの内容で作成。障害福祉にかかわる方の離職率が高い背景もあり、従事者に各種機関の理解を深めて行き、相互理解の機会や関係性作りも目的としている。 盛り込む内容としては、「こんな時にどこに相談したら良い？」「どのタイミングで関係機関に相談する？」など。 わかりやすいフローチャートなどを活用しても良いのではないかな。 また、完成したら、HP等にリンクしても良い等、その後の活用方法も話題に上がっている。 3. その他 次回は11月30日(木)16:00～開催予定。開催場所については、決まり次第案内。
作 成 者	千歳市障がい者総合支援センターChip 鈴木 健児

令和5年度 第4回 こども部会 報告	
日 時	令和5年10月26日(木) 10:00～11:15
場 所	千歳市総合福祉センター 402号室
参 加 者	ラブアリス千歳桜木別館(影山氏(部会長))、ぱすてる(山本氏)、ライフヘルプちとせ(熊谷氏)、ラブアリス千歳桜木(五月女氏)、十彩(藤田氏)、すてっぷちとせ(上村氏)、第二ちとせくらぶ(山崎氏・鈴木氏)、ブランケット(大和氏)、デイジーハウス(樫棒氏・若松氏)、SQUARE(山口氏)、ここち(門澤氏・長谷川氏)、ほーむアスト(福地氏)、chouchou chitose(櫻庭氏)、計画相談つむぎ(横山氏)、相談支援事業所らいと(今野氏・早川氏)、南幌養護学校(濱野氏)、こども療育課(小林氏)、千歳市自立支援協議会委員(日浦氏・濱邊氏)、千歳市障がい者総合支援センターChip(館山・中村)
要 旨	1. 前回のグループワーク報告 2. 支援者勉強会(学校見学会)について 3. 情報交換会(座談会)について 4. 情報提供・課題共有 5. その他
会議内容	1. 前回のグループワーク報告 前回の課題共有で行ったグループワークで出た話題を報告・共有している。 2. 支援者勉強会(学校見学会)について 市内小学校の特別支援学級、通級指導教室の5校、見学を打診している。11月末～12月頃実施予定。見学人数を各校10名定員とし、各事業所に見学希望の学校を第3希望まで出してもらい調整する。今回は市内の小学校を予定しているが、今後は市外の学校見学実施も検討していきたい。 3. 情報交換会(座談会)について 例年行っている情報交換会(座談会)を今年度も開催予定。前回の参加者アンケートや部会メンバーの意見を踏まえテーマを設定した。①高校進学に向けての悩み、②小・中学生保護者を対象とした進路に関する悩み、③未就学児保護者を対象の悩み共有、④学校生活についての悩み、の4グループに分けて情報交換を行う。12月中旬頃開催予定とし、準備を進めていく。 4. 情報提供・課題共有(グループワーク) グループに分かれテーマについての意見交換を行っている。 テーマ: アセスメントをどのようにしているか。(保護者の主訴が「ない」と言った時の導き方、こどもの実態をどう見て課題に盛り込んでいくか) ・長く利用している方には「困っていることはない、変えてほしいことはない」

	と言われることはある。職員で会議をして達成できそうな目標をスモールステップで考えて保護者に提案している。 ・お子さんの強みや得意なことから聞いていく。問題行動が見えてきたときに未然に防ぐことが必要なのか、代替的なことが必要なのか検討していく。 ・契約の時点でアセスメントシートの記入やイエローファイルを見せてもらうようお願いしている。イエローファイルを見ることでたくさんの情報を集めることができる。未就学児は園の先生とのやり取りも重要視している。発達検査の結果も見せてもらっている。 ・初回の半年間は施設や職員に慣れることや保護者の意見をベースに個別支援計画を作成する。2回目以降に細かな内容を盛り込んでいくようにしている。 ・半年に1度保護者にアンケートをとっている。「特にない」と記入されてしまうこともある。児童デイサービス利用の目的や主訴はどこにあるのかと考えてしまう。 ・今の事だけではなく将来を見据えた話をする。GH利用や一人暮らし等も考えながら身の回りの事で出来ることを増やせるよう事業所での取り組みを考えていく。 ・学校や事業所との情報共有にも繋がるため計画相談の事業所を勧めている。 5. その他 次回開催予定：令和5年12月下旬ごろ(日時・場所未定)
作 成 者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

令和5年度 第3回 はたらく部会 報告	
日 時	令和5年9月29日(金) 18:00～19:00
場 所	鉄東コミュニティーセンター 5号室(2F 集会室1)
参 加 者	30名 【福祉】就労継続支援事業所エコ・ファクトリー(結城(部会長))、千歳市障がい者総合支援センターChip(竹内・鈴木)、計画相談つむぎ(横山)、指定特定相談支援事業所らいと(今野理史)、社会福祉法人千歳いずみ学園いずみワークセンター(新川)、株式会社メビウス(柳沢・藤原)、株式会社帆の風(藤岡)、就労支援支援センターOm-net(牧野)、株式会社ドンリースアンドレンタル千歳物流センター(佐々木賢一)、サポートセンターユリーカ(芦田)、青葉の杜(森本・田本)、グッタッチ(佐々木正明・奥田)、健心サポート(上島)、合同会社コラボワーク(大山)【学校】北海道千歳高等支援学校(神上・長崎)【一般企業】苫東ファーム株式会社(松本)、株式会社インスパイア(本村)、合同会社 integrize(安西)、株式会社エンビト(笹原・小出・鹿倉)【行政】北海少年院(高瀬)、千歳市役所保健福祉部障がい者支援課(阿部)【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(野田・山田)
要 旨	1. 開会・挨拶 2. 協議内容 (1) 外国人労働者について (2) 農福連携について 3. その他・連絡事項 ・第2回合同説明会(Youmy 市場)について 4. 閉会
内 容	1. 開会・挨拶 2. 協議内容 (1) 外国人労働者について 株式会社エンビト笹原・小出より講義(説明)あり(講師として部会より依頼)。 ・エンビトグループの紹介。 ・高齢者介護人材不足の現状。 ・在留期間、技能水準、日本語水準、家族の帯同、受け入れ期間又は登録支援機関による支援の対象。 ・特定技能の受け入れ見込み。 ・介護(福祉サービス事業含まれる)特定技能の受け入れ可能な対象施設の説明 ・特定技能の受け入れ現状。 ・特定技能と技能実習の違い。 ・介護における特定技能と技能実習の違い。 ・連携している日本語学校国(インドネシア共和国、ネパール連邦民主共和国、ミャンマー連邦共和国、ベトナム社会主義共和国)。 ・日本語学校国で学ぶ学生の想い。 ・日本に来るまでのフロー、勤務開始までの流れ。 ・受け入れる介護施設の採用コスト。 ・登録支援機関の義務的支援内容。 ・苫小牧市事例(令和5年度「苫小牧市介護人材確保支援事業」の受託業者となり2023年6月から介護職員初任者研修開講。令和6年度外国人労働者採用苫小牧市一部負担)等説明があった。 質疑応答。 健心サポート上島より賃金について日本人と同様の基準でよいかと質問あり、同様との答えであった。 (2) 農福連携について

	規格外野菜を試験的に販売。 仕入れ価格①スイートコーン¥30/1本、②キャベツ¥50/1玉 販売価格①¥60/1本、②¥100/1玉として実施したところ完売。 と現状報告あり。 3. その他・連絡事項 ・第2回合同説明会(Youmy 市場)について 令和5年10月7日(土)10:00~15:00 千歳モール1F センター広場にて 開催告知、ポスター配布。 4. 閉会
作 成 者	就労推進室やませみ 山田 加代子

令和5年度 はたらく部会 第2回合同説明会(youmy 市場) 報告	
日 時	令和5年10月7日(土) 10:00~15:00
場 所	ちとせモール1階センター広場(千歳市勇舞8丁目1-1)
参 加 者	31名 株式会社119 インターナショナルエコ・ファクトリー(結城(部会長))、株式会社メビウス(柳沢・藤原)、株式会社帆の風(藤岡・鈴木・箕崎)、株式会社ドンリースアンドレンタル千歳物流センター(佐々木・木暮・石川)、マルハチ急行株式会社福祉事業部サークルエイト(青木繁・青木有・柳井・鎌田)、NPO 法人アシストセンターちえりす(清水道・清水美・小野田・小石川)、一般社団法人りらサポサポートセンターユリーカ(芦田)、晴レルモキッチン(米澤)、社会福祉法人せらび就労支援センターOm-net(牧野・伊藤)、特定非営利活動法人ほっとらんどグッタッチ(佐々木・村上)、合同会社久不動産健心サポート(上島・伊野・桐本・岡本・濱野) 【パンフレットのみ】特定非営利活動法人ほっとらんどグッタッチ、株式会社マグナクルージョブタス千歳勇舞事業所、合同会社コラボワーク、千歳市障がい者総合支援センターchip、社会福祉法人千歳いずみ学園相談支援事業所らいと 【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(野田・山田・丸本)
要 旨	1. 開会 2. 千歳市内就労系福祉事業所・相談支援事業所パンフレット設置及び物販開催 (1)目的 (2)実施方法 (3)当日の状況 3. 閉会
内 容	1. 開会 2. 千歳市内就労系福祉事業所・相談支援事業所パンフレット設置開催 (1)目的 千歳市内や近郊に住む障がいのある人やその家族や友人、また地域の人々を対象に福祉事業所の存在や活動内容の情報を提供するなど福祉資源の発信を行う。 (2)実施方法 参加事業所による物販及びパンフレット設置。パンフレット設置のみの事業所に関しては、事務局で来場者への補足説明を行なった。食品の物販を行う際は、感染対策として個包装をしてテイクアウトのみとした。また、金銭のやり取りはトレイを使用する事を各事業所に協力してもらった。 (3)当日の状況 10:00~15:00 までの間で来場者数は約50名。 偶然見かけて立ち寄ってくれた方の中には、孫が自閉症と診断されており、このような就労支援事業所があること、相談機関があることを初めて知ることが出来たという人がいた。祖母としては、見た目も普通で障がいがあるようには感じないということであったが、今後本人の困りごとなどが出てくる可能性もあるため、このような事業所があることを家庭で話してみようと思うなどの感想が聞かれ、市民に対してこのような福祉資源があることを情報発信出来たと思われる。 3. 閉会
作 成 者	就労推進室やませみ 丸本 真祐香

令和５年度 第４回 はたらく部会 報告	
日 時	令和５年１０月２７日（金） １８：００～１９：００
場 所	千歳市総合福祉センター４階４０２号室（千歳市東雲町２丁目３４）
参 加 者	２９名 【福祉】就労継続支援事業所エコ・ファクトリー（結城（部会長））、千歳市障がい者総合支援センターChip（鈴木）、社会福祉法人せらび千歳生活支援センター（今野辰）、指定特定相談支援事業所らいと（今野理）、社会福祉法人千歳いずみ学園いずみワークセンター（新川）、株式会社メビウス（柳沢）、株式会社帆の風（藤岡）、株式会社ウインドバレー（千葉）、株式会社ワークセンターピアハーブ（猿山）、株式会社千手クレザ（山口）、マルハチ急行株式会社福祉事業部サークルエイト（青木）、株式会社ドンリースアンドレンタル千歳物流センター（佐々木）、株式会社リートスリーピース（青能）、社会福祉法人晃裕会青葉の杜（田本）、合同会社久健不動産健心サポート（上島）【学校】千歳高等支援学校（斎藤・長崎・神上）【医療】千歳病院デイケア（橋場・寺澤）【農業】萬福農研（山口）【一般企業】株式会社エンビット（笹原）【一般】（濱邊）【団体】北海道社会福祉協議会（大泉）【行政】北海少年院（西野）、千歳市役所保健福祉部障がい支援課（阿部）【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ（野田・山田・丸本）
要 旨	１．開会・挨拶 ２．内容 （１）北海少年院について 講師：北海少年院 支援部門 法務教官 統括専門官 西野 直人 様 （２）農福連携について 規格外野菜販売の経過報告について （３）その他 施設外就労および施設外支援のご案内 ３．閉会
内 容	１．開会・挨拶 ２．内容 （１）北海少年院について 講師：北海少年院 支援部門 法務教官 統括専門官 西野 直人 様 ① 自己紹介：法務省入所後、関東地方少年院２箇所勤務（多摩少年院、赤城少年院）に勤務。４月から８年ぶりに少年院勤務。現在は社会復帰支援を担っている。 ② 北海少年院の概要 住所：北海道千歳市大和４－７４６－１０ 歴史：昭和１７年に札幌市苗穂町３７番地に開設 昭和１８年７月千歳市大和４丁目に新庁舎完成移転 昭和６０年現在地において、施設新営工事完了 （全国で６番目に古い少年院） ③ 少年院の概要 矯正院法（１９２３年）に伴い多摩少年院と難波少年院が発足。今年で１００周年を迎えている。少年院は全国で分院も含めて４４庁ある。北海道では、近年２箇所が廃庁している。令和３年度末に帯広少年院（犯罪傾向がすすんだ少年が多い）、令和２年度に月形学園（犯罪傾向が少ない短期利用少年）。男子少年院は北海少年院のみとなっていることから、現在犯罪傾向の進んだ少年だけでなく、犯罪傾向の少ない少年のどちらも収容されている状況。北海少年院は現在５０名程度在籍。近年少子化の影響等や犯罪の減少もあり、少年院の収容数も年々減少しているものの、家庭裁判所の少年院送致の決定率が上昇していること、帯広少年院の対象児童が措置されるように

なった影響から、北海少年院のみ収容数が横這いで推移している。新収容者の年齢について、18～19歳(特定少年)が約50%となっている。収容理由は、①窃盗(約3割)、②傷害・同致死傷(約3割)となっている。検察庁新規受理人員(少年)4万件。そのうち少年鑑別所4,400人(内少年院送致1,400人)となっている。収容少年の特徴としては、少年自身や保護者が障がいを抱えている場合も多い。また、虐待歴があり看護能力が期待できないこと、学校適応が難しい状況や仕事が見つからないといった環境に困難を抱えている場合も多く、受け皿が無い少年が多い。少年院はそのような少年を国が育て直ししている。新収容者の知能指数が境界知能である割合が約50%。保護者は実母のみ45%、義理の父と実母が30%。

④ 少年院の教育について

少年院の支援教育は、一定の集団に分けて行っている。その中でも支援教育課程は3種類ある。N1(支援教育課程Ⅰ)は知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの。N2(支援教育課程Ⅱ)は情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの。N3(支援教育課程Ⅲ)義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの。近年はN3の対象児童が増えている。

少年院は5つの矯正教育(ア.生活指導、イ.職業指導、ウ.教科指導、エ.体育指導、オ.特別活動指導)を行っている。

ア.生活指導について

個別担任との面接や内省課題、アサーショントレーニング等行う。北海少年院は全国2箇所(のみの重点指導施設(性非行防止指導))に選ばれており、性非行に対して重点的な指導をする取り組みをしている。また、大人へのステップ(成年社会参画指導)として、大人になるという事はどういうことか、契約や訴訟、結婚とは何かなどを学ぶ。

イ.職業指導について

北海少年院には介護福祉科(全国で3ヶ所)と、土木建築科などがあり、終了後には介護初任者研修や、大型特殊自動車第一種免許などの取得が可能。資格取得をするため、道外からも受講者を移送する事もある。ただし、あくまで職業訓練校ではないため、非行の反省や被害者の事を考えさせることが大切。また、製品企画科にはアグリコース(農園系)、クラフトコース(木工系)がある。どのような野菜を育てるのか等を考え、プレゼンテーションさせるなどして自主性を育て、主体性を持って動けるように指導している。作成した作物については、今年は道の駅や地元スーパーなどで販売した。

就労支援の農福連携関連として。農業を行いたい児童はあまりいないが、祖父の影響を受けて農作業を行っていた経験がある児童がおり、旭川で農作業の内定を頂いた。また、旭川市沼田町就業支援センターでは、寝泊りをしながら日中は農作業を行い、最終的に就労に至った実績がある。

ウ.教科指導について

中学生であれば義務教育を行う必要がある。卒業の際には校長先生が来て卒業証書を渡すこともあり、その都度連携をしている。また、通信制高校連携モデル事業を行っており、札幌に本部がある星槎国際高等学校と連携をし、入院中に受験をして合格。出院後は、週何回かスクリーニングをしている児童もいる。

エ.体育指導について

昼夜逆転生活をしている児童や、食べるものが無く盗んだ児童も多く、体力がない場合が多い。スポーツをする場合にはルールを守る、他の児童と協調して行うことを重点に行っている。

オ.特別活動指導について

	主に社会貢献活として指宿公園の花壇の整備、認定こども園へ折り紙メダルやポスターを送る活動や、社会福祉協議会へ季節の折り紙を送っている。また、登山訓練で樽前山に行く経験をした。その他にも、外部の人の協力を得て、保護犬との交流(命と心の教室)、札幌少年友の会の皆様によるコンサート、猿回しなど、多種多様な学びの機会を持てるようにしている。 これまでは、少年院を出院したら保護観察になり職員は関与できなかった(バトンパス)が、出た後も職員が関与できるようになってくるなど、バトンゾーンモデルという取り組みを実施している。少年院の中で培われた担任教員との信頼関係を利用し、少年の意欲の保持や、矯正教育のフォローアップをしている。 カ. 就労支援について 北海少年院では、希望者に対して非常勤の就労支援スタッフによるキャリアカウンセリングを実施。仕事が長続きしない少年が大多数のため、職業適性を見極めるところからやっている。 札幌矯正管区矯正就労支援情報センター(コレワーク北海道)には求人情報を集約している。また、千歳のハローワークと連携し、ハローワーク職員による面接実施や、求人情報の提供を受けている。現在就労支援対象者は10名程度を推移しており、ほぼ内定をもらっている。内定先は、建設土木系が多く、一部飲食系となっている。働き続けることが出来る事が重要なため、ミスマッチを防止するために、職場見学を実施している。遠い企業に就職を希望している場合には、最寄りの少年鑑別所に仮収容という形で宿泊させて実施している。 職親プロジェクトについて。就労先だけでなく、住居もセットで用意するなど協力雇用主の協力を得て再犯率低下を目指す取り組みも行っており、そういった場所に帰住する児童もいる。千歳では瀧建設興業株式会社が協力雇用主となっている。 キ. その他 医療福祉との連携も重要となっている。精神保健福祉センターとの研修を実施。また北海少年院には福祉専門官と社会福祉士が配置されている。支援教育課程の少年は、帰る場所が無い少年が多い。99%は仮退院という形で外に出るが、何か行なえば戻し収容という形で戻される。そのため、生活環境の調整や調査が必要となってくる。保護観察所から許可されると仮退院出来る。 両親にも障がいがあり看護能力が期待できない、少年の非行に疲弊し、引き受けを拒否する場合もある。その場合には、少年院が主体となって帰る場所を探さなければいけない。GH や宿泊型自立支援施設などの場合もあるが、平成21年度から、特別調整という制度により、北海道地域定着支援センターに保護観察所が委託をし、帰る場所を探すシステムもある。 ⑤ 質疑応答 一般就労以外の進路があるのかという質問に対しての回答。刑務所出所者専用求人内で内定をもらう事が多い。障がい者福祉サービスに該当するA型B型の連携のケースがある。また千歳市内で就労系福祉事業所との連携のケースは把握していない。また、特別調整で帰住した少年がGHとB型事業所を利用した事例があるという回答があった。 (2) 農福連携について ① 規格外野菜販売の経過報告について ア. 規格外野菜について 各スーパーで値段の調査を実施。定価以下で値段を設定。事業所を利用する客の他に、職員や利用者への呼びかけ、通行人が車を停めて購入してくれることもあり、全ての規格外野菜を販売できた。留意点として、規格外の野菜を農家側に用意してもらう事は労力になってしまうことを理解しておく。農家側が用意してくれていることもあるが、足りない場合も
--	--

	ある。そのような時には、収穫が終わった畑で事業所側が規格外を探して収穫、販売を行うこともあった。 イ. 農福連携磨き作業について 萬福農研より施設外労働の仕事を頂いた。 ・かぼちゃ磨き作業(800 個程度) ・トマトの苗の片付け作業(1 列 300 苗× 8 列で 1 棟) ・トマトの苗をハウスから出す作業 感想。トマトの苗の片付け作業については、想像していた 1.5 倍の量を終わらせてくれ、パートで来ている人と作業速度も変わらない。来年も仕事をお願いしたいと思っている。今後の課題として、今まで作業してもらった前例が無いため、どの程度の作業時間が掛かるか分からない状態。トマトの苗を出す作業については 2 時間で 8 列用意した。結果、2 時間で 4 列だった。作業速度や日程があるため、翌日自身が朝早くに作業して終わらせた。今回の件は今後の課題として、色々な経験値を積んで来年度以降も作業をお願いしていきたい。 (3)その他 ①施設外就労および施設外支援のご案内 千歳印刷株式会社より仕事の依頼があり、①清掃片付け、②広報ちとせ又は市民カレンダーの配布の情報提供を参加事業所に行なった。希望事業所は、自立支援協議会はたらく部会事務局へ問い合わせをする。 ②アサーショントレーニングの講座について 令和 5 年 11 月 9 日(木)10:30~12:00 より、北ガス文化ホール 3 階中会議室にてアサーショントレーニング講座を実施することの情報提供があった。 ③千歳高等支援学校より 令和 5 年 11 月 11 日に千歳高等支援学校学園祭がある。今年は一般公開されるため興味のある方は参加してほしい。 3. 閉会
	就労推進室やませみ 丸本 真祐香

令和5年度 地域生活部会 情報交換会報告（概要）	
日 時	令和5年11月10日（金） 18：00～19：30
場 所	千歳市社会福祉協議会 2階2・3議室
参 加 者	【参加事業者】障がい者支援施設いずみ（新川）、障がい者支援施きらり（野口）、めいぷるほっとい～よ（藤田・室山・高橋）、SOMPO 千歳訪問介護（桜井・篠原）、ヘルパーステーションえみな（山下）、 【部会関係者】千歳市肢体不自由児者父母の会（岡田会長（部会長））、千歳つくし会（後藤事務局長）、地域支援生活センター（奥貫センター長）、支援センターゆみな（清水所長）、千歳市障がい者地域自立支援協議会公募委員（渡邊委員） 【事務局】千歳市障がい者総合支援センターChip（竹内センター長）、
要 旨	1. 開会 2. 情報交換 3. その他 4. 閉会
内 容	情報交換会の実施が近々の開催日であったため、部会内での反省も行われていない。アンケートの集約も含めた実施内容の詳細については次回の定例会に報告をする。 （概 要） 1. 開会 （部会長挨拶） 2. 参加者自己紹介および情報交換（グループワーク） 各グループにおいては、最初に出席者の所属事業所の紹介と現状などについての報告を行い、その中で共通話題となる内容について情報交換（ディスカッション）を行った。 情報交換がしやすいように「生活介護」「居宅介護」の2つのグループに分けて、それぞれの事業所における提供されているサービス内容や利用者の状況、そこでの課題とされていることなどを情報として話がされた。それらの中で共通してされた話題が「職員不足」「様々なニーズへの対応の難しさ」であった。（詳細については次回に報告予定） 【今後の本部会の取り組みについて】 地域生活部会の取り組みとして、事業所職員が集まる機会の実施がこの数年間新型コロナの影響でできていなかった。今回の情報交換会を機会に参加者の意見を参考にしながら各事業所間の連携や職員に資質（専門性）向上を目指した取り組みを進めていくことにする。
作 成 者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

令和5年度第1回千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議	
日 時	令和5年9月22日
場 所	(書面会議)
参 加 者	関係30機関
要 旨	令和4年度における障がい者虐待の状況について
会 議 内 容	1 市の体制 2 障がい者虐待の状況 令和4年度における障がい者虐待の相談・通報件数：16件（18名） （※令和3年度と比較し7件（9名）増加） （内訳） 養護者による虐待：1件（1名） 養護者による虐待の疑い：12件（12名） 施設従事者等による虐待：1件（3名） 施設従事者等による虐待の疑い：2件（2名） 使用者による虐待：0件（0名） 使用者による虐待の疑い：0件（0名） （※2件（4名）を虐待と認定） 3 今後の市の取り組み
作 成 者	千歳市保健福祉部障がい者支援課 阿部 さやか

令和5年度 第3回 手話言語条例推進専門部会 報告	
日 時	令和5年10月30日(月) 19:00～20:15
場 所	千歳市社会福祉協議会 会議室1
参 加 者	千歳聴力障害者協会(佐藤会長(部会長)、千歳手話の会(神能会長)、手話サークルしらかば(岩倉会長)、千歳要約筆記の会やませみ(打矢代表)、北海道手話通訳問題研究会道央支部千歳・恵庭班(中村班長)、千歳身体障害者福祉協会(木村会員)、千歳市社会福祉協議会(長澤地域福祉係長)、千歳市社会福祉協議会(川北専従手話通訳者、武藤裕佳子専従手話通訳者)、千歳市保健福祉部障がい者支援課障がい福祉係(阿部係長)、千歳市障がい者総合支援センターChip(竹内センター長)
要 旨	1. みんなをつなげる会主催災害学習会の参加報告 2. 千歳手話フェスタ(仮称)実施に向けた意見交流 3. その他
会議内容	【部会長挨拶】佐藤部会長 本日の報告及び協議項目および千歳聴力障害者協会などの活動についての報告があった。 【協 議】 1. 「みんなをつなげる会」災害の学習会(9月10日実施)参加報告(佐藤部会長より) 9月10日(日)に「みんなをつなげる会」主催で災害学習会があり、本部会関係者では部会長と阿部障がい福祉係長が参加した。聴覚障がい、知的障がい、精神障がい等に分かれての特性に応じた災害時の対応などについて話がされた。聴覚障がいに関しては災害時の情報が早くに伝わらないことで、当事者が素早く行動ができなくて困ってしまうことがある。また、ライフライン(電気・ガス・水道など)やガソリンが止まってしまうと生活に大きな支障をきたし、その情報が入ってこないことでより困難性が高くなる。現状ではSNSを活用した情報を得ることがいち早く情報を得られる手段となっている。 大規模な災害時には福祉避難所が設置される。そこに避難しても手話通訳者などがない場合は十分な情報が得られず、聴覚障がい者は手話通訳者がいる避難所に移動することになる。その場合、自家用車などで各自が移動することになる。今後、高齢化して自家用車の利用ができなくなることを想定すると移動手段も問題となるだろう。 (意見) 報告があった内容について詳しく知るための記録や資料などはないのか。 (回答) 「みんなをつなげる会」が記録をしているので、その資料や閲覧の手段について問い合わせてみる。 2. 千歳手話フェスタ(仮称)実施に向けた意見交流 部会員が所属する各団体での千歳手話フェスタ(仮称)検討に係る意見があればこの場で意見交流を予定していたが、各団体での検討、意見集約が難しかったために、具体的な検討には至らなかった。 【手話フェスタ及び今年度の取組について】(意見) ・昨年度2月に実施された「手話フェスタ」は市民を対象としてとても良い取組であった。同様の取組をしてはどうか。

	・3月3日は「耳の日」である。これに合わせて部会として何か取り組んでみてはどうか。各団体ができることを、短時間（2時間ほど）でも企画してみてもいいのではないか。今後、市からの支援を受けるためにも、部会として小さな実績を残していけないか。 ・「ひげの校長」の映画を上映はできない。以前、苫小牧市で上映されたようである。観たいと思う人は多くいるのではないか。 →上映にはフィルム（データ）の使用で6万円以上の使用料がかかるようで、参加者から1000円の料金を取ったとして60人以上の集客をする必要がある。 経費も含め、今後、他の地域で上映されている情報を収集することにする。 3. その他 ○（佐藤部会長より） ・市内学校での福祉に関する学習での講師をしているが、9月から11月に講師依頼が集中している。千歳聴力障害者協会から4、5名の講師を派遣しているが仕事を休んで出向くこともあり、実施時期ができるだけ集中しないように検討していただきたい。 →（社会福祉協議会）各学校が年間の行事などを調整しながら、実施時期を依頼してくるのでどうしてもこの時期に依頼してくるようである。 ○千歳市の中での悩み ・JR千歳駅で列車の遅れや運行時間の変更について、最新の情報を得ることが難しい。ネット（HP）での情報は遅れて掲載されるので困ることがある。 →ツイッターなどの情報の利用が早いかもしれないが、ろうあ者連盟としても改善を求めていかなければならないと考える。 ○「障害者週間」の取組について ・12月3日からの「障害者週間」における千歳市の取組について教えてほしい。 →（阿部障がい福祉係長）市の広報誌、HP、ラインで障害者週間を周知するための情報を発信している。 ○「ユニバーサルマナー検定」について ・ふれあい広場事業として市のユニバーサルマナーの検定をこの4、5年実施している。聴覚障がいだけでなく、様々な障がいに関して理解することができるので申し込んでいただきたい。 ○「自治体手話通訳者の仕事」について ・千歳市の窓口にはUDトークや手話通訳につながるタブレットなどが設置されているのは非常に良いことであるが、市の職員で手話ができる人の採用も考えてほしい。 【次回部会開催予定】 1月15日（月）19：00～を予定している。
作 成 者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹 内 哲

事前送付分資料

4 議題

(2) 千歳市からの報告

- ①千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉計画の策定

千歳市障がい者計画

第7期千歳市障がい福祉計画

第3期千歳市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

【素 案】

～障がいのある人が、安心して、
自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現～

令和6年3月

千 歳 市

はじめに

令和6年3月

千歳市長 横田 隆一

【目次】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制.....	4
5 障がい福祉に関する法律・制度等の動向	6
6 北海道障がい保健福祉圏域	11
第2章 障がいのある人の状況	12
1 人口の推移	12
2 障害者手帳所持者数	13
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の基本理念.....	17
2 計画の対象	17
3 基本目標	18
4 施策の方向	20
5 計画の体系	21
第4章 千歳市障がい者計画	28
＜基本目標1＞「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」	28
＜基本目標2＞「安全・安心な生活環境の整備」	32
＜基本目標3＞「暮らしの充実」	37
＜基本目標4＞「障がい児支援の充実」	46
＜基本目標5＞「自立と共生の推進」	51
第5章 第7期千歳市障がい福祉計画	58
1 計画の位置付け.....	58
2 計画の期間	58
3 計画の対象	58
4 計画の内容	58
5 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	59
6 サービス見込量（活動指標）	66

第6章 第3期千歳市障がい児福祉計画 92

- 1 計画の位置付け..... 92
- 2 計画の期間 92
- 3 計画の対象 92
- 4 計画の内容 92
- 5 障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標） 93
- 6 サービス見込量（活動指標） 97

第7章 計画の実施体制と進行管理..... 102

- 1 計画の実施体制.....102
- 2 計画の進行管理.....102

資料編..... 104

- 1 前計画の進捗状況.....105
- 2 障がい当事者アンケート調査結果.....123
- 3 障がい当事者アンケート調査結果（18歳未満再計）146
- 4 サービス提供事業所アンケート調査結果155
- 5 企業等民間事業所アンケート調査結果159
- 6 関係団体ヒアリング結果162
- 7 パブリックコメントの結果概要
- 8 計画策定経過
- 9 千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱
- 10 千歳市保健福祉推進委員会設置要綱
- 11 千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱
- 12 「障害」の表記を「障がい」と改める取扱いについて
- 13 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「千歳市障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める基本的な計画です。

「第 7 期千歳市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第 88 条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

また、市町村は「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づき、「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市においては、3 つの計画を一体的に策定するものとします。

■ 根拠法令・計画の性格

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項 (平成 23 年 8 月 5 日一部改正)	障害者総合支援法 第 88 条 (平成 25 年 4 月 1 日施行)	児童福祉法 第 33 条の 20 (平成 30 年 4 月 1 日施行)
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の提供体制を確保するための計画

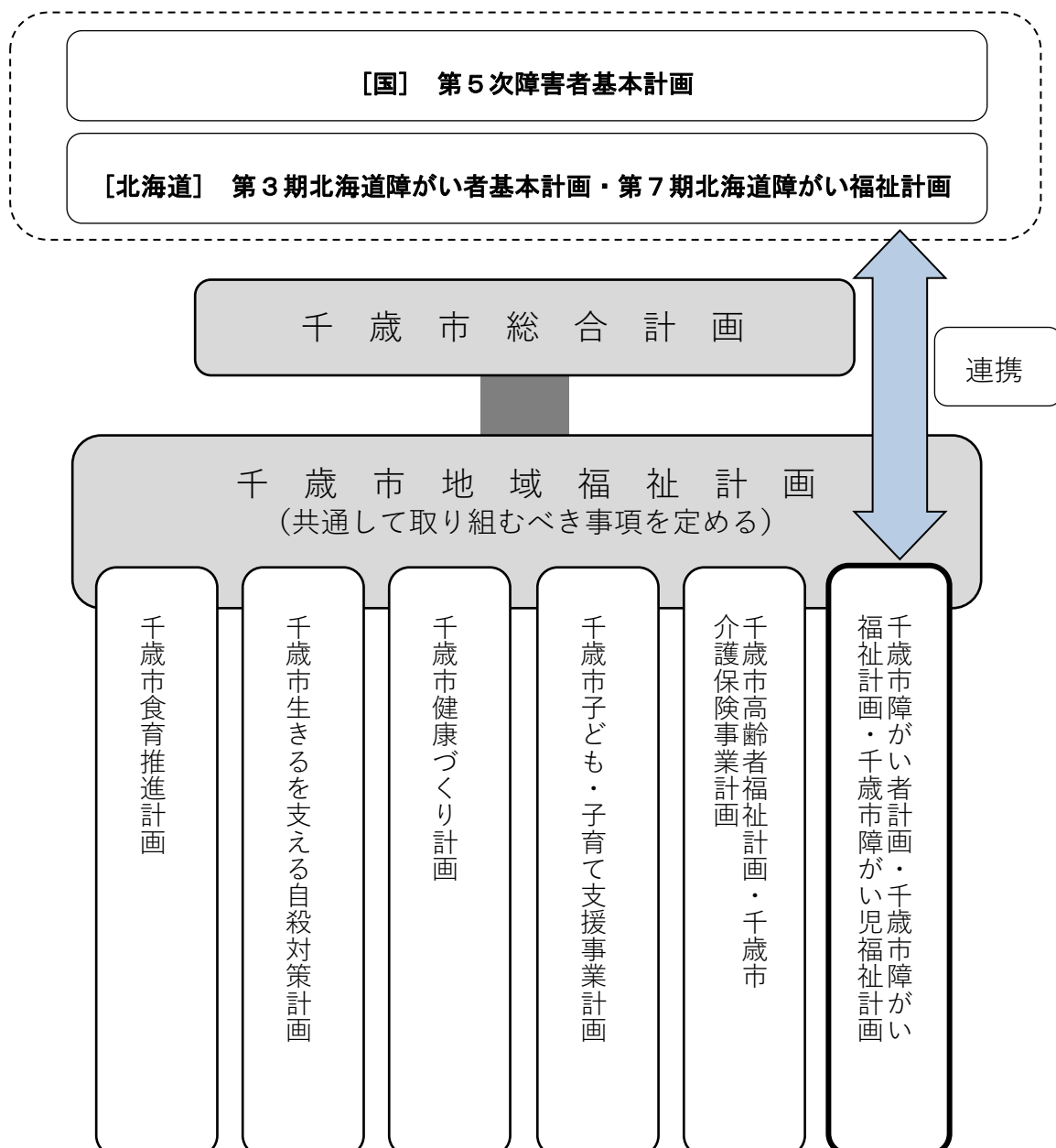
・アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が 100%にならないこともあります。

・複数回答が可能な質問では、比率算出の基数は回答者数（票数）とし、その項目を選び○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をしました。そのため、各項目の比率の合計は 100%を超える場合もあります。

2 計画の位置付け

「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」は、国の「第5次障害者基本計画」及び「第3期北海道障がい者基本計画」などと整合性を図りながら、「千歳市第7期総合計画」におけるまちづくりの基本目標である「あたたかさとつながりを心で感じられるまち」を推進するため、「千歳市地域福祉計画」を保健福祉分野の上位計画として位置づけ、「千歳市高齢者福祉計画・千歳市介護保険事業計画」や「千歳市子ども・子育て支援事業計画」などの関連する個別計画と調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



3 計画の期間

「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

■計画期間

	計画名	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国	障 害 者 基 本 計 画	第 4 次				第 5 次 (R5～R9)					
北海道	北海道障がい者基本計画	第 2 期				第 3 期 (R6～R11)					
	北海道障がい福祉計画	第 5 期	第 6 期			第 7 期 (R6～R11)					
千歳市	総 合 計 画	第 6 期			第 7 期 (R3～R12)						
	地 域 福 祉 計 画	第 3 期	第 4 期 (R2～R6)				第 5 期 (R7～R12)				
	障 が い 者 計 画	障がい者計画	障がい者計画			障がい者計画					
	障 が い 福 祉 計 画	第 5 期	第 6 期			第 7 期					
	障 が い 児 福 祉 計 画	第 1 期	第 2 期			第 3 期					

4 計画の策定体制

(1) 障がい当事者アンケート調査

市内の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持している人を対象に、生活実態や障害福祉サービス利用に関する今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。また、障がい児については、各種手帳及び通所受給者証を交付している 18 歳未満の児童の保護者全員にアンケート調査を実施しました。

(2) サービス提供事業所アンケート調査

市内の障害福祉サービス提供事業所を対象に、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する意向などについてアンケート調査を実施し、サービス見込量を算出するための基礎資料としました。

(3) 企業等民間事業所アンケート調査

市内の企業等民間事業所を対象に、障がい者雇用の状況や今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。

(4) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、アンケート調査では把握しづらい障がいのある人の抱える課題や、今後求められる取組について意見を聴取しました。

(5) 千歳市保健福祉推進委員会での検討

庁内各部局等の次長職で構成する「千歳市保健福祉推進委員会」において、障がい福祉施策の現状や課題を点検・整理するなど、計画全般を横断的な視点で検討しました。

(6) 千歳市障がい者地域自立支援協議会からの意見聴取

市内の障がいのある人やその家族、関係機関・団体・事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえながら、計画を策定しました。

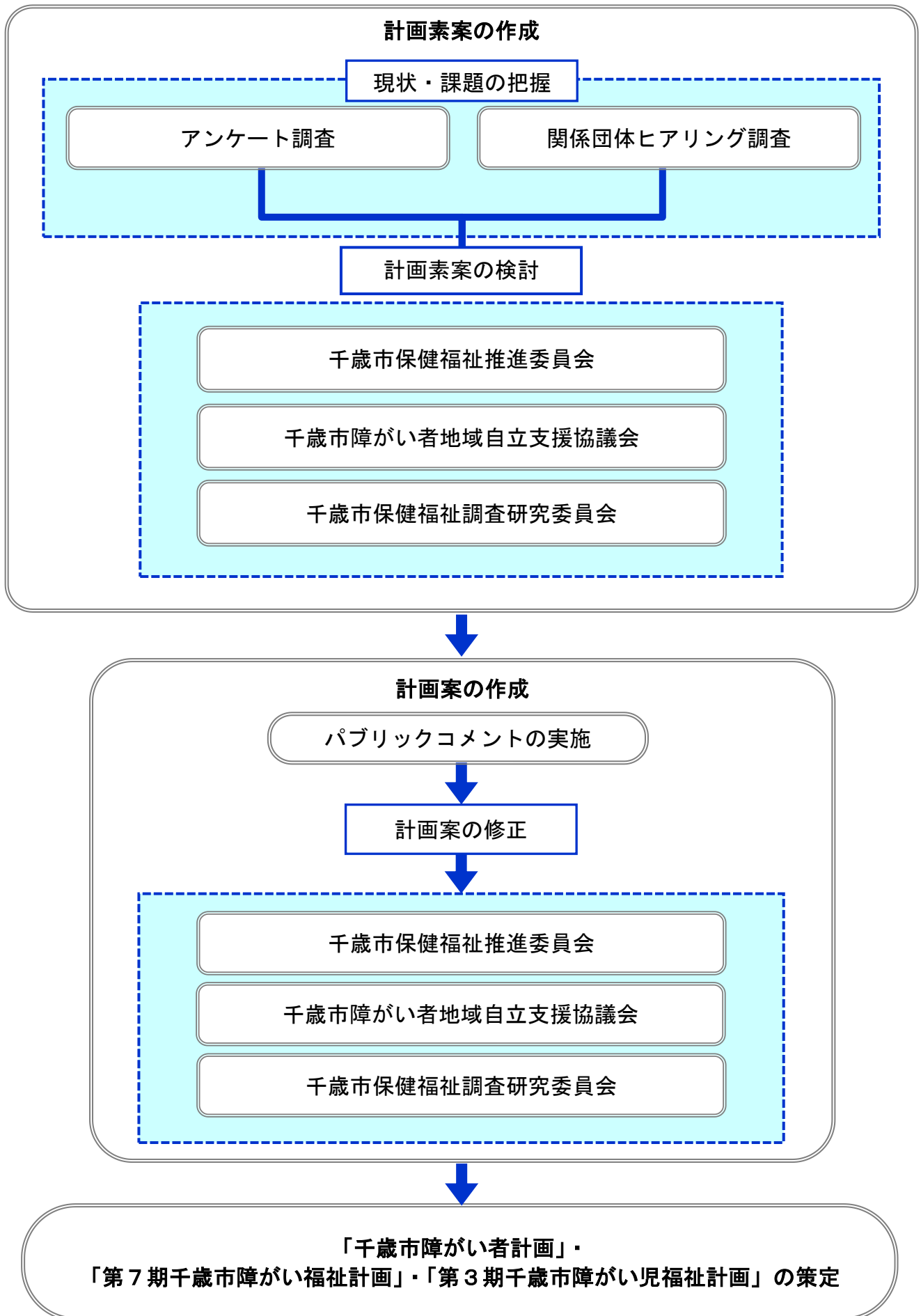
(7) 千歳市保健福祉調査研究委員会での審議

市内の保健福祉関係機関・団体の代表者等で構成する「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、専門的・総合的な見地から意見をいただきました。

(8) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを令和 5 年 12 月 18 日から令和 6 年 1 月 19 日まで実施しました。パブリックコメントの結果、●●件の意見提出がありました。結果の概要については巻末「資料編」を参照してください。

■計画策定の流れ



5 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■計画策定に関する動向

«国»

障がい者計画	障がい福祉計画
障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月） ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 ・療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等	障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月） ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障がいのある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し 障害者総合支援法の改正（令和 6 年 4 月） ○障害者等の地域生活の支援体制の充実 ○障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ○データベース（ＤＢ）に関する規定の整備
第 5 次障害者基本計画の策定（令和 5 年 3 月） ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○安全・安心な生活環境の整備 ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○防災・防犯等の推進 ○行政等における配慮の充実 ○保健・医療の推進 ○自立した生活の支援・意思決定の推進 ○教育の振興 ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○国際社会での協力・連携の推進	基本指針の改正（令和 5 年 5 月） ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○福祉施設から一般就労への移行等 ○地域における相談支援体制の充実強化 ○障害者等に対する虐待の防止 ○「地域共生社会」の実現に向けた取組 ○障害福祉サービスの質の確保 ○障害福祉人材の確保・定着 ○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害福祉計画の策定 ○障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

■ 計画策定に関する動向

«国»

障がい児福祉計画
児童福祉法の改正（令和 6 年 4 月） ○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化 ・ 児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化
基本指針の改正（令和 5 年 5 月） ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ○発達障害者等支援の一層の充実 ○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害児福祉計画の策定

«北海道»

条例・計画
北海道障がい者条例の施行（平成 22 年 4 月） ○障がいのある人を支える基本的施策等 ○障がいのある人の権利擁護 ○障がいのある人が暮らしやすい地域づくり ○障がいのある人に対する就労の支援等
第 3 期北海道障がい者基本計画・第 7 期北海道障がい福祉計画（仮称）の策定 （令和 6 年度～令和 11 年度） ○北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合 ○「希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会の実現」を目指す ○計画期間は 6 年とし、3 年で中間見直しを図る ○北海道障がい保健福祉圏域を設定し保健・医療・福祉サービスの重層的なネットワークを推進 本道を 21 区分（千歳市：札幌圏域） «計画推進のための基本的な考え方» ①北海道障がい者条例の施策の推進 ③サービス提供基盤の整備 ⑤人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上 ⑦発達障がい者や医療を必要とする人等への支援 ⑨自立と社会参加の促進・取組定着 ⑪北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進 ⑫安全確保に備えた地域づくりの推進 ②生活支援体制・地域移行支援の充実 ④保健福祉・医療施策の充実 ⑥障がい児支援の充実 ⑧就労支援策の充実・強化 ⑩権利擁護の推進

■その他の障がい福祉に関する動向

«国»

法律・政策
障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月） ○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定
障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月） ○「差別の禁止」の規定を具体化し、国・地方自治体による「合理的配慮」の義務化
障害者差別解消法の改正（令和 6 年 4 月） ○民間事業者による「合理的配慮」の義務化
発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月） ○社会的障壁の除去など発達障がい者への支援に係る基本理念の新設 ○国・地方公自治体の責務の追加（相談体制の整備） ○教育・情報共有・就労・地域生活・権利擁護・司法手続・家族に関する支援の規定 ○発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センターの増設 ○普及啓発に関する規定
障害者文化芸術活動推進法の施行（平成 30 年 6 月） ○文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
ユニバーサル社会実現推進法の施行（平成 30 年 12 月） ○年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現を目指す
読書バリアフリー法の施行（令和元年 6 月） ○全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す ○視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
農福連携等推進ビジョンの策定（令和元年 6 月） ○農福連携等の推進に向けて ○農福連携を推進するためのアクション ○農福連携の広がりの推進
児童福祉法施行令の改正（令和元年 10 月） ○就学前障がい児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額の無償化

■その他の障がい福祉に関する動向

«国»

法律・政策
電話リレーサービス法の施行（令和２年１２月） ○聴覚障がい者が手話通訳者などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を整備
バリアフリー法の改正（令和３年４月） ○ソフト対策の取組の強化、国民に向けた広報啓発の取組の促進を規定 ○市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項を追加
社会福祉法等の改正（令和３年４月） ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制整備事業の創設）
医療的ケア児支援法の施行（令和３年９月） ○「医療的ケア児」を定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和４年５月） ○障がい者の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定・実施の義務化
障害者雇用促進法の改正（令和５年４月、令和６年４月） ○雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ○精神障害者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長 ○週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度障がい者の算定特例
精神保健福祉法の改正（令和５年４月、令和６年４月） ○精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ・ 家族等が意思表示を行わない場合の市町村長の同意による医療保護入院 ・ 入院者訪問支援事業の創設 ・ 医療機関における虐待防止措置、虐待通報の義務化 ○地域生活の支援体制の充実 ・ 地域援助事業者の紹介の義務化 ・ 市町村等の相談支援の対象に精神障がい者のほか、精神保健に課題を抱える者を追加
難病法及び児童福祉法の改正（令和５年１０月、令和６年４月） ○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始時期の見直し ○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する「登録者証」の発行事業の創設 ○データベース（ＤＢ）に関する規定の整備

■ その他の障がい福祉に関する動向

«北海道»

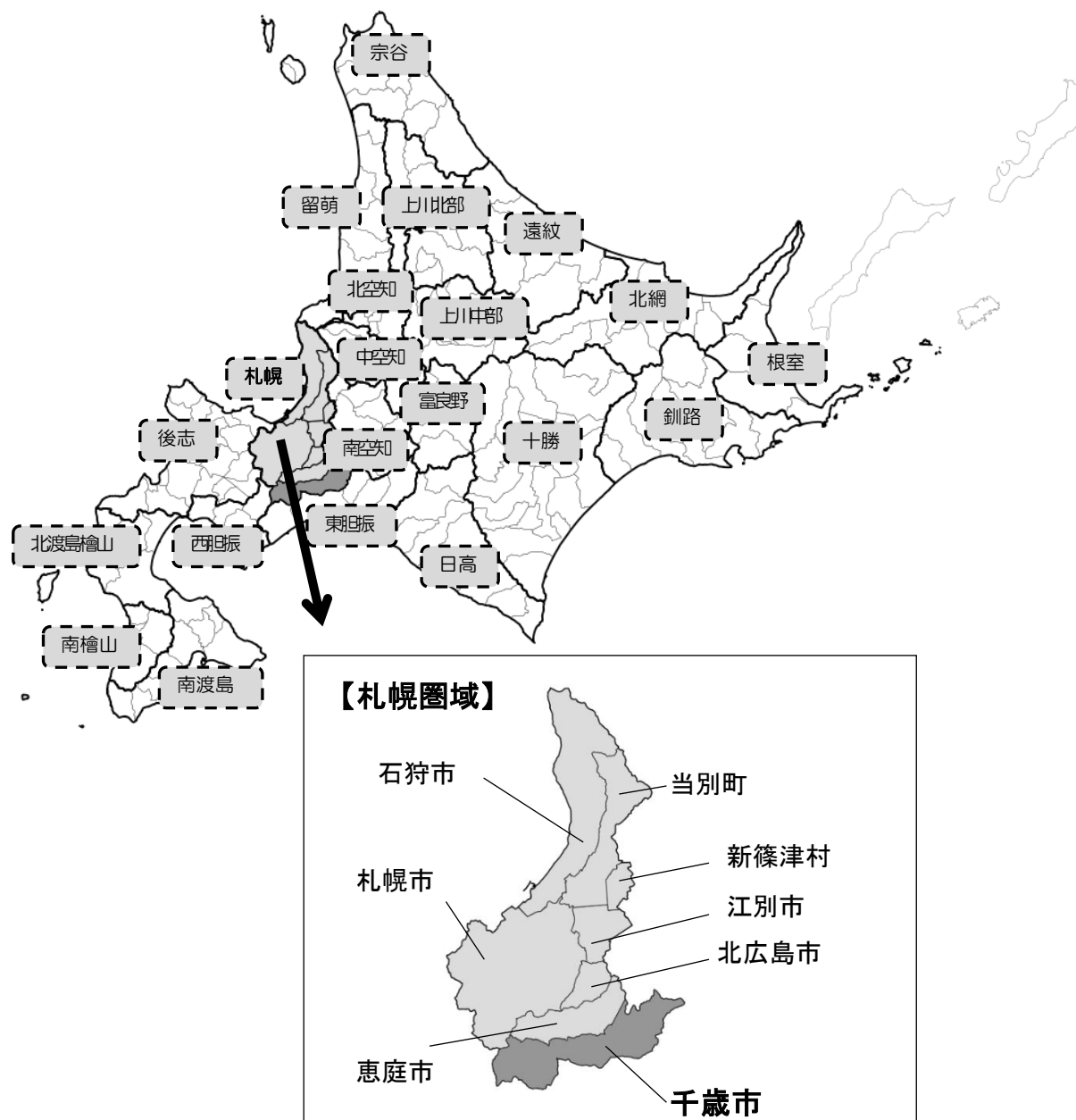
条例・計画
北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施行（平成 30 年 4 月） ○障がい者の意思疎通の総合的な支援、言語としての手話の認識の普及
北海道ケアラー支援条例の施行（令和 4 年 4 月） ○ケアラー支援に関する道の責務並びに道民、事業者、関係機関等の役割の明確化
北海道ケアラー支援推進計画（令和 5 年度～令和 7 年度）の策定 ○普及啓発の促進 ○早期発見及び相談の場の確保 ○ケアラーを支援するための地域づくり

6 北海道障がい保健福祉圏域

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

このことから、北海道では、障がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整を行うことを目的に、21 の障がい保健福祉圏域を設定しています。

保健・福祉サービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、サービスの種類ごとの支給量及び整備量を見込み、推進管理等を行う「区域」として設定されており、本市は「札幌圏域」に位置付けられています。



資料：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

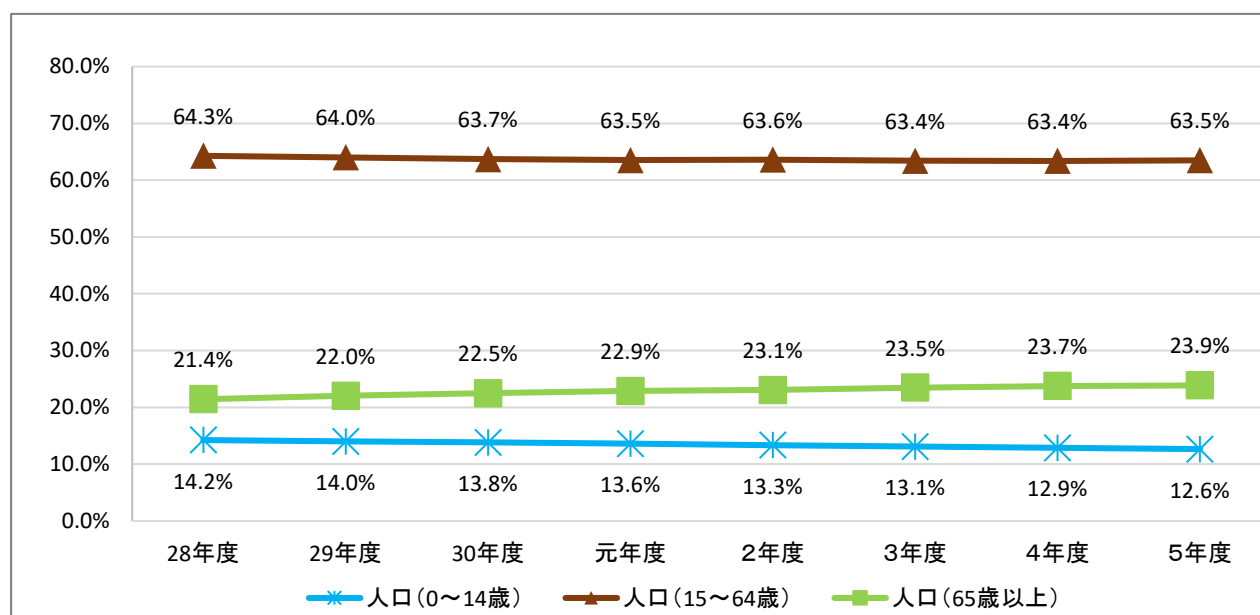
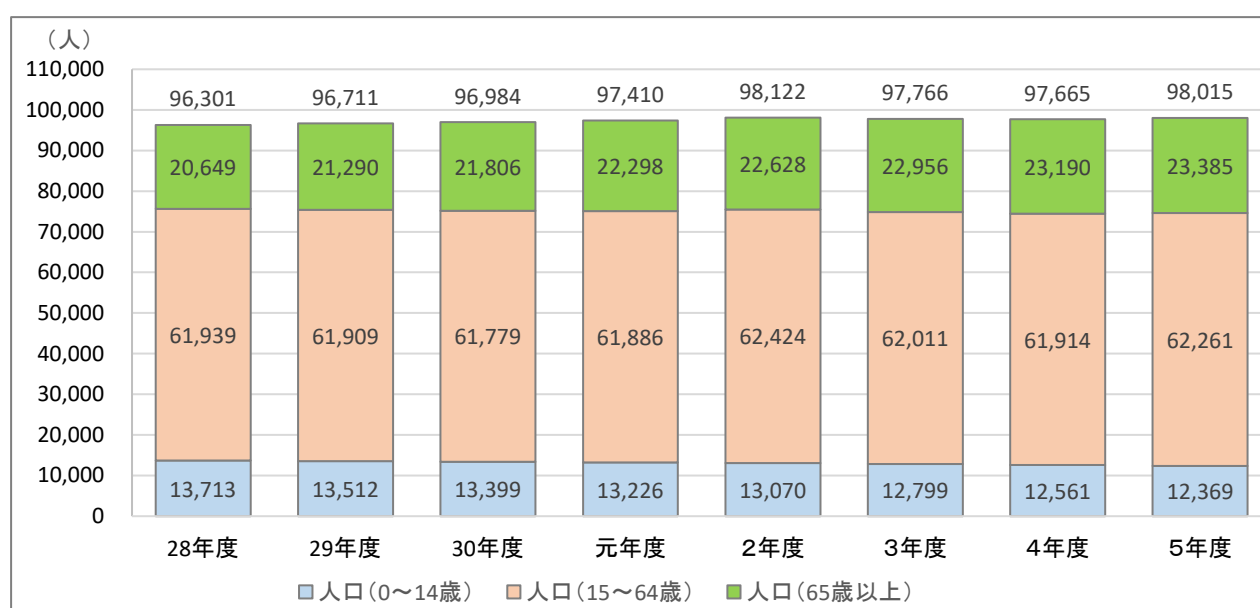
第2章 障がいのある人の状況

1 人口の推移

千歳市の人口は増加傾向にあり、平成28年10月1日時点で96,301人であった人口は、令和5年10月1日現在で98,015人となっています。

全道一若いまちの千歳市においても高齢化が徐々に進んでおり、平成28年度時点の老年人口（65歳以上）の割合は21.4%でしたが、令和5年度には23.9%となり、7年間で2.5ポイント上昇しています。

図表1 千歳市の人口と年代別割合



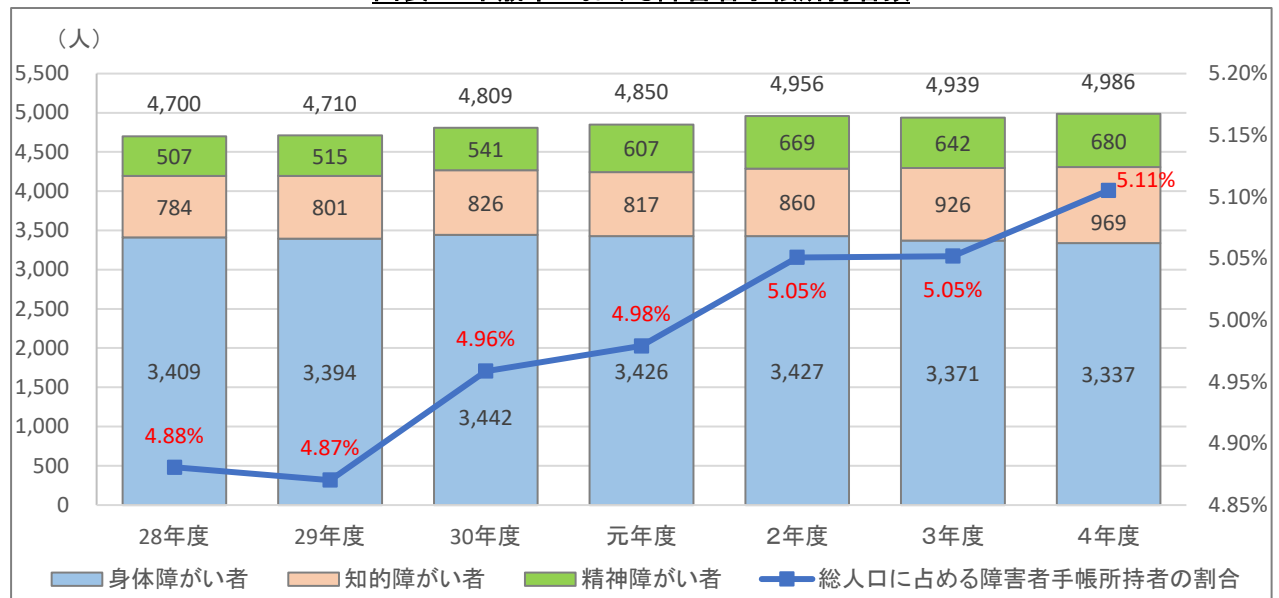
資料：住民基本台帳-外国人登録者数を含む。(各年度10月1日現在)

2 障害者手帳所持者数

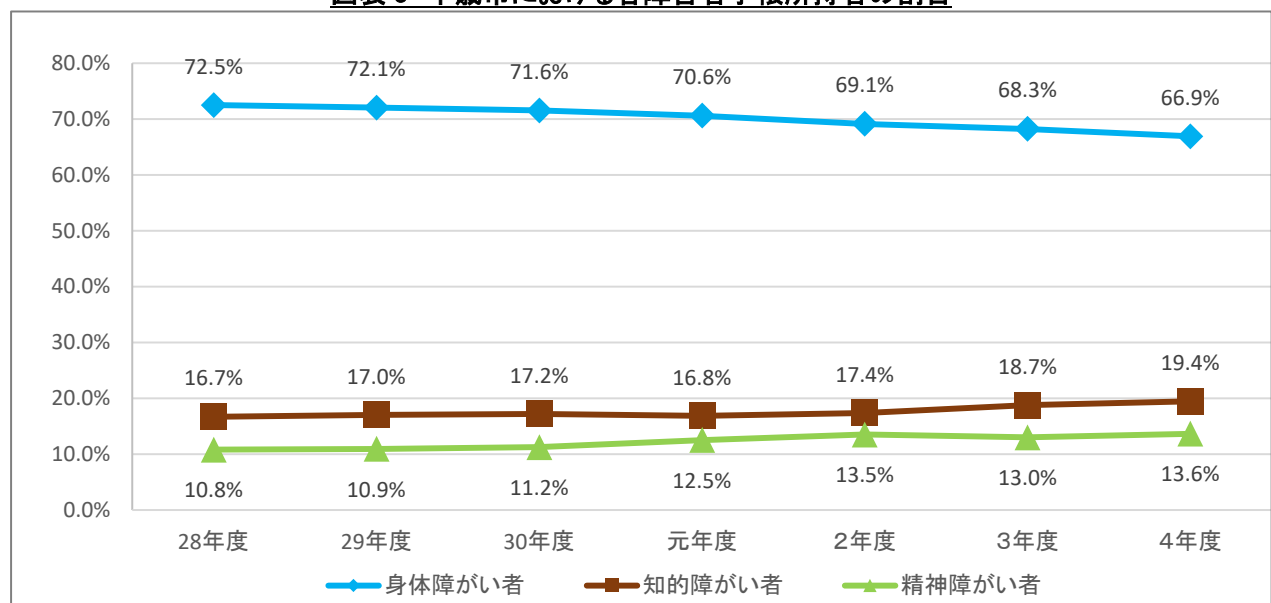
千歳市における障害者手帳の所持者数は、令和4年度末では4,986人となっています。千歳市の総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、増加傾向にあり、平成28年度末に4.88%であった割合が、令和4年度末には5.11%となっています。

令和4年度末の身体障害者手帳所持者（身体障がいのある人）は3,337人、療育手帳所持者（知的障がいのある人）は969人、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がいのある人）は680人となっています。

図表2 千歳市における障害者手帳所持者数



図表3 千歳市における各障害者手帳所持者の割合



資料：障がい者支援課（各年度3月31日現在）

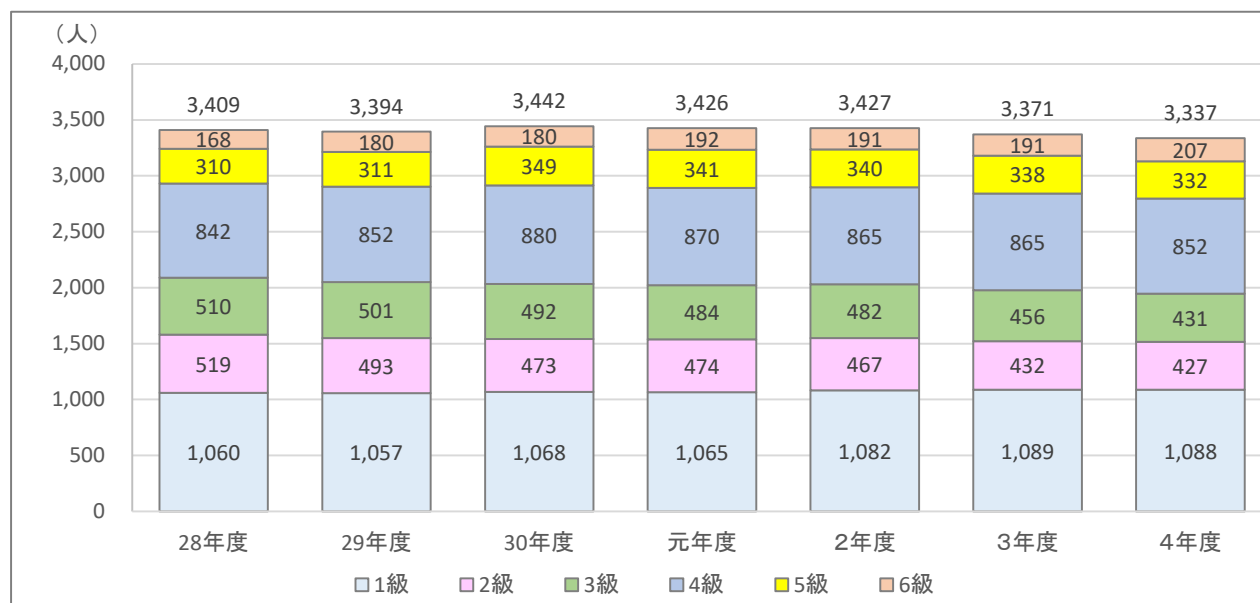
（１）身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は平成28年度末に3,409人であり、令和4年度末には72人減の3,337人となっています。

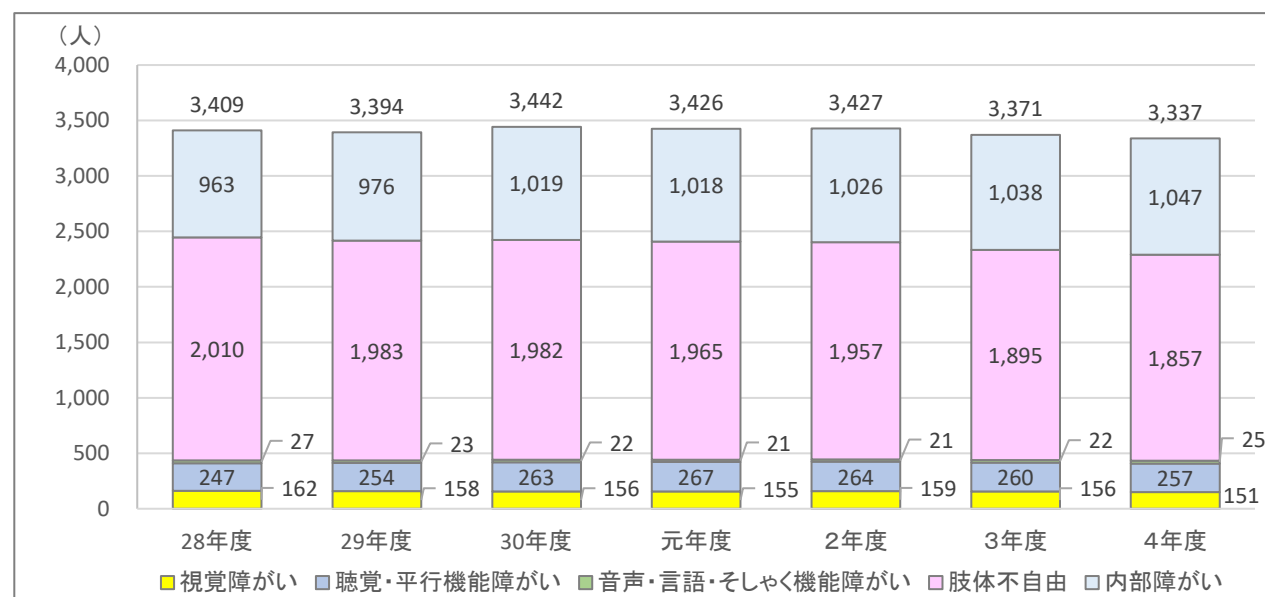
障がいの種別では肢体不自由が最も多く、令和4年度末には1,857人となっています。

平成28年度末と比べて伸び率が大いなのは内部障がいであり、令和4年度末では平成28年度末と比べて8.7%増の1,047人となっています。

図表 4 身体障害者手帳所持者数と等級別の推移



図表 5 身体障害者手帳所持者数と種別の推移



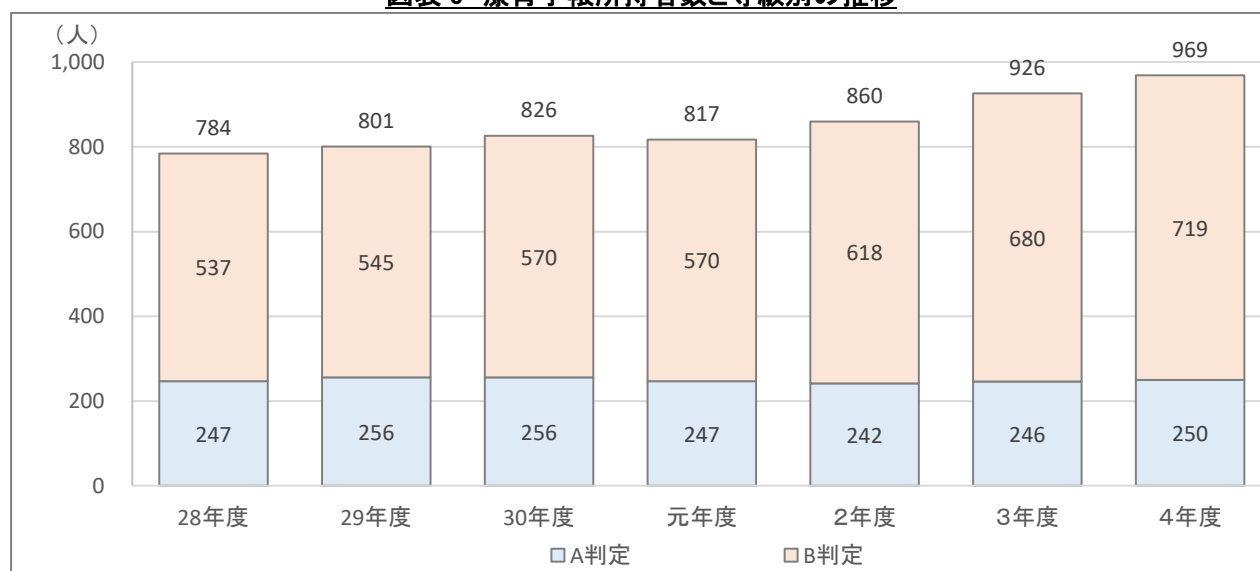
資料：障がい者支援課（各年度3月31日現在）

(2) 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は平成28年度末に784人であり、令和4年度末には185人増の969人となっています。

平成28年度末に247人であったA判定は、令和4年度末には3人増の250人となっています。また、B判定は、平成28年度末の537人に対し、令和4年度末には182人増の719人と大きく増加しています。

図表 6 療育手帳所持者数と等級別の推移



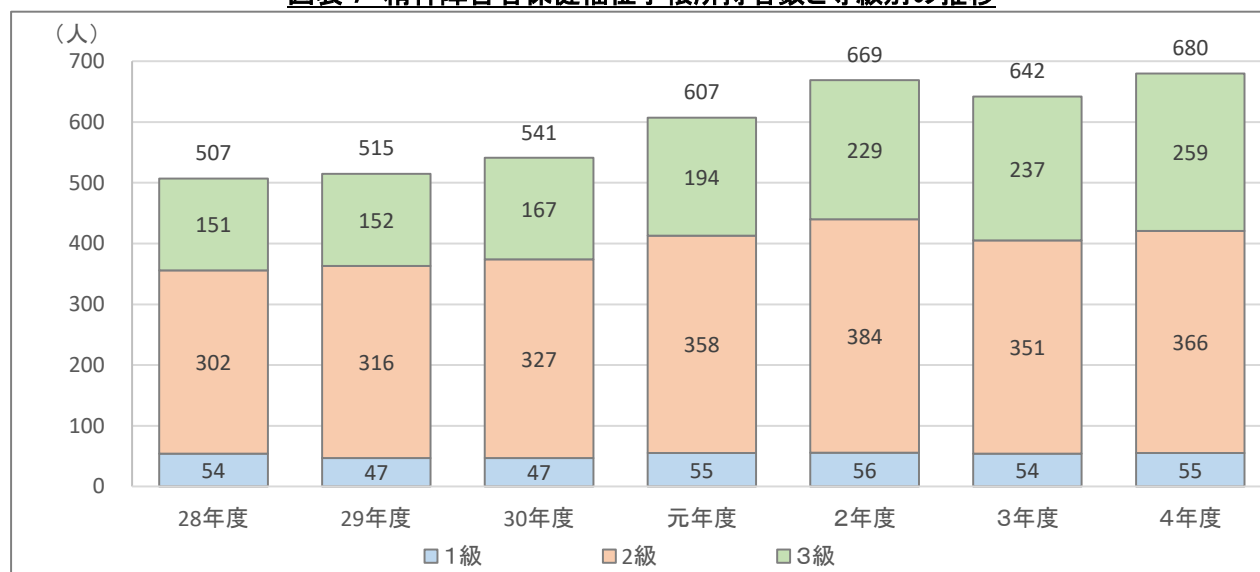
資料：障がい者支援課(各年度3月31日現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成28年度末に507人であった所持者は、令和4年度末には173人増の680人となっています。

障がいの等級別については、令和4年度末には1級が55人、2級が366人、3級が259人となっており、最も伸び率が高いのは3級で平成28年度末と比べて約1.7倍となっています。

図表 7 精神障害者保健福祉手帳所持者数と等級別の推移



資料：障がい者支援課(各年度3月31日現在)

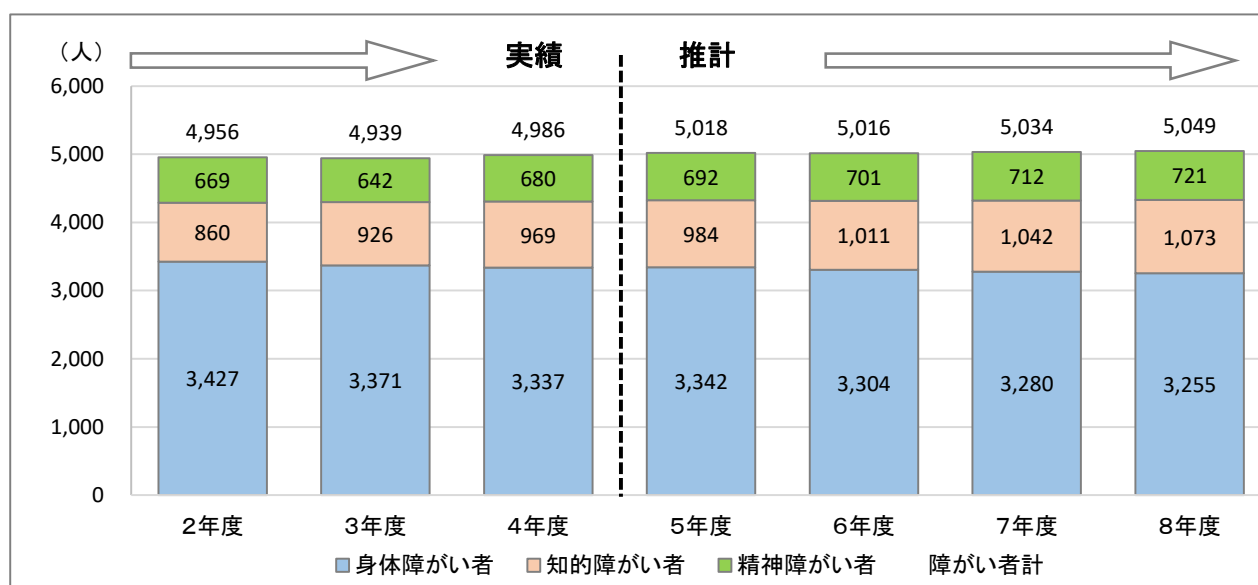
（４）障がい者数の将来推計

千歳市における障害者手帳の将来の所持者数について、将来推計人口^{*1}及び令和２年度から令和４年度までの障害者手帳別の伸び率^{*2}の平均をもとに令和８年度まで推計しました。

推計の結果、令和８年度末の身体障がいのある人は3,255人、知的障がいのある人は1,073人、精神障がいのある人は721人となり、令和４年度と比べ、身体障がいのある人は82人（-2.5%）減少、知的障がいのある人は104人（10.7%）増加、精神障がいのある人は41人（6.0%）増加し、全体で63人（1.3%）の増加が見込まれます。

また、令和８年度の将来推計人口に占める手帳所持者の割合^{*3}は、身体障害者手帳が3.3%、療育手帳が1.1%、精神障害者保健福祉手帳が0.7%になると見込まれます。

図表８ 障がい者数の将来推計



*1 将来推計人口

	令和6年	令和7年	令和8年
将来推計人口（人）	97,535	97,481	97,410

資料：企画部（千歳市人口ビジョン令和２年３月）

*2 障害者手帳別の伸び率

手帳	令和２年度～３年度の 伸び率（Ａ）	令和３年度～４年度の 伸び率（Ｂ）	平均の伸び率 （（Ａ＋Ｂ）／２）
身体障害者手帳	-1.6%	-1.0%	-1.3%
療育手帳	7.7%	4.6%	6.2%
精神障害者保健福祉手帳	-4.0%	5.9%	0.9%

*3 将来推計人口に占める手帳所持者の割合

	令和6年	令和7年	令和8年
将来推計人口（人）	97,535	97,481	97,410
身体障害者手帳（人・％）	3,304（3.4％）	3,280（3.4％）	3,255（3.3％）
療育手帳（人・％）	1,011（1.0％）	1,042（1.1％）	1,073（1.1％）
精神障害者保健福祉手帳（人・％）	701（0.7％）	712（0.7％）	721（0.7％）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

**障がいのある人が、安心して、
自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現**

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の考え方や第5次障害者基本計画の方向性、第7期総合計画の展開方針を踏まえ、「障がいのある人が、安心して、自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現」を本計画の基本理念とします。

この基本理念に基づいて、「千歳市障がい者計画」において全庁的な障がい福祉施策を定めるとともに、「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」において、障害福祉サービスや障害児支援サービスの見込量の設定、サービスの提供体制の確保等の取組などを定めます。

2 計画の対象

- ・ 身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がい(発達障がいを含む)のある人
- ・ 難病患者などその他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人
- ・ 18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神障がいのある児童及び療育支援が必要な児童

3 基本目標

基本理念に基づき、5つの分野に区分して基本目標を設定し、それぞれについて施策の方向をまとめています。

障がいのある人が、安心して、
自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現

基本目標 1

「差別の解消、権利擁護
の推進及び虐待の防止」

基本目標 2

「安全・安心な
生活環境の整備」

基本目標 3

「暮らしの充実」

基本目標 4

「障がい児支援の充実」

基本目標 5

「自立と共生の推進」

基本目標 1 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」

障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるように、権利擁護や障がい特性の理解推進に取り組むとともに、虐待防止体制の充実・強化を図ります。

基本目標 2 「安全・安心な生活環境の整備」

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、住まいや公共施設等をはじめとする生活環境のバリアフリー化を推進します。また、地域の防災・防犯体制を強化するとともに、適切な感染症対策により、安全・安心な生活環境の整備に努めます。

基本目標 3 「暮らしの充実」

関係機関との連携を強化し、必要な相談支援や障害福祉サービス等の提供体制を確保するとともに、経済的な負担の軽減や保健・医療の推進により、障がいのある人とその家族の地域における暮らしの充実を図ります。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づき、障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援を推進します。

基本目標 4 「障がい児支援の充実」

障がいのある子どもの成長や発達、自立を支えていくため、保健・医療・福祉・教育・就労等関係機関の連携強化により、乳幼児期から学校卒業まで子どもの成長に応じた効果的で適切かつ良質な支援を身近な場所で提供する体制の整備や支援内容の充実を図ります。また、地域共生社会の実現につながるよう乳幼児期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、子どもが様々な機会を通じて共に過ごし、互いに学びあう経験ができる環境づくりを目指します。

基本目標 5 「自立と共生の推進」

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図り、経済的な自立を支援します。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するとともに、地域生活支援拠点等や重層的支援体制の整備に向けた取組を推進し、障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

4 施策の方向

■基本理念■

障がいのある人が、安心して、自立した生活を
送ることができる也或は主社会の実現

■基本目標■

基本目標 1

「差別の解消と権利擁護の推進及び虐待の防止」

1 権利擁護の推進・虐待の防止

2 理解促進・差別解消の推進

基本目標 2

「安全・安心な生活環境の整備」

1 生活環境のバリアフリー化

2 防災・防犯・感染症対策の推進

基本目標 3

「暮らしの充実」

1 生活支援の充実

2 保健・医療の推進

3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

基本目標 4

「障がい児支援の充実」

1 発達支援の充実

2 共に過ごし、共に学ぶ環境づくりと支援体制の充実

基本目標 5

「自立と共生の推進」

1 雇用・就労の推進

2 地域共生の推進

■施策の方向■

5 計画の体系

基本目標1 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」

1 権利擁護の推進・虐待の防止	
(1) 成年後見制度の利用促進	福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課
(2) 障がい者虐待防止体制の充実・強化	障がい者支援課
2 理解促進・差別解消の推進	
(1) 広報・啓発活動の充実	障がい者支援課
(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進	障がい者支援課
(3) 福祉教育等の推進	学校教育課

基本目標2 「安全・安心な生活環境の整備」

1 生活環境のバリアフリー化

(1) 住まいのバリアフリー化の推進	障がい者支援課 市営住宅課
(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進	建築課 建築設備課
(3) 道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進	道路管理課 道路建設課
(4) 公園緑地のバリアフリー化の推進	都市整備課

2 防災・防犯・感染症対策の推進

(1) 地域防災体制の強化	福祉課 危機管理課 障がい者支援課
(2) 緊急時における連絡手段の確保	障がい者支援課 消防署救急課
(3) 消費者被害の防止	市民生活課
(4) 感染症対策の推進	障がい者支援課 危機管理課

基本目標3「暮らしの充実」

1 生活支援の充実	
(1) 相談支援体制の充実・強化	障がい者支援課
(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保	障がい者支援課
(3) 経済的な負担軽減	障がい者支援課
(4) ケアラー支援	福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課 こども家庭課 こども療育課 青少年課
2 保健・医療の推進	
(1) 保健・医療・福祉の連携による相談支援体制の充実	健康づくり課 障がい者支援課
(2) 医療費の負担軽減	国保医療課 障がい者支援課
(3) 生活習慣病の予防・早期発見	市民健康課
(4) 難病患者支援の実施	健康づくり課 障がい者支援課
3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	
(1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進	障がい者支援課
(2) 意思疎通支援体制の充実	障がい者支援課
(3) 情報提供の充実	障がい者支援課 広報広聴課 選挙課
(4) ICT の活用	障がい者支援課 行政管理課 学校教育課 こども療育課

基本目標4 「障がい児支援の充実」

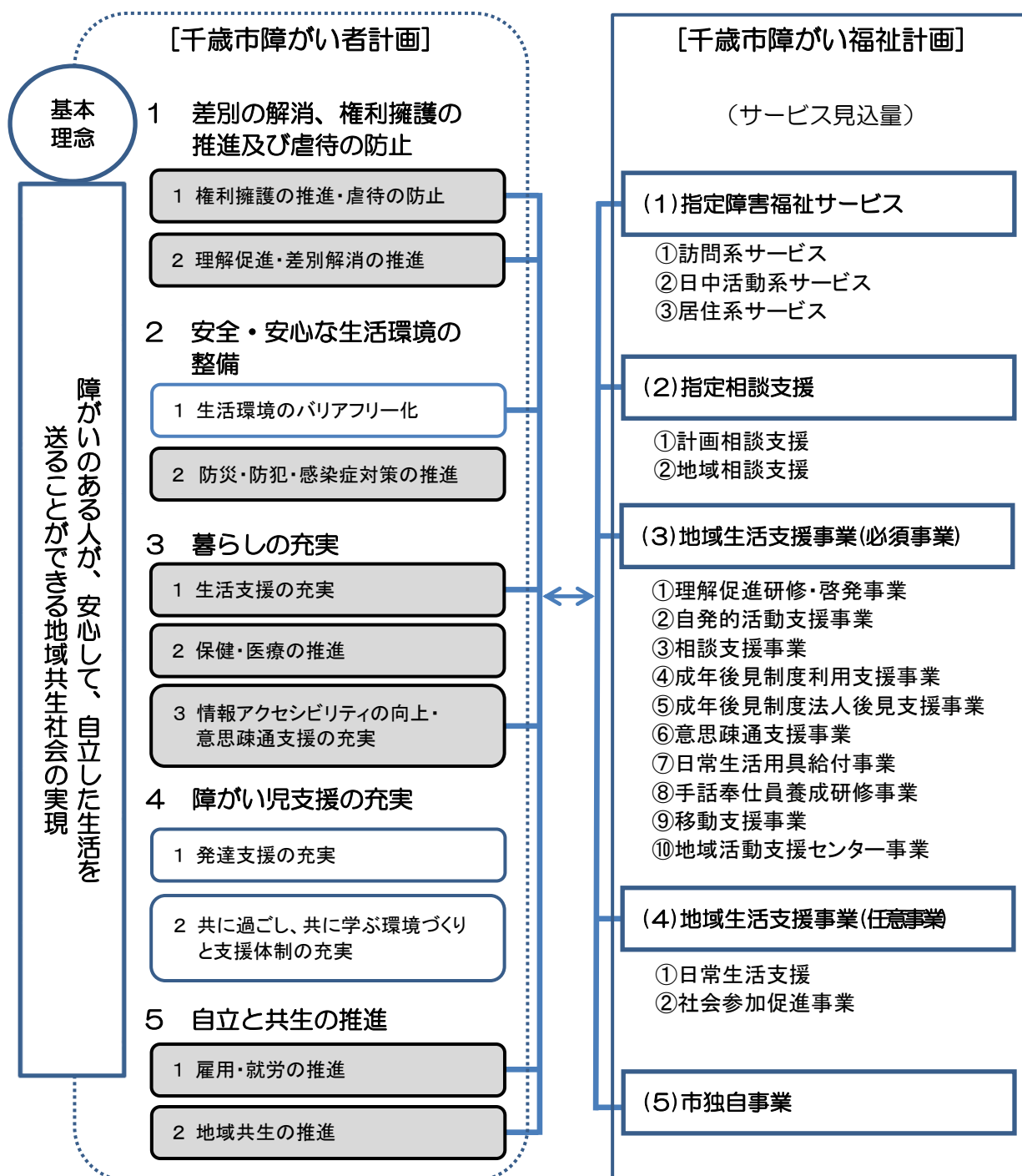
1 発達支援の充実	
(1) 早期発見体制の強化	母子保健課 こども療育課 学校教育課
(2) 児童発達支援センターの機能強化	こども療育課
(3) 障害児通所支援サービス提供体制の充実	こども療育課
(4) 障害児相談支援提供体制の確保	こども療育課
(5) 特別に支援を必要とするこどもへの支援	こども療育課 こども政策課 学校教育課
2 共に過ごし、共に学ぶ環境づくりと支援体制の充実	
(1) 個別支援ファイルの活用促進	こども療育課 学校教育課
(2) 保育の充実	こども政策課 子育て総合支援センター こども療育課
(3) 教育の充実	学校教育課 生涯学習課
(4) 学校卒業後の支援	障がい者支援課 学校教育課 こども療育課

基本目標5 「自立と共生の推進」

1 雇用・就労の推進	
(1) 福祉的就労の支援	障がい者支援課
(2) 一般就労の促進	障がい者支援課
(3) 多様な就労機会の確保	障がい者支援課 職員課
2 防災・防犯・感染症対策の推進	
(1) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進	障がい者支援課
(2) 地域活動支援センターの充実	障がい者支援課
(3) 自発的活動の支援	障がい者支援課
(4) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動及び生涯学習への支援	スポーツ振興課 生涯学習課 障がい者支援課
(5) 外出や移動の支援	障がい者支援課
(6) 重層的支援体制の整備に向けた取組の推進	福祉課 高齢者支援課 障がい福祉課 母子保健課 こども家庭課 子育て総合支援センター こども療育課

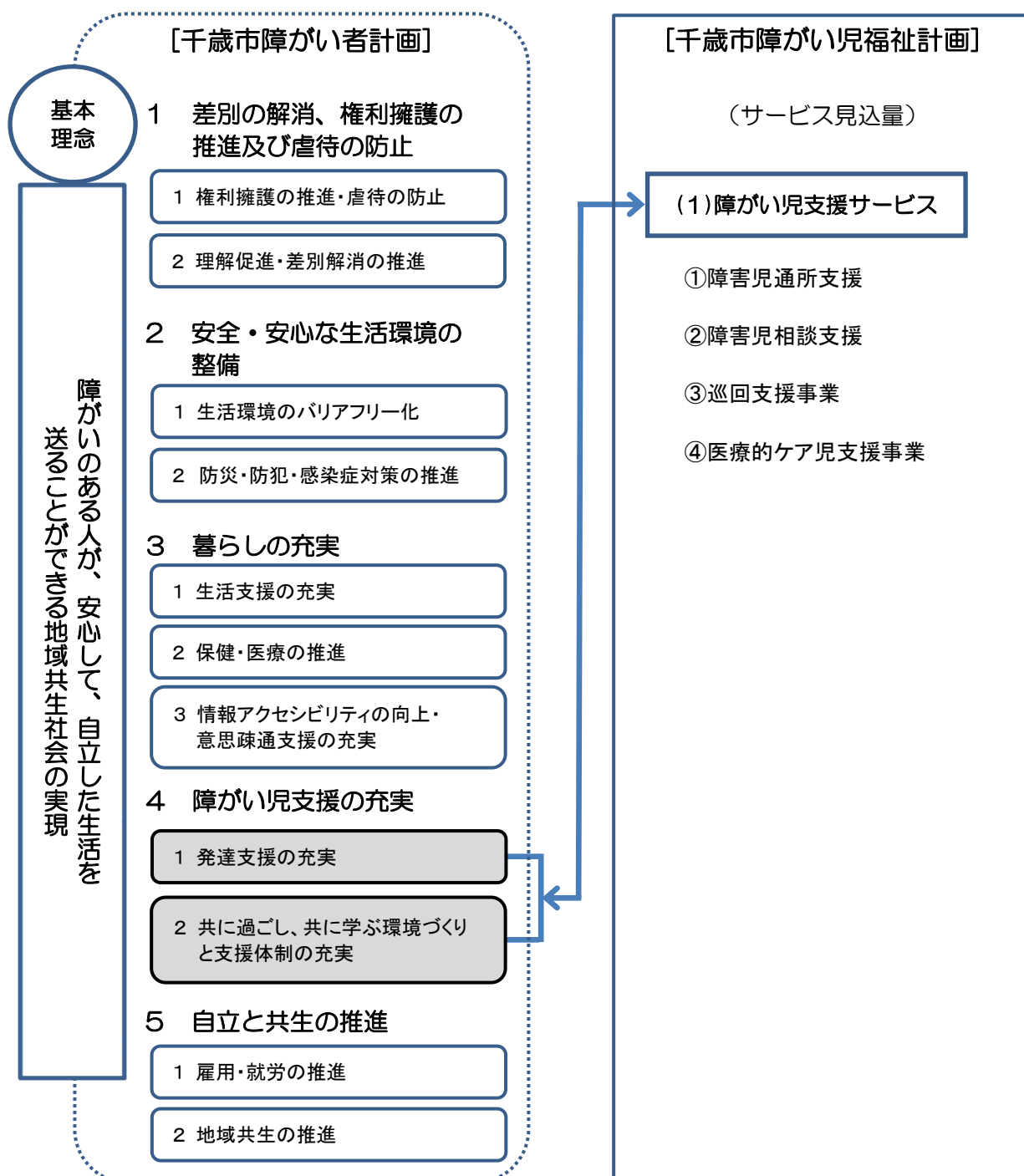
「千歳市障がい者計画」は障がい福祉施策に関する全庁的な指針として策定するものであるのに対し、「第7期千歳市障がい福祉計画」は、「千歳市障がい者計画」に掲げる施策のうち次表のとおり8つの「施策の方向」に対応する障害福祉サービスや地域生活支援事業の確保に係る目標や各年度のサービス量を見込むとともに、サービス提供体制の確保のための方策などを掲載しています。

図表 千歳市障がい者計画と第7期千歳市障がい福祉計画の関係図



「第3期千歳市障がい児福祉計画」は障がい児支援の提供体制を確保するための計画であり、「千歳市障がい者計画」に掲げる施策のうち「発達支援の充実」及び「共に過ごし、共に学ぶ環境づくりと支援体制の充実」に対応しています。

図表 千歳市障がい者計画と第3期千歳市障がい児福祉計画の関係図



第4章 千歳市障がい者計画

基本目標 1

「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」

1 権利擁護の推進・虐待の防止



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 令和元年10月に設置した「千歳市成年後見支援センター」において、成年後見制度の適正な利用支援に努めており、同センターへの相談件数は、年々増加していますが、障がい当事者アンケート調査による同センターの認知度は、11.2%と低い結果となっています。引き続き、「親亡き後」を見据えた支援の1つとして、成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、市民後見人の養成、申立てに要する経費の助成等により、障がいのある人の権利擁護における体制の充実に努めます。
- 障害者虐待防止法の周知や虐待防止の啓発により、市町村に対する通報義務の認知が高まり、障がい者支援課に設置する「千歳市障がい者虐待防止センター」における虐待の相談や通報の受付件数は増加の傾向にあります。今後も虐待の防止と早期発見とともに、虐待被害者の一時保護体制の確保に努めます。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・「成年後見制度」の認知度について、「名前も内容も知っている」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた認知率は65.7%となっている。
- ・千歳市成年後見支援センターの認知度について、「知っている」が11.2%、「知らない」が84.2%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・ どのようなことが虐待や差別に該当するかという具体的な例や通報する際の連絡先など、明確なルールの提示が必要。

«主要施策»

(1) 成年後見制度の利用促進

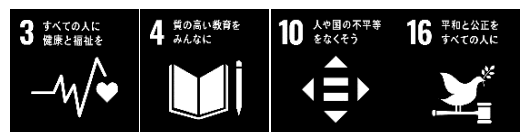
- ◆「千歳市成年後見支援センター」において、障がいなどにより判断能力が不十分な人が、成年後見制度を適正に利用できるよう支援します。
- ◆「千歳市成年後見支援センター」において、成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、市民後見人を養成します。
- ◆成年後見制度の利用が必要な身寄りのない人について市長申立を行い、その費用や後見人の報酬を助成します。

(2) 障がい者虐待防止体制の充実・強化

- ◆障害者虐待防止法の周知、虐待防止についての啓発を行います。
- ◆「千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議」*をはじめとする関係機関との連携により、障がいのある人への虐待防止、虐待の早期発見に努めます。
- ◆「千歳市障がい者虐待防止センター」において、虐待に関する相談・通報・届出を受け付け、必要な調査や指導・助言を行います。
- ◆虐待被害者の一時保護体制の確保に努めます。

* 千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議…高齢者と障がいのある人に対する虐待防止のため、関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備することを目的に設置された会議体。

2 理解促進・差別解消の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障がいの理解促進のため、リーフレットやリニューアル発行した「ちとせの障がい福祉ガイド」を配布したほか、千歳学出前講座、広報ちとせ、市のホームページなどを通じた広報・啓発活動に努めてきました。障がい当事者アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「地域の人たちの障がいに対する理解」が最も多くなっており、引き続き障がいに対する理解促進を図る必要があります。
- 障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、障がい当事者アンケート調査では、当事者自身の障害者差別解消法の認知度は14.9%に留まっています。今後も、障がいを理由とする差別解消について、市民に広く周知・啓発を図ります。
- 障がいに対する理解を促進するためには、お互いに支え合う気持ちを育てることが重要です。小中学校における福祉教育や交流教育を通じて、障がいの特性やお互いを理解し、支え合うことの大切さを学べる環境づくりを目指します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・障がいにより嫌な思いをした経験については、「ある」(14.6%)、「少しある」(26.0%)、合わせて40.6%となっている
- ・差別や嫌な思いを経験した場所については「外出先」が43.4%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が37.1%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・ヘルプマークについての周知を継続してほしい。
- ・民間事業者に対して、合理的配慮の義務化の理解促進・PRが必要。
- ・小中学校などで障がいのある人との触れ合いを設けるなど、互いを知り、思いやりを育める環境があれば、差別や虐待は減るのではないか。

«主要施策»

(1) 広報・啓発活動の充実

- ◆多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいに対する理解促進を図ります。
- ◆ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発に努めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ◆障害者差別解消法や障がいのある人に対する場面ごとの配慮などを掲載した「合理的配慮事例集」の周知を図り、民間事業者による合理的配慮の提供を促進します。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、障がいのある人への差別に関する情報共有や事例研究を行い、不当な差別の解消に努めます。
- ◆市や相談支援事業所等において、障がいのある人に対する差別の相談を受け付けます。
- ◆障がいのある人への対応についてまとめた「職員対応要領」に基づき、市の窓口や会議等において、合理的配慮を提供します。

(3) 福祉教育等の推進

- ◆小中学校において、障がいについて学ぶ福祉教育を推進します。
- ◆特別支援学級や特別支援学校と通常学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を実施し、相互理解の促進や社会性の育成を図ります。

基本目標 2

「安全・安心な生活環境の整備」

1 生活環境のバリアフリー化



現状と課題を踏まえた取組の方向

○障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、公共施設や道路・公共交通機関、公園緑地のバリアフリー化を推進するとともに、手すりの設置や段差解消などの住宅改修費の一部を助成しています。障がい当事者アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「道路・交通・建物のバリアフリー化」が19項目中6番目と上位に入っています。公共施設等のバリアフリー化は進んでいますが、一層の推進を目指します。

「障がい当事者アンケート結果から」

・外出の際に困っていることとしては、1番目に「交通費などの費用」(15.9%)で、2番目に「道路の段差や障害物」(15.0%)、3番目が「トイレの利用」(12.8%)、4番目が「建物の入口や内部の段差」(12.4%)となっている。

「関係団体ヒアリング結果から」

・車いすでの移動や、目の不自由な方の移動がしやすい街づくりをしてほしい。

«主要施策»

(1) 住まいのバリアフリー化の推進

- ◆手すりの設置や段差の解消など、障がいのある人の住宅改修について、市独自に対象者を拡大し、必要な費用の一部を助成します。
- ◆車いすに対応した市営住宅の提供体制の維持に努めます。

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

- ◆公共施設の新築・改修時に、車いすやオストメイトに対応した多機能トイレの設置や障がい者用駐車スペースの確保などの施設整備に努めます。

(3) 道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進

- ◆「千歳駅周辺交通バリアフリー基本構想」*に基づいた整備を行います。
- ◆視覚障がいのある人や車いすを利用している人などの通行の妨げになる違法駐車や駐輪、歩道上の不法占拠物等の解消について、指導及び啓発を行います。

(4) 公園緑地のバリアフリー化の推進

- ◆障がいのある人も快適に利用できる公園の整備や改修を推進します。

* 千歳駅周辺交通バリアフリー基本構想…千歳駅周辺を重点整備地域として公共空間のバリアフリー化を推進することを目的として策定している。

2 防災・防犯・感染症対策の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 地域住民による災害時の支援や平常時の見守りなどに活用するため、「避難行動要支援者名簿」*を定期的に更新していますが、障がい当事者アンケート調査の結果では、災害時の避難に不安がある人の名簿登録率は4.7%と低く、引き続き、関係団体や地域住民との連携による円滑な避難支援体制づくりを推進する必要があります。
- 緊急時に外部との連絡をとることが困難な障がいのある人の家に「緊急通報システム」*を設置していますが、令和5年度の設置件数は5件と少ないことから、サービスの拡充などにより、利用促進を目指します。
- 「令和5年版消費者白書」によれば、障がいのある人等の消費生活相談件数は増加傾向にあり、判断力の不足や契約内容への理解不足につけ込まれてトラブルになっていると思われるケースがあります。障がいのある人の消費者トラブルの被害防止のために、情報発信や相談対応を継続します。
- 新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、日常生活における適切な感染症対策の啓発や情報発信を継続し、感染症の拡大を防止します。

「障がい当事者アンケート結果から」

- ・災害が発生した場合の避難場所について、「知らない」と回答した人は32.6%となっている。
- ・一人で避難できるかについては、「できない」が37.5%、「わからない」が19.0%で、高次脳機能障害あり、強度行動障害ありでは「できない」が60%以上となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・防災無線を文字情報でも発信してほしい。
- ・重度の知的障がいのある人に対応できる福祉避難所が必要。

«主要施策»

(1) 地域防災体制の強化

- ◆「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、平常時の見守りや防災訓練に活用します。
- ◆「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」^{*}に基づき、町内会、民生委員児童委員等との連携を強化し、避難行動要支援者を支援するための個別プランを作成します。
- ◆自主防災組織の結成支援、指導者養成のための研修を実施します。
- ◆災害発生時の指定避難所では「要配慮者カード」^{*}などを活用し、障がいのある人の適切な支援に努め、必要に応じて福祉避難所を開設します。
- ◆聴覚障がい（2～4級）、視覚障がい（1～4級）のある人の世帯に防災行政無線の戸別受信機（聴覚障がいの場合は文字表示器も含む）を配備します。
- ◆冬期間の除雪が困難な人に対し、除雪サービスを提供し、緊急時の避難通路を確保します。
- ◆一人暮らし世帯の状況について、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて情報を共有し、適切な障害福祉サービスの利用を促進するとともに、地域による見守り活動を推進します。

(2) 緊急時における連絡手段の確保

- ◆緊急時に外部との連絡をとることが困難な人の家に、「緊急通報システム」の設置を行います。
- ◆「緊急通報システム」による24時間相談や安否確認等のサービス拡充を図ります。

- ◆119 番通報において、音声電話による通報が困難な人がスマートフォン等のインターネットを利用して、消防本部へ音声によらない緊急通報を行うことができる「NET119 緊急通報システム」の継続したサービスを提供します。

(3) 消費者被害の防止

- ◆障がいのある人が消費者被害に巻き込まれないよう広く情報発信に努め、「千歳市消費生活センター」において悪質商法等の消費生活相談に対応します。

(4) 感染症対策の推進

- ◆感染症拡大を防止するため、障害福祉サービス事業所等に対して、感染症対策等の啓発や情報発信に努めます。
- ◆社会的影響の大きい新感染症が発生した場合には、「千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画」*を踏まえて、国や北海道と連携した体制づくりを推進します。

* 避難行動要支援者名簿…災害時に自力で避難することが難しく、個人情報の提供に同意し、登録を希望した人の名簿のこと。

* 緊急通報システム…高齢者や重度障がいのある人が緊急及び相談に関する通報を行うための機器のこと。

* 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）…災害発生時に支援を必要とする人の対応や地域の支援を基本とした避難支援体制の整備のために策定している。

* 要配慮者カード…避難所生活において障がいのある人などが周囲の避難者に対して支援してほしいこと、知っておいてほしいことを情報発信するカードのこと。

* 千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画…新型インフルエンザや新感染症の発生段階に応じた対策を取りまとめたもの。

基本目標3 「暮らしの充実」

1 生活支援の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」と「千歳地域生活支援センター」が中心となり、障がいのある人や家族が抱える問題等について、総合的な相談対応を行っています。相談支援体制のさらなる充実のため、「基幹相談支援センター」*の設置を目指し、市内の相談支援専門員の育成を推進します。
- 障害福祉サービスや地域生活支援事業等については、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人、医療的ケアを必要とする人など、重度障がいのある人に対応したサービスの提供体制の確保が課題となっています。サービス提供事業所アンケート調査では、運営上の課題について、「支援員の確保」が65.5%と最も多く、次いで「職員の資質向上」が52.7%となっており、行政等の関係機関へ求める支援については、「職員の研修、職業訓練への支援」が54.5%と最も多かったことから、人材の育成や確保に向けた支援の充実を図り、必要なサービス提供体制を確保します。
- 障がい当事者アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「経済的な負担の軽減」が19項目中2番目と高いニーズがありました。今後も「福祉サービス利用券」*の交付など、必要な経済的負担軽減策を継続します。
- 令和4年4月に北海道ケアラー支援条例が施行されました。障がいのある家族の介護や援助を行う「ケアラー」に対する相談支援を推進します。

「障がい当事者アンケート結果から」

- ・「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」を「知っている」と回答した人は 33.4%、その内、「利用したことがある」と回答した人は 35.4%となっている。
- ・現在利用しているサービスは「福祉サービス利用券助成事業」が 24.8%で最も多く、次いで「計画相談支援」が 6.0%となっている。

「関係団体ヒアリング結果から」

- ・保育所やその他子育ての相談窓口では、視覚障がいのある保護者への対応や支援が難しいこともあるので、相談できる機関を増やしてほしい。
- ・ヘルパーを要請しても、人手不足から断られることが多いため、ヘルパー不足解消に注力してほしい。
- ・グループホームが不足している。
- ・障がい当事者を病院に繋げず、困っている家族は多い。

「主要施策」

(1) 相談支援体制の充実・強化

- ◆「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」に相談支援専門員を複数配置し、相談支援の充実を図ります。
- ◆「千歳地域生活支援センター」に精神保健福祉士を配置し、精神障がいのある人に対する相談支援を強化します。
- ◆「基幹相談支援センター」の設置を目指します。
- ◆相談支援専門員等の資格取得費用を助成し、人材の育成に努めます。
- ◆計画相談支援のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、相談に関する困難事例の情報共有や課題解決に努めます。
- ◆身体障害者相談員・知的障害者相談員を設置し、障がいのある人の地域生活の支援に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保

- ◆障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、事業者の情報交換や研修会の機会を設け、障害福祉サービスの質の向上に努めます。
- ◆医療的ケアを必要とする人への支援体制の確保に努めます。
- ◆行動援護のサービス提供体制の確保に努め、強度行動障がいのある人の日中活動を支援します。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、重度障がいのある人等のニーズの把握に努め、適切な障害福祉サービスの利用を支援します。
- ◆障害福祉サービス事業所等の施設整備について、緊急性・必要性が高い場合は、千歳市社会福祉施設整備費補助要綱による利子補給を行うなど、整備費等の一部を補助します。

(3) 経済的な負担軽減

- ◆市民税非課税で障がいのある人に対し、「福祉サービス利用券」を交付します。
- ◆在宅で、常に紙おむつを必要とする重度障がいのある人に対し、紙おむつを支給します。
- ◆食事の調理が困難な障がいのある人に対し、昼食や夕食を配達します。
- ◆在宅で、常に特別の介護を必要とする重度障がいのある人に対し、手当を支給します。

(4) ケアラー支援

- ◆北海道ケアラー支援条例等に基づき、関係機関との連携により、ケアラーに対する相談支援を推進します。

* 基幹相談支援センター…P64 参照。

* 福祉サービス利用券…市内のバスやタクシー、公衆浴場等で利用できる利用券のこと。

2 保健・医療の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 精神保健福祉法の改正（令和6年4月・一部は令和5年4月）に伴う自治体の精神保健に関する相談支援対象や「医療保護入院」*の見直しなどについて、国の動向を注視し、適切な体制の構築が必要です。障がいのある人の地域移行を推進するため、保健・医療・福祉関係者の連携強化を目指します。
- 生活習慣病は、早期発見することで、糖尿病や心臓疾患等の重症化を予防することができます。健康診査や各種がん検診は内部障がいの予防という観点からも重要なため、今後も生活習慣病予防の取組を推進します。
- 障がい当事者アンケート調査では、難病患者のうち、「障害支援区分」の認定を受けている人は、17.3%に留まっています。保健所等との関係機関と連携し、難病患者の地域生活における課題の把握と適切な障害福祉サービスの利用支援に努めます。

「障がい当事者アンケート結果から」

- ・障がいのある人が地域で生活していくために必要なことは、「医療体制の充実」（20.3%）が19項目中3番目となっている。
- ・現在の生活で困っていることや不安として、「自分の健康や体力に自信がないこと」が35.8%で最も多く、「家族など介助者の健康状態が不安」が18.1%となっている。

「関係団体ヒアリング結果から」

- ・精神科通院や難病の医療費について助成があることを知らない人が多い。

«主要施策»

(1) 保健・医療・福祉の連携による相談支援体制の充実

- ◆「ちとせ健康・医療相談ダイヤル 24」*において、24 時間・年中無休で保健・医療に関する相談を受け付けます。
- ◆保健所等の関係機関と連携し、精神保健に関する相談体制の充実に努めます。
- ◆相談支援事業所において、障がいの特性に配慮した適切な保健・医療サービスの利用支援を行います。
- ◆医療機関と連携し、医療保護入院が必要な身寄りのない方などへの市長同意を行い、退院後の地域移行に必要なサービスの利用を支援します。
- ◆保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う協議の場を設けて、障がいのある人の地域移行支援を推進します。

(2) 医療費の負担軽減

- ◆身体障害者手帳 1、2 級及び 3 級(内部疾患のみ)、療育手帳 A 判定及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の人に対し、医療費の一部を助成します。
- ◆身体に障がいのある人に対し、障がいの軽減や機能回復を図る手術等の治療に要する医療費の一部を助成します。
- ◆精神障がいのある人に対し、通院医療費の一部を助成します。

(3) 生活習慣病の予防・早期発見

- ◆国民健康保険特定健診・各種がん検診の実施により、生活習慣病などの予防や早期発見に努めるとともに、健診の周知・啓発を行います。

(4) 難病患者支援の実施

- ◆難病患者とその家族を支援する北海道難病連の活動経費の一部を助成します。
- ◆保健所等の関係機関と連携し、難病患者の地域生活などに関する相談に応じ、難病の特性に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めます。

* 医療保護入院…精神障がいがあり、入院の必要性があるが、本人からの同意が得られない場合に、家族等からの同意を得て入院する形態のこと。

* ちとせ健康・医療相談ダイヤル 24…看護師や医師などの専門スタッフが受け付ける電話相談のこと。

3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、市町村は障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定と実施が義務付けられました。さらに、本市では、障がいのある人や意思疎通に配慮が必要な人の特性に応じたコミュニケーション手段の理解や促進を図るため「（仮称）千歳市コミュニケーション条例」の制定を目指します。
- 障がい当事者アンケート調査では、普段の生活において情報の取得や利用、コミュニケーションに対する困難を感じている人の割合は26.2%でした。これまでの意思疎通支援や情報提供における施策を継続するとともに、「ろうあ者相談員」*の設置やICTの活用を目指すほか、今後も障がい当事者が必要とする施策の調査・研究を進めます。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・ 条例の制定が情報の取得や利用、コミュニケーションに関する困難の解消のために「とても有効」「やや有効」を合わせた「有効だと思う」は41.3%となっている。
- ・ 障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションを取るためにどのようなことが必要だと思うかについて、「支援サービスの充実」が40.2%で最も多く、「パソコンやスマートフォンなどの活用」が30.4%、「周囲の理解促進」が25.0%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・（コミュニケーション条例について）当事者の意見が十分に取り入れられて、多種多様な障がいに対応できる条例になるとよい。
- ・ろうあ者相談員の設置を強く要望する。
- ・障がいのある人に向けたパンフレットやホームページを作成するとよい。
- ・市のホームページ等で障がいのある人にも伝わる情報発信をしてほしい。

«主要施策»

（１）障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

- ◆障がいのある人や意思疎通に配慮が必要な人の意見を反映した「（仮称）千歳市コミュニケーション条例」の制定を目指すとともに、特性に応じたコミュニケーション手段の理解や利用の促進を図ります。
- ◆「千歳市手話言語条例」*に基づき、手話の普及促進に努めます。

（２）意思疎通支援体制の充実

- ◆聴覚や言語に障がいがあり、意思疎通が困難な人に対し、手話通訳者・要約筆記者*を派遣します。
- ◆専従手話通訳者を２名設置します。
- ◆手話通訳者・要約筆記者の養成に努めます。
- ◆手話、要約筆記、点訳、音訳等の意思疎通支援が必要な人に対し、利用可能なサービスの周知を図ります。
- ◆ろうあ者相談員の設置を目指します。

(3) 情報提供の充実

- ◆障がい特性に応じた「情報・意思疎通支援用具」*を給付します。
- ◆障害福祉サービスの概要をわかりやすく記載した「ちとせの障がい福祉ガイド」を作成します。
- ◆広報ちとせ、市のホームページ、SNS等の活用や「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じた関係機関との連携により、障がいのある人に対する情報発信を強化します。
- ◆「千歳市点字図書室」における点訳・音訳図書の充実を図り、読書バリアフリーを推進します。
- ◆「広報ちとせ」や「選挙のお知らせ」など、行政情報の発信について、点訳又は音訳版の作成に努め、市のホームページには、文字サイズの拡大やふりがな、音声での読み上げなどの閲覧補助機能を備えます。

(4) ICT の活用

- ◆デジタル障害者手帳「ミライロ ID」*の利用促進を図ります。
- ◆タブレット端末やスマートフォンを活用した遠隔手話サービスの利用促進を図ります。
- ◆「千歳市点字図書室」でボランティアが製作した点字図書・音訳図書等のデータを視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」*へ提供し、その利用を支援します。
- ◆各種手続き等における「書かない窓口」*等の導入を検討し、障がいのある人の負担軽減を図ります。
- ◆小・中学校において、学習や生活に困難を抱える子どもの障がい特性等に配慮しながら、学習者用コンピュータの一人一台端末、デジタル教科書や電子黒板等のICT機器を活用します。
- ◆「児童発達支援センター」において、タブレット端末と業務管理システムを導入し、施設運営の効率化を図ります。

-
- * ろうあ者相談員…聴覚に障がいのある人が抱える問題などの相談を受け、関係機関と連携しながら解決にあたる障がい当事者の相談員のこと。
 - * 千歳市手話言語条例…「手話は言語である」という認識のもと、手話に対する理解を広げ、手話を使用しやすい環境づくりのための施策を推進することを目的に、平成 30 年 3 月に施行された。
 - * 要約筆記者…話している内容をその場で文字にして伝える筆記による通訳のこと。
 - * 情報・意思疎通支援用具…点字ディスプレイや人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のこと。
 - * ミライロ ID…障害者手帳をスマートフォンで表示できるアプリのこと。
 - * サピエ…視覚障がいのある人や視覚による表現の認識が困難な人に対し、インターネットを通じて、点訳・音訳のデータをはじめ、地域・生活情報などを提供するネットワークのこと。
 - * 書かない窓口…マイナンバーカード等を活用した申請書作成支援システムの導入などにより、これまで窓口で記入が必要だった申請書の一部を「書かない」ようにするもの。

基本目標 4

「障がい児支援の充実」

1 発達支援の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障がい当事者アンケート結果では、子どもの発達課題等に気づいたきっかけは、「保護者の方を含む家族の気づき」が最も多く、次いで「総合保健センターでの乳幼児健診」、「病院などの医療機関による診察・健診」、「こども発達相談室での相談」の順となっています。発達に心配のある子どもが、早期に支援につながるように、関係機関が連携して早期発見の体制を整える必要があります。
- 「こども発達相談室」への相談者は、年々増加傾向にあることから、支援体制の強化や支援内容の充実に努めます。
- セルフプランによる障害児通所支援事業の利用者が多数を占めることから、障害児相談支援の提供体制の確保に努めるとともに、支援が必要な子どもに適切な発達支援が行われるよう障害児通所支援の提供体制の充実と質の向上に取り組みます。
- 改正児童福祉法（令和 6 年 4 月施行）により、「児童発達支援センターの機能強化」が求められています。「千歳市児童発達支援センター」が中核機関として十分な役割を担えるよう支援体制の強化に取り組み、支援内容の充実に図ります。
- 医療的ケア児支援法（令和 3 年 9 月施行）の基本理念に基づき、医療的ケア児とその家族が抱える課題を把握し、支援体制の充実や必要な支援施策の実現に取り組みます。

「障がい当事者アンケート結果から」

- ・ 今後 3 年以内に必要な支援は、「発達を促す支援」が 49.0%、次いで「学校の進路相談支援」が 42.7%、「児童発達支援や放課後等デイサービスについての相談支援」 37.4%となっている。

「関係団体ヒアリング結果から」

- ・ 子どもが小さいときから障がいに気付くことができる環境があるとよい。保護者の障がいに対する認識度を上げる必要がある。

「主要施策」

(1) 早期発見体制の強化

- ◆ 4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査の受診率向上や健診内容の充実に努めます。
- ◆ 5 歳児相談の相談体制や支援内容の充実に努めます。
- ◆ こどもネウボラの相談体制や支援内容の充実に努めます。
- ◆ 発達障がいについての理解を深めるため、啓発活動に取り組みます。
- ◆ 発達に心配のある児童とその保護者を対象とした就学相談を行います。

(2) 児童発達支援センターの機能強化

- ◆ 「千歳市児童発達支援センター」が中核機関として十分な役割を担えるよう支援体制の強化を図り、専門職員の人材育成に取り組みます。
- ◆ 中核機関として、幅広い高度な専門性に基づく、発達支援や家族支援に取り組みます。
- ◆ 中核機関として、市内の障がい児通所支援事業所に対する支援内容等への助言や援助などに取り組み、障害児支援の質の向上と連携体制の充実に努めます。
- ◆ 市内の認定こども園等教育・保育施設や幼稚園、学童クラブ等におけるインクルージョンを推進するため、中核機関として、後方支援に取り組みます。

- ◆発達支援の入口としての相談に対応するため、「こども発達相談室はぐ」の支援体制の強化や支援内容の充実を図ります。

(3) 障害児通所支援サービス提供体制の充実

- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において支援困難事例や地域課題の共有等を通じ、支援体制の充実と障がい児支援の質の向上に取り組みます。
- ◆障害児相談支援事業所などと連携し、支援ニーズの把握に努め、障害児通所支援の提供体制の確保に取り組みます。
- ◆重症心身障害児等を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

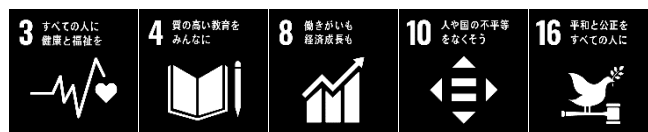
(4) 障害児相談支援提供体制の確保

- ◆障害児支援利用計画の対象者拡大に努め、地域相談支援などに対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。
- ◆「こども相談支援室あーち」の支援体制を強化します。
- ◆「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の支援体制を強化し、障がい児とその家族に対する相談支援機能の充実を図ります。

(5) 特別に支援を必要とする子どもへの支援

- ◆医療的ケア児等コーディネーターを千歳市児童発達支援センターに配置します。
- ◆「千歳市医療的ケア児支援協議会」において、医療的ケア児とその家族が抱える課題を検討し、支援体制の充実や必要な支援施策の実現に取り組みます。
- ◆医療的ケア児が看護師未配置の障害児通所支援事業所を利用する際に訪問看護師等の派遣にかかる費用を一部助成します。
- ◆医療的ケア看護職員を市立認定こども園に配置し、医療的ケア児を受け入れる体制を整備します。
- ◆医療的ケア看護職員を小・中学校に配置し、医療的ケア児を受け入れる体制を整備します。

2 共に過ごし、共に学ぶ環境づくりと支援体制の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 市内の認定こども園や認可保育所及び学童クラブでは、発達に心配のあるなしに関わらず、すべての子どもを集団保育するインクルージョン保育*を推進しています。認定こども園等での障がい等のある子どもの受入れは、年々増加傾向にあることから、引き続き、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な保育を行う体制の充実を図る必要があります。
- 小中学校では、障がいのある子どもが生活や学習上の困難を改善又は克服していくための指導及び支援を行う特別支援教育を推進しています。各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制の充実や教職員の専門性の向上を図るとともに、特別支援教育支援員を配置するなど体制の充実を図っています。特別支援教育の対象となる児童は、年々増加傾向にあることから、引き続き、子ども一人ひとりの状況に合わせた支援の充実に向け、教職員の専門性の向上や人材育成を図る必要があります。
- 子どもたちが障がいの有無に関わらず、様々な機会を通じて共に過ごし、互いに学びあう経験ができる環境づくりと支援体制の充実を目指します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・進路や就学などに関して不安を感じていることについては、「本人の友達づきあい」が46.7%で最も多く、次いで「将来の就労に向けての情報が少ない」が35.6%、「療育や保育、教育に関する情報が少ない」が23.1%となっている。

《関係団体ヒアリング結果から》

- ・幼稚園、保育園から触れ合って一緒に生きることを感じる子どもが増えれば障がいに対する理解が進むのではないかと。

《主要施策》

(1) 個別支援ファイルの活用促進

- ◆発達に支援が必要な乳幼児期の児童に対し、「こどもの発達と支援の記録」ファイルを作成します。
- ◆将来にわたり一貫性のある支援が構築されるよう保護者や関係機関にファイルの活用方法の周知を図ります。
- ◆小・中学校においても、保護者同意のもと支援ファイルを引き継ぎ、これを「個別の教育支援計画」に位置付けて、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた一貫性のある教育的支援に役立てます。

(2) 保育の充実

- ◆認定こども園等の教育・保育施設において、障がい等のある子どもを受け入れる「特別支援保育事業」の充実を図ります。
- ◆障がい等のある子どもを受け入れる私立幼稚園等に対し、補助金を交付し、その運営を支援します。
- ◆市内 18 か所の学童クラブで障がい等のある児童の受入れを行います。
- ◆巡回支援事業「こども相談みにくる」*実施体制の充実を図り、認定こども園等の教育・保育施設や学童クラブ等におけるインクルージョンを推進するための後方支援に取り組みます。

(3) 教育の充実

- ◆児童の発達に心配のある保護者の相談に対応するため、教育相談の体制充実に努めます。
- ◆小・中学校の特別支援学級は、地域とのつながりを持ちながら教育を受けられるよう体制整備に努めます。
- ◆一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が、長期的な視点に立って一貫して行われるよう、「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の作成や活用を推進します。

- ◆各学校で教職員の特別支援教育に関する専門性の向上のための研修等を実施します。
- ◆小・中学校に特別支援教育支援員や児童生徒ヘルパーを配置し、学校生活を支援します。
- ◆通常学級に在籍する言語や発達に軽度の障がいのある児童に対して、通級指導教室での指導を実施します。
- ◆特別支援学校の「パートナー・ティーチャー派遣事業」や特別支援教育専門家チームの巡回相談等専門機関を活用し、児童生徒への指導の充実を図ります。
- ◆特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の就学に係る保護者の経済的な負担を軽減するため、就学にかかる費用や交通費の一部を助成します。
- ◆特別支援学級に就学する児童生徒の通学支援と安全確保のため、登下校時にスクールバスを運行します。
- ◆地域学校協働活動が実施する児童生徒の体験活動等において、障がい特性に応じた合理的配慮を提供し、障がいのある児童の参加促進に努めます。

(4) 学校卒業後の支援

- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において現状把握を行うとともに、公共職業安定所などの関係機関と連携し、就労につなげるための支援の充実を図ります。
- ◆学校卒業後も地域で安心して生活できるよう「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の相談支援体制の充実を図ります。

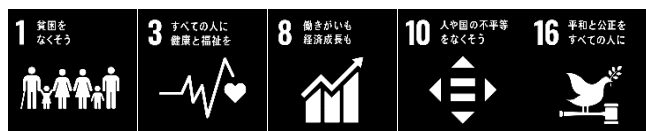
* インクルージョン保育…すべての子どもにはそれぞれ違いがあり、その違いを認め、尊重することが重要であることから、認定こども園等に通うすべての子どもを包括的に捉え、差別することなく保育を行うこと。

* こども相談みにくる…巡回支援専門員が、認定こども園等を直接訪問し、子どもの発達の様子や行動の特徴を把握した上で施設職員が抱える困りごとに助言する仕組み。

基本目標 5

「自立と共生の推進」

1 雇用・就労の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が大きな課題となります。障がいのある人が、病状や障がい特性に配慮しながら働くことができる就労移行支援や就労継続支援の利用実績について、令和4年度の進捗状況では、計画値を上回っています。今後もサービス提供体制の確保に努め、福祉的就労の支援を推進します。
- 一般就労の促進においては、障害福祉サービスとしての就労定着支援は、計画値を大きく下回っているものの、「就労推進室やませみ」による就労定着支援を受けている一般就労継続者は順調に増加しています。また、企業等民間事業所アンケート調査では、障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策として、「雇用事例や障がい特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供」（45.9%）や「外部の支援機関の助言・援助などの支援」（39.3%）などが求められていることがわかりました。引き続き、「就労推進室やませみ」による障がいのある人と企業等の双方に対する適切な支援を継続します。
- 令和7年10月から新しいサービス「就労選択支援」*が開始する予定です。提供体制の確保を目指して、国の動向を注視するほか、「農福連携」*などの推進により、障がいのある人の多様な就労機会の確保に努めます。

«障がい当事者アンケート結果から»

- ・障がいのある人が一般就労するために必要な支援として、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」（41.3%）が最も多く、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」（36.4%）と続いている。
- ・農福連携については、「農福連携について知らなく、今後農作業等に取り組むつもりはない」（48.8%）が半数を占めるが、「取り組んでいる」と「取り組んでみたい」を合わせた「取組意向」は 25.9%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・企業によるジョブコーチ^{*}の活用。
- ・障がい者雇用で得られる企業のメリットをアピールするとよい。

«主要施策»

（１）福祉的就労の支援

- ◆就労継続支援や就労移行支援のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆市役所が購入する物品等やサービスは、「千歳市障害者施設等からの物品等の優先調達方針」^{*}に基づき、障がい者就労施設等から優先的に調達します。

（２）一般就労の促進

- ◆「障がい者就労支援事業」^{*}において、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。

(3) 多様な就労機会の確保

- ◆「農福連携」を推進します。
- ◆障がいのある人が就労のために必要な資格の取得や、職業能力向上の研修等に要する受講料の一部を助成します。
- ◆「就労選択支援」のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆障害者雇用促進法に基づき、千歳市役所における障がい者雇用の拡大に努めます。

* 就労選択支援…障がいのある人の希望や能力、必要な配慮等を評価・整理し、その結果に基づいて適切な就労先を調整する新しいサービスで、令和7年10月からの開始が予定されている。

* 農福連携…農業と福祉が連携して障がいのある人などが農作業等を通じて、自信や生きがいを作り出し、社会に参加する就労支援のこと。

* ジョブコーチ…障がいのある人の職場適応のため、職場に出向いて、指導や支援、事業者との調整を行うスタッフのこと。

* 千歳市障害者施設等からの物品等の優先調達方針…障がい者就労施設等からの物品調達等の推進を図る方針のことで、障害者優先調達推進法に基づき策定している。

* 障がい者就労支援事業…「就労推進室やませみ」において、ジョブコーチの研修を受けた就労支援推進員等が障がいのある人の就労に関する相談、企業等に対する障がい者雇用促進に関する普及啓発、職場実習、関係機関との連絡調整を含む就職・職場定着に向けた支援等を行う千歳市の独自事業のこと。

2 地域共生の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から市町村における「地域生活支援拠点等」*の設置が努力義務化されます。障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた体制づくりのため、「緊急時の受入れ・対応」をはじめとする拠点等の面的整備を目指します。
- 障がい当事者アンケート調査では、「地域における共生」が「進んでいる」と答えた人は12.4%と低い結果となっています。本市では、社会福祉法の改正を踏まえ、これまでの施策に加えて、新たに「重層的支援体制」*の整備に向けた取組を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・「地域における共生」が、どの程度進んでいるかについて「わからない」（49.3%）、「あまり進んでいない」「進んでいない」（30.7%）、「かなり進んでいる」「進んでいる」（12.4%）という結果になっている。

《関係団体ヒアリング結果から》

- ・グループホームの生活を体験する場所があるとよい。
- ・障がいのある人のスポーツ大会や当事者団体の行事等を支援してほしい。

《主要施策》

（1）地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進

- ◆「地域生活支援拠点等」の機能のうち、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」についての面的整備を目指します。

(2) 地域活動支援センターの充実

- ◆市内2か所の「地域活動支援センター」において、障がいのある人に対し、創作的活動や生産活動、社会交流の機会を提供します。
- ◆精神保健福祉士等の専門職員を配置し、障がいのある人と地域の社会基盤との連携強化などを図る「地域活動支援センター機能強化事業」を実施します。

(3) 自発的活動の支援

- ◆点訳・音訳サービス等を行うボランティア人材を養成します。
- ◆障がい者団体の自発的な活動に係る経費の一部を補助します。

(4) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動及び生涯学習への支援

- ◆障がい者団体への文化芸術・スポーツやレクリエーションの活動の場・機会の提供などの支援に努めます。
- ◆障がいのある人も参加できる「ニュースポーツ」*の普及促進を図ります。
- ◆市主催の講座や行事等において、障がい特性に応じた合理的配慮を提供し、障がいのある人の生涯学習への参加促進に努めます。

(5) 外出や移動の支援

- ◆障がいのある人の外出や移動を支援する障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆車いすなどを常時必要とする身体に障がいのある人が社会参加するための外出について、専用車両を使用した支援を行います。
- ◆市内バス・タクシーの運賃割引や「福祉サービス利用券」の交付によって、障がいのある人の外出を促進します。
- ◆精神障がいのある人が「地域活動支援センター」等に通所するためにかかる交通費の一部を助成します。
- ◆障がいのある人の自動車免許の取得に必要な費用を助成します。
- ◆身体に障がいのある人が就労等で自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用を助成します。

（６）重層的支援体制の整備に向けた取組の推進

- ◆庁内意見交換会を開催し、課題の分析や共有を図るとともに、関係部署の連携を強化し、行政の垣根を超えた支援体制の整備を目指します。

* 地域生活支援拠点等…P61 参照。

* 重層的支援体制…地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための属性を問わない包括的な支援体制のこと。

* ニュースポーツ…誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として新しく考案されたスポーツのこと。

第5章 第7期千歳市障がい福祉計画

1 計画の位置付け

第7期千歳市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国が示す基本指針に即し、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）とこれらの成果目標を達成するための活動指標として、各年度のサービス量を見込むとともに、サービス提供体制の確保方策等を定めるものです。

また、第7期千歳市障がい福祉計画は、千歳市障がい者計画に掲げる施策のうち、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する実施計画としての性格を有するものとして策定します。

2 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

3 計画の対象

- (1) 身体に障がいのある人
- (2) 知的障がいのある人
- (3) 精神障がい（発達障がいを含む）のある人
- (4) 難病患者などその他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

4 計画の内容

- (1) 計画の実施により、令和8年度に達成すべき成果目標を定めます。
- (2) 令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策等を定めます。

5 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年度とし、次の成果目標を定めます。

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

●国の基本指針等

国の基本指針では、令和8年度末において、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行すること、また令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から5%以上減少させることを目標としています。

●千歳市

令和元年度から令和4年度までの地域移行者数（累計）は3人となっており、前計画における地域生活移行者数の目標の8人は、令和5年度末においても未達成の見込みです。施設入所者数は、令和元年度末の121人から2人減の119人を目標としていましたが、令和4年度末で2人増の123人となっており、令和5年度末においても未達成の見込みです。

地域生活移行の受け皿となる共同生活援助（グループホーム）については、令和元年度末の119人から令和4年度末の210人と大幅に増加していますが、地域生活への移行を推進するためには、重度障がいのある人に対応したサービスの拡充が課題となっています。

本市では、これまでの施設入所者数の推移や現状の課題を考慮し、令和8年度末における地域移行者数を8人以上（令和4年度末の6%以上）とし、前計画における未達成分は含めないこととします。令和4年度末からの施設入所者数の減少割合は、前計画の1.6%を継続し、令和8年度末の入所者数は、2人以上減の121人以下とし、前計画における未達成分は含めないこととします。

【目標値】

項 目	数値	考え方
基準日の施設入所者数…（A）	123 人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末の地域生活移行者数	8 人以上	（A）の6.0%以上
令和8年度末の減少見込数…（B）	2 人以上	（A）の1.6%以上
令和8年度末の施設入所者数	121 人以下	（A）－（B）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本指針等

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、北海道障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえて、北海道の成果目標として、退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上としています。また、精神病床における早期退院率を設定しており、入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上と設定しています。

●千歳市

本市では、国の基本指針及び北海道障がい福祉計画との整合を図り、令和8年度末までに「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場を設置することとし、その開催回数や参加者数、検証実施について目標を定めます。

【目標値】

項 目	数値	考え方
協議の場の開催回数	1回以上/年	千歳市障がい者地域自立支援協議会を通じて保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
協議の場の参加者数	5人以上/年	保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の参加者数
協議の場における目標設定と検証実施	1回/年	PDCA サイクルにより評価実施

(3) 地域生活支援の充実

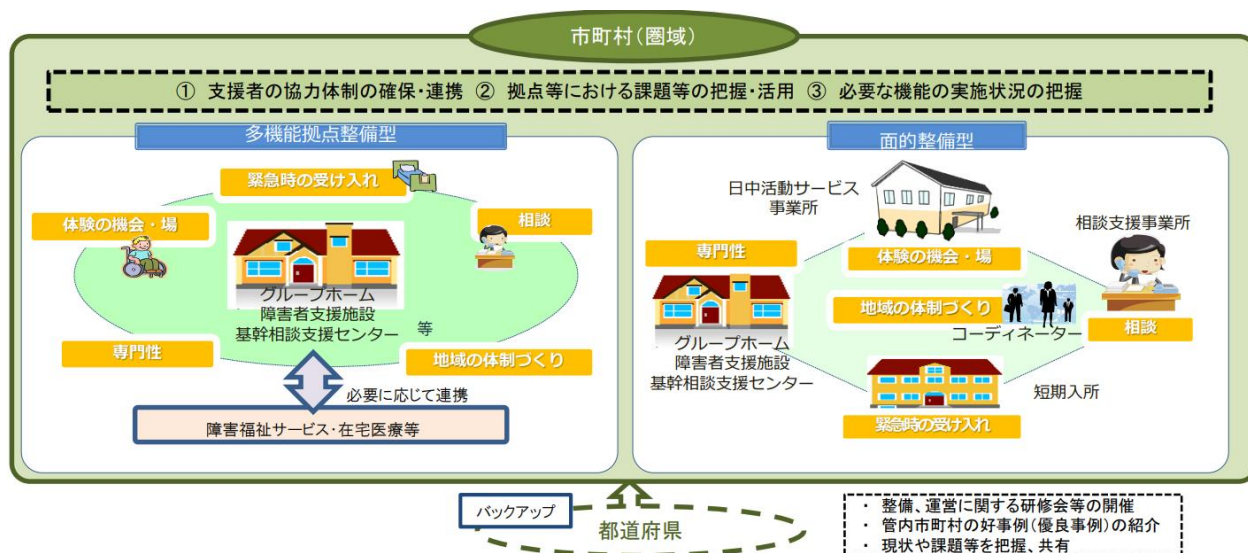
①地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

●国の基本指針等

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、様々な支援が切れ目なく提供されるよう障がいのある人を地域全体で支える体制を地域生活拠点等といいます。

整備手法としては、複数の機関が居住支援と地域支援機能の役割を分担する「面的整備型」と、障害者支援施設等に地域支援機能を付加する併設型、1か所に機能を集約する単独型の「多機能拠点整備型」の2つが示されています。

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村において拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置や年1回以上運用状況を検証・検討することなどを目標としています。



出典：厚生労働省（平成31年3月地域生活支援拠点等について）

●千歳市

本市では、「面的整備型」を採用し、令和8年度末までに「緊急時の受入れ」及び「体験の機会・場」の確保を目標とし、国の基本指針に沿った機能検証を行うとともに、同じく設置を目指す「基幹相談支援センター」の主任相談支援専門員がコーディネーターの機能を担うこととします。

【目標値】

項 目	数値	考え方
地域生活支援拠点等（緊急時の受入れ、体験の機会・場）の設置	1か所	居室確保事業の実施による面的整備
コーディネーターの配置	1人	基幹相談支援センターの主任相談支援専門員を想定
地域生活支援拠点の機能検証の実施回数	1回/年	PDCAサイクルにより評価実施

②強度行動障がいのある人の支援体制の充実

●国の基本指針等

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村等において、強度行動障がいのある人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目標としています。

●千歳市

本市では、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、強度行動障がいのある人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関連機関が連携して支援を行うとともに、強度行動障がいのある人の日中活動を支援するため、令和8年度末までに市内にある行動援護事業所を3か所から5か所以上に増加させることを目標とします。

【目標値】

項 目	数値	考え方
市内の行動援護事業所の数	5か所以上	資格取得費用の助成等による事業者の新規参入促進

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

●国の基本指針等

国の基本指針では、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人の目標値について、令和3年度実績の1.28倍以上とすることとしています。

そのうち、就労移行支援事業については令和3年度実績の1.31倍以上、さらに就労移行支援事業所のうち、就労移行支援利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指しています。

就労継続支援A型については、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型については、1.28倍以上としています。

●千歳市

本市においては、北海道の「福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査」（以下「一般就労移行状況調査」という）の結果を指標とすることとしています。令和3年度の一般就労移行者数の合計は12人となっており、このうち、就労移行支援による移行者数は3人、就労継続支援A型による移行者数は7人、就労継続支援B型による移行者数は2人です。

令和 8 年度の目標は、国の基本指針を踏まえ、一般就労移行者数の合計は、令和 3 年度実績の1.28倍以上、就労移行支援は1.31倍以上、就労継続支援A型は1.29倍以上としますが、これまでの実績の推移や就労移行支援事業所が市内に 2 か所しかないことを考慮し、就労移行支援事業所の割合と就労継続支援B型の目標値は設けないこととします。

また、いずれの目標値にも前計画における未達成分は含めないこととします。

【目標値】

項 目	数値	考え方
令和 3 年度の 一般就労移行者数… (C)	12 人	令和 3 年度において、市内の就労移行支援、 就労継続支援を通じて一般就労に移行する 人の数（一般就労移行状況調査より）
令和 8 年度の一般就労移行者数	16 人以上	(C) の 1.28 倍以上
令和 3 年度の就労移行支援による 一般就労移行者数… (D)	3 人	令和 3 年度において、市内の就労移行支援 を通じて一般就労に移行する人の数（一般 就労移行状況調査より）
令和 8 年度の一般就労移行者数	4 人以上	(D) の 1.31 倍以上
令和 3 年度の就労継続支援 A 型に よる一般就労移行者数… (E)	7 人	令和 3 年度において、市内の就労継続支援 A 型を通じて一般就労に移行する人の数 （一般就労移行状況調査より）
令和 8 年度の一般就労移行者数	10 人以上	(E) の 1.29 倍以上

②就労定着支援

●国の基本指針等

令和 8 年度就労定着支援利用者数については、令和 3 年度実績の1.41倍以上とすることを目標としています。また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることとしており、北海道障がい福祉計画においても、同様の目標設定をしています。

●千歳市

市内においては就労定着支援事業所が 1 か所しかないことや、これまで市独自の事業として、「就労推進室やませみ」による就労定着に向けた支援を実施してきたことから、本市における指標は、「就労推進室やませみ」による就労定着支援の利用者とし、

令和3年度実績の1.41倍以上となる55人以上を目標とし、引き続き、ジョブコーチの研修を受けた就労支援推進員等による職場定着に向けた取組を推進します。

【目標値】

項 目	数値	考え方
令和3年度の就労推進室やませみによる就労定着支援の利用者…(F)	39人	障がい者就労支援事業実績報告書による
令和8年度の就労定着支援の利用者	55人以上	(F)の1.41倍以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

●国の基本指針等

「基幹相談支援センター」は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のことで、障がいのある人の相談等に加え、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携に関する支援を行います。

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村等に1つ以上の「基幹相談支援センター」を設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

さらに、地域における協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うことを目標としています。

●千歳市

本市では、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において、「基幹相談支援センター」の在り方を検討するとともに、資格取得費用の助成を行うなど、人材の育成に努め、令和8年度末までに1か所の設置を目指します。また、同時に、地域の相談支援体制の強化のため、主任相談支援専門員を1名配置することを目標とします。

また、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において個別事例の検討を行い、地域サービス基盤の開発・改善等を図ります。

項 目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置数	1 か所	千歳市障がい者地域自立支援協議会における在り方の検討、資格取得費用の助成などによる人材育成
主任相談支援専門員の配置数	1 人	
千歳市障がい者地域自立支援協議会による個別事例の検討	1 回以上／年	千歳市障がい者地域自立支援協議会の部会等の活用

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●国の基本指針等

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。国の基本指針では、障害福祉サービスの質を向上させるための体制を構築することを目標としています。

●千歳市

本市においては、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への本市担当職員の参加人数及び本市の資格取得費用の助成を受けて、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理者等の研修を修了した人数を令和8年度末の目標の指標とし、障害福祉サービスの質の向上を目指します。

項 目	数値	考え方
市担当職員の研修参加人数	2 人以上／年	北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市担当職員の参加人数
障がい福祉分野の研修修了人数	15 人以上／年	本市の助成を受けて、障がい福祉分野の研修を修了した人数

6 サービス見込量（活動指標）

（１）指定障害福祉サービス

①訪問系サービス

（a）居宅介護（ホームヘルプ）

事業内容

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

見込量の考え方

これまでの利用状況の実績や現在の利用者数等を踏まえ、今後も利用人数・利用時間は増加するものとして見込みます。

＜居宅介護の見込量＞

単位	第 6 期			第 7 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人/月	122	132	133	136	144	151
時間/月	2,194	2,269	2,350	2,368	2,508	2,629

（b）重度訪問介護

事業内容

重度の肢体不自由または重度の知的又は精神障がいにより常に介護を必要とする人に、入浴や排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の支援などを総合的に行います。

見込量の考え方

重度訪問介護の対象者は、居宅介護と組み合わせて長時間サービスを要する人で、利用者はほぼ定着していますが、令和 6 年度以降における利用時間は増加するものとして見込みます。

＜重度訪問介護の見込量＞

単位	第 6 期			第 7 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人/月	4	5	4	4	4	4
時間/月	519	706	612	697	774	851

(c) 同行援護

事業内容

視覚に障がいがあり移動が困難な人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護などを行います。

見込量の考え方

これまでの実績から、令和6年度以降における利用人数・利用時間は緩やかに増加するものとして見込みます。

＜同行援護の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	13	18	16	17	18	18
時間/月	245	296	282	285	302	302

(d) 行動援護

事業内容

知的又は精神障がいにより、行動が著しく困難で常に介護を必要とする人に、外出時の排せつや食事の介護及び必要な支援を行います。

見込量の考え方

市内の行動援護事業所の増加を目指す成果目標の進捗に合わせ、令和6年度以降における利用人数・利用時間は増加するものとして見込みます。

＜行動援護の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	3	7	6	15	19	23
時間/月	38	70	58	135	171	207

(e) 重度障害者等包括支援

事業内容

常に介護が必要な重度の障がいのある人で意思疎通に著しく支障のある人に、居宅介護や同行援護、生活介護などの複数のサービスを包括的に行います。

見込量の考え方

これまで利用実績はなく、市内にサービス提供事業所がないものの、本計画期間中に1人の利用があるものとして見込みます。

＜重度障害者等包括支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1
時間/月	0	0	0	427	427	427

【見込量確保のための方策等】

市のホームページや「ちとせの障がい福祉ガイド」などにより、サービスの周知を図るとともに、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」や医療機関等との連携により、適切なニーズの把握に努めます。

また施設入所者等の地域生活への移行推進や高齢化などにより、訪問系サービス利用者の増加が予想されることから、事業者に対して、ホームヘルパーの育成を働きかけるなど、サービス提供体制の確保に努めます。

②日中活動系サービス

(a) 生活介護

事業内容

障害者支援施設において常に介護が必要な障がいのある人に、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等生産活動などの機会を提供します。

見込量の考え方

これまでの利用状況は横ばいで推移しており、今後も利用人数・利用時間はほぼ横ばいで推移するものとして見込みます。

＜生活介護の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	236	239	236	238	239	240
人日/月	4,946	5,084	4,905	4,942	4,963	4,983

(b) 自立訓練（機能訓練）

事業内容

身体に障がいのある人に対して、自立した生活ができるよう、身体機能・生活能力の維持・向上等のために、身体的リハビリテーションや歩行訓練などを行います。

見込量の考え方

自立訓練（機能訓練）は、市内や近郊市町村において、利用可能な事業所が限られています。令和6年度以降に1名の利用があるものとして見込みます。

＜自立訓練（機能訓練）の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1
人日/月	0	0	0	23	23	23

(c) 自立訓練（生活訓練）

事業内容

知的又は精神障がいのある人に対し、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等で入浴や食事など自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言などの支援を行います。

見込量の考え方

これまでの利用状況の実績や現在の利用者数等を踏まえ、今後も利用人数・利用時間は横ばいで推移するものとして見込みます。

＜自立訓練（生活訓練）の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	10	10	10	10	10	10
人日/月	187	136	153	153	153	153

(d) 宿泊型自立訓練

事業内容

知的又は精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力向上のための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

見込量の考え方

これまでの実績や今後の地域生活への移行を考慮して、増加していくものとして見込みます。

＜宿泊型自立訓練の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	10	9	11	13	14	15
人日/月	309	229	275	325	350	375

(e) 就労選択支援

事業内容

就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等にあった仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。

見込量の考え方

就労移行支援をベースとした令和7年10月開始予定の新しいサービスのため、就労移行支援と同量を見込みます。

＜就労選択支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	—	—	—	—	12	12
人日/月	—	—	—	—	218	218

(f) 就労移行支援

事業内容

一般就労を希望する人に作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや職場定着のための支援、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練等を行います。

見込量の考え方

令和8年度末において、就労移行支援を通じて一般就労に移行する人の数を4人以上とする目標を考慮して、利用者数をその3倍の12人とする計画値とし、各年度の数値を見込みます。

＜就労移行支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	13	12	10	12	12	12
人日/月	253	176	162	218	218	218

(g) 就労継続支援 A 型

事業内容

一般就労に結び付かない人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量の考え方

これまでの実績と現在の利用者数等を考慮して、令和 6 年度以降も利用人数・利用時間はほぼ横ばいで推移するものとして見込みます。

<就労継続支援 A 型の見込量>

単位	第 6 期			第 7 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人/月	128	129	126	127	127	128
人日/月	2,500	2,594	2,506	2,550	2,550	2,620

(h) 就労継続支援 B 型

事業内容

一般就労が困難な人に、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量の考え方

これまでの実績と現在の利用者数等から、令和 6 年度以降も利用人数及び利用日数は増加していくものとして見込みます。

<就労継続支援 B 型の見込量>

単位	第 6 期			第 7 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人/月	306	336	365	372	400	429
人日/月	5,351	5,933	6,159	6,708	7,281	7,882

(i) 就労定着支援

事業内容

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を行います。

見込量の考え方

一般就労に移行した人が長く職場に定着できるよう、サービスの提供や利用促進に努めることとします。

＜就労定着支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	6	3	4	5	5	5

(j) 療養介護

事業内容

病院等において、食事や入浴等の介護や日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを通じて、身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

見込量の考え方

これまでの実績から、今後も横ばいで推移するものとして見込みます。

＜療養介護の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	15	15	16	15	15	15

(k) 短期入所【福祉型、医療型】

事業内容

介護を行う人が病気になったときなどに、施設等において短期間、入浴や排せつ、食事の介護など日常生活の支援を行います。障害者支援施設でサービスの提供を行う「福祉型」と病院等でサービスの提供を行う「医療型」があります。

見込量の考え方

これまでの実績と現在の利用者数を考慮して、短期入所【福祉型】については今後緩やかに増加していくものとして見込みます。また短期入所【医療型】については、横ばいで推移するものとして見込みます。

＜短期入所【福祉型】(障害者支援施設等)の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	10	15	15	16	18	20
人日/月	124	138	130	152	171	190

＜短期入所【医療型】(病院や診療所等)の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	3	6	3	3	3
人日/月	0	33	19	9	9	9

【見込量確保のための方策等】

「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、生活介護や短期入所における強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人、医療的ケアを必要とする人など、重度障がいのある人のニーズの把握に努めます。

また、令和7年10月から始まる就労選択支援について、国の動向を注視し、事業者へ情報提供を行い、提供体制の確保に努めます。

また、障がいのある人の工賃の向上を図るため、市役所各部署に「千歳市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を周知し、就労継続支援事業所などが取り扱う商品等の調達に努めます。

③居住系サービス

(a) 共同生活援助（グループホーム）

事業内容

共同生活を行う住宅で相談や日常生活上の援助を行います。

見込量の考え方

これまでの実績と地域移行の促進により増加を見込みます。

＜共同生活援助の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同 生活援助	人/月	163	210	220	253	294	335
精神 障がい者	人/月	49	64	66	67	82	97

(b) 施設入所支援

事業内容

主として夜間に、施設入所者への入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

見込量の考え方

令和8年度末における入所者数削減目標に合わせて見込みます。

＜施設入所支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	125	123	121	121	121	121

(c) 自立生活援助

事業内容

障害者支援施設等を利用していた障がいのある人でひとり暮らしを希望する人を対象に、生活能力等を補う観点から定期的な巡回訪問により適切な支援を行います。

見込量の考え方

本計画の期間中に2人の利用があるものとして見込みます。

＜自立生活援助の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立 生活援助	人/月	0	0	0	2	2	2
精神 障がい者	人/月	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための方策等】

地域生活支援拠点等の面的整備によって「体験の機会・場」を確保し、グループホームを利用した地域移行を推進するとともに、施設入所者数の削減を図ります。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人、医療的ケアを必要とする人など、重度障がいにも対応したグループホームなどの確保に向けて、本市のサービスの利用実績や障がい福祉制度、資格取得費用の助成などに関する情報提供を行い、開設や新規参入の促進に努めます。

(2) 指定相談支援

① 計画相談支援

事業内容

障害福祉サービスを利用する人にサービス等利用計画を作成するなど、障害福祉サービス事業所との連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

見込量の考え方

セルフプランは含まないものとし、令和6年度以降、相談支援専門員の育成の推進により、増加するものとして見込みます。

＜計画相談支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 数（人）	533	565	650	707	772	836

【見込量確保のための方策等】

相談支援専門員の資格取得費用を助成し、人材の確保に努めます。

また、市のホームページや「ちとせの障がい福祉ガイド」において障害福祉サービスや相談支援事業所についての周知を図るとともに、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」による個別事例の検討を通して、障害福祉サービスを必要とする人に対し、適切な計画相談を行います。

②地域相談支援

(a) 地域移行支援

事業内容

施設に入所又は精神科病院に入院している障がいのある人に、住居の確保、地域生活への移行に関して相談や援助などを行います。

見込量の考え方

令和8年度末における施設入所等から地域生活への移行者数の目標に合わせて見込みます。

＜地域移行支援の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域 移行支援	実利用者 数（人）	0	0	1	2	2	3
精神 障がい者	実利用者 数（人）	0	0	1	1	1	2

(b) 地域定着支援

事業内容

ひとり暮らしをしている人などに、常に連絡が可能な体制を確保して、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等の対応や相談などを行います。

見込量の考え方

令和6年度以降の利用人数は、令和8年度末における施設入所から地域生活への移行者数の目標値を考慮し、緩やかに増加していくものとして見込みます。

＜地域定着支援の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域 定着支援	実利用者 数（人）	1	0	1	1	2	3
精神 障がい者	実利用者 数（人）	1	0	1	1	1	2

【見込量確保のための方策等】

施設入所者等には、障害福祉サービス利用の更新等に合わせて、地域生活への移行について意思確認等を行い、必要に応じて地域移行・地域定着支援を促進します。

また、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、個別事例の検討を行うなど、体制の充実・強化に努めます。

(3) 地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業

事業内容

市民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発（リーフレットの配布等）などを行います。

見込量の考え方

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進するためには、市民が障がいに対する正しい理解と認識を深めることが重要です。このことから継続して事業を実施します。

＜理解促進研修・啓発事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策等】

リーフレットの作成など多様な媒体を活用した広報・啓発活動に努め、障がい特性や障がいのある人に対する理解促進に努めます。

②自発的活動支援事業

事業内容

障がいのある人やその家族、障がい者団体等が自発的に行う活動を支援します。

見込量の考え方

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活ができるように、障がいのある人やその家族、障がい者団体等による自発的な取組を支援します。

＜自発的活動支援事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策等】

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有し、情報交換ができる交流会活動など、障がい者団体等の自発的活動の支援を継続します。

③相談支援事業**事業内容**

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、本人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、事業者等の連絡調整などを総合的に実施します。

見込量の考え方

相談支援事業所については、令和8年度末までに「基幹相談支援センター」の設置を目指していることから、3か所を計画値とし、精神保健福祉士などの専門職員を配置する相談支援機能強化事業も継続するものとして見込みます。

また、住宅入居等支援事業は、今後、実施する方向で見込みます。

＜障がい者相談支援事業の見込量＞

区分	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	実施 箇所数	2	2	2	2	2	3
相談支援機能 強化事業	実施の 有 無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等 支援事業	実施の 有 無	—	—	—	—	—	実施

【見込量確保のための方策等】

「千歳市障がい者総合相談センターChip（ちっぷ）」と「千歳市地域生活支援センター」を中心として、関係機関とのネットワーク体制の充実・強化を図ります。

地域の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置に向けた検討を進めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業内容

成年後見制度を利用する場合の申立てに要する費用や後見人等の報酬を支払うことが困難な人に対して費用の助成を行います。

見込量の考え方

これまで成年後見制度における申立ての実績はありませんが、令和6年度以降は年間1人の利用があるものとして見込みます。

＜成年後見制度利用支援事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	0	0	0	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業内容

成年後見制度の利用を促進する観点から、法人後見を担うための関係者への研修等を行います。

見込量の考え方

市民後見人の養成を含めた成年後見支援実施機関として、「千歳市成年後見支援センター」による、障がいのある人の権利擁護に関する体制の強化を図ります。

＜成年後見制度法人後見支援事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策等】

「千歳市成年後見支援センター」を通じて制度の適正な利用を支援するとともに、普及・啓発を図り、市民後見人を養成します。

⑥意思疎通支援事業

事業内容

手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴覚に障がいのある人への意思疎通の円滑化を図ります。

見込量の考え方

手話通訳者・要約筆記者派遣事業のこれまでの派遣実績より、今後増加していくものとして見込みます。

＜意思疎通支援事業の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣件数	件/年度	236	278	312	319	323	350
手話通訳者設置事業（専従人数）	人	2	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策等】

専従手話通訳の2名体制を維持するとともに、手話通訳者及び要約筆記者を養成し、遠隔サービスの周知などにより、利用機会の拡大に努めます。

⑦日常生活用具給付事業

事業内容

重度の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて日常生活用具を給付します。

見込量の考え方

各日常生活用具の年間延べ給付件数については、これまでの給付実績等を踏まえ、ほぼ横ばいで推移するものとして見込みます。

＜日常生活用具給付等事業の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年度	8	7	7	7	7	7
自立生活支援用具	件/年度	16	21	21	23	23	22
在宅療養等支援用具	件/年度	15	12	12	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件/年度	19	14	14	14	14	14
排泄管理支援用具	件/年度	1,829	1,763	1,763	1,797	1,797	1,797
居宅生活動作補助用具	件/年度	1	4	4	4	4	4

【見込量確保のための方策等】

障害者手帳交付時に制度の説明を行うなど、周知を図るとともに、最新の用具の情報収集により、障がい特性やニーズを踏まえた給付種目となるように努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

事業内容

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される手話表現技術を習得するための養成研修を実施します。

見込量の考え方

これまでの実績から、今後は緩やかに増加していくものとして見込みます。

＜手話奉仕員養成研修事業の見込量＞

区分	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕 員養成	人/年度	15	18	20	22	23	25

※手話奉仕員…千歳市手話講座初級課程（全18回）、同中級課程（23回）の修了者数

【見込量確保のための方策等】

登録手話通訳者の適正な派遣費用を確保するとともに、「千歳市社会福祉協議会」を通じて手話講座開催の周知に努めます。

⑨移動支援事業

事業内容

屋外での移動が困難な障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために外出の支援を行います。

見込量の考え方

これまでの利用実績から、今後もほぼ横ばいで推移するものとして見込みます。

＜移動支援事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	43	48	44	53	53	53
時間/年度	3,103	2,838	2,596	3,135	3,135	3,135

【見込量確保のための方策等】

相談支援事業などを通じて移動支援サービス提供事業者の情報や制度内容の周知に努めます。

⑩地域活動支援センター事業

事業内容

社会との交流を促進することなどを目的に設置している地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の場を提供します。

見込量の考え方

これまでの実績では年間利用者数は横ばいで推移しています。今後も横ばいで推移するものとして見込みます。

＜地域活動支援センター事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	2	2	2	2	2	2
人/年度	126	126	126	127	127	128

【見込量確保のための方策等】

社会との交流を促進し、自立した生活を支援する地域活動支援センターの運営の安定を図るため、運営費を補助します。

(4) 地域生活支援事業（その他の事業）

①日常生活支援

(a) 訪問入浴サービス事業

事業内容

身体に障がいのある人の生活を支援するため、簡易浴槽を提供し、訪問により入浴の介助を行います。

見込量の考え方

訪問入浴サービス事業の利用人数は、これまでの実績から、今後も横ばいで推移するものとして見込みます。

<訪問入浴サービス事業の見込量>

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	4	5	7	6	6	6

(b) 日中一時支援事業

事業内容

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を確保します。

見込量の考え方

事業所数は横ばいで推移していくものとして見込みます。

利用人数は障がいのある人や障がいのある子どもの増加を考慮して、今後、緩やかに増加していくものとして見込みます。

<日中一時支援事業の見込量>

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	23	21	24	24	24	24
人/年度	38	29	33	40	42	43

【見込量確保のための方策等】

訪問入浴サービス事業では、今後も利用者の保健衛生の向上と介助者の負担軽減が図られるよう、事業の継続実施に努めます。

日中一時支援事業では、手帳交付時に制度の周知と事業内容の説明を行うとともに、入浴加算の追加によるサービス提供体制の拡充を図り、利用促進に努めます。

②社会参加促進事業

(a) 点字・声の広報等発行事業

事業内容

視覚障がいのある人のために、点訳・音訳の方法により、市の各種広報紙等を発行し、障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報を提供します。

見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、利用人数は緩やかに増加するものとして見込みます。

＜点字・声の広報等発行事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	1	1	1	1	1	1
人/年度	615	629	629	639	641	643

(b) 奉仕員養成研修事業

事業内容

視覚障がいのある人及び聴覚障がいのある人との交流活動を促進し、さらに市の広報活動などを支援する者として、要約・点訳・音訳奉仕員を養成します。

見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、横ばいで推移するものとして見込みます。

＜奉仕員養成研修事業の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 見込値	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
要約奉仕員養成*	人/年度	7	4	4	6	6	6
点訳奉仕員養成*	人/年度	9	—	2	—	6	—
音訳奉仕員養成*	人/年度	8	8	—	8	—	8

*要約奉仕員養成…要約筆記奉仕員養成講習会(全8回)の修了者数。

*点訳奉仕員養成…点訳ボランティア養成講習会(全20回)の修了者数。【隔年度実施】

*音訳奉仕員養成…音訳ボランティア養成講習会(全20回)の修了者数。【隔年度実施】

(c) 自動車運転免許取得費助成事業

事業内容

障がいのある人の自立生活や社会参加を促進するため、自動車運転免許証の取得に必要な費用の一部を助成します。

見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、横ばいで推移するものと見込みます。

＜自動車運転免許取得費助成事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	6	6	6	6	6	6

(d) 自動車改造費助成事業

事業内容

身体に障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

見込量の考え方

令和6年度以降、1人の利用があるものとして見込みます。

＜自動車改造費助成事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	0	0	1	1	1	1

【見込量確保のための方策等】

点字・声の広報事業では、点訳・音訳版の各種広報紙を発行するなど、情報格差が生じないように継続して取組を実施するとともに、点訳・音訳奉仕員研修を行い、人材の養成に努めます。

自動車運転免許取得費助成事業及び自動車改造費助成事業について、「ちとせの障がい福祉ガイド」や市のホームページなどで周知を行い、制度の利用促進に努めます。

(5) 地域生活を支援する市独自事業の見込量

事業名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
紙おむつ支給事業	件/年度	159	218	229	238	239	240
住宅改修資金助成事業	件/年度	0	1	3	1	1	1
訪問給食サービス事業	食/年度	1,321	939	940	945	948	951
除雪サービス事業	世帯数/年度	12	16	16	20	20	20
移送介助サービス事業	件/年度	60	98	112	111	111	112
緊急通報システム整備事業	世帯数/年度	7	6	5	10	10	10
自立支援教育訓練助成事業	人/年度	0	0	1	1	1	1
福祉サービス利用券助成事業	人/年度	3,828	3,864	3,956	3,864	3,877	3,889
精神障害者通所交通費助成事業	件/年度	218	169	218	205	206	206
障がい福祉分野資格取得助成事業	件/年度	—	10	10	12	13	15

第 6 章 第 3 期千歳市障がい児福祉計画

1 計画の位置付け

第 3 期千歳市障がい児福祉計画は、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、国が示す基本指針に即し、地域において必要な障害児通所支援、障害児相談支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和 8 年度における障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）とこれら成果目標を達成するための活動指標として、各年度のサービス量を見込むとともに、サービス提供体制の確保方策等を定めるものです。

また、第 3 期障がい児福祉計画は、千歳市障がい者計画に掲げる施策のうち、障害児通所支援及び障害児相談支援事業に関する実施計画としての性格を有するものとして策定します。

2 計画の期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

3 計画の対象

- (1) 身体に障がいのある児童
 - (2) 知的障がいのある児童
 - (3) 精神障がい（発達障がいを含む）のある児童
 - (4) 難病患者などその他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある児童
- ※児童福祉法第 4 条第 2 項に定める障害児の定義に基づく

4 計画の内容

- (1) 計画の実施により、令和 8 年度に達成すべき成果目標を定めます。
- (2) 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における障害児通所支援及び障害児相談支援の必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策等を定めます。

5 障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供するため、国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年次とし、次の成果目標を定めます。

（１）児童発達支援センターを中心とした重層的な障がい児支援体制の整備

●国の基本指針

児童発達支援センターを地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、次に掲げる中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することを基本としています。

- ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ・地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ・地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置すること、並びに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目標としています。

●千歳市

①児童発達支援センターの設置

本市では、公設公営の児童発達支援センターとして、千歳市児童発達支援センターを開設しています。今後も中核機関として、更なる機能の充実と質的向上を進め、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援体制の整備に努めます。

②地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

本市では、発達に支援を必要とする子どもが増えており、潜在的なニーズがあると考えられることから、保育所等訪問支援事業を行う事業所の確保に取り組みます。

【目標値】

項 目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1カ所	公設公営の千歳市児童発達支援センターを継続して設置
保育所等訪問支援事業を行う事業所数	3カ所以上	保育所等訪問支援事業を行う新規事業所の確保

(2) 認定こども園・保育所・学童クラブにおける障がい児の受入れ

●国の基本指針

各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう認定こども園や保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入体制の整備を行うことを基本としています。

●千歳市

本市では、認定こども園や保育所、学童クラブ等における障がい児の受入れの歴史は長く、多くの子どもたちが障がいの有無にかかわらずともに育ち合う経験を積み重ねています。今後も障がい児の保育ニーズを踏まえた受入体制の充実に努めます。

【目標値】

種 別	第 2 期			第 3 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
認定こども園・ 保育所（人）	47	69	70	81	86	92
学童クラブ （人）	21	24	28	28	28	29

(3) 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

①重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

●国の基本指針

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ることを基本としています。

基本方針では、令和 8 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 か所以上確保することを目標としています。

●千歳市

本市においては、千歳市児童発達支援センターが保護者同伴による通所支援を提供しています。圏域には複数の事業所がありますが、送迎等の課題があり、利用に至っていない現状があります。

重症心身障がい児を支援する事業所を開設するには、看護師等の人員配置等に係る設置基準が厳しく、事業を実施するためのハードルが高いと考えられますが、課題を整理した上で、新規事業所の確保を目標として取り組みます。

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

●国の基本指針

医療的ケア児について、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図ること、並びに、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することを基本としています。

基本方針では、令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置することを目標としています。

●千歳市

本市では、「千歳市医療的ケア児支援協議会」を設置し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の機関の連携を図っており、「医療的ケア児等コーディネーター」は、道が開催する養成研修を修了した市職員2名を配置しています。

「千歳市医療的ケア児支援協議会」において個別事例の検討等を行い、医療的ケア児とその家族が必要とする支援の充実を図るとともに、養成研修の受講を促進し、コーディネーターの増員を目標として取り組みます。

【目標値】

項 目	数値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1 か所以上	重症心身障がい児が適切な支援を受けられるための児童発達支援事業所の設置
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 か所以上	重症心身障がい児が適切な支援を受けられるための放課後等デイサービス事業所の設置
医療的ケア児支援のための協議の場の開催回数	2 回以上/年	保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置、個別事例の検討
コーディネーターの配置	2 人以上	医療的ケア児等を支援するコーディネーターの増員

（４）障害児相談支援の提供体制の確保

●国の基本指針

障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ることを基本としています。

なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障がい児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められており、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることを基本としています。

基本指針では、障害児相談支援の体制整備を推進するため、地域の実情に応じて、令和８年度における成果目標を設定することを基本としています。

●千歳市

本市においては、千歳市児童発達支援センターのこども相談支援室あーちと４か所の民間事業所が障害児相談支援事業を行う事業所として指定を受けています。セルフプラン率が高いことから進学や就労に向けて相談支援を必要とする児童が増えており、当事者アンケートの結果からも潜在的ニーズが高いと考えられますが、児童を主たる対象とした相談支援専門員が不足している現状があります。

千歳市障がい者総合支援センターChipを中心とした民間の相談支援事業所や関係機関と連携を図るとともに、相談支援専門員の確保に取り組み、児童を主たる対象とした相談支援専門員の増員を目標として取組みます。

【目標値】

項 目	数値	考え方
児童を主たる対象とした相談支援専門員の人数	10人以上	相談支援専門員の増員及び質の向上

6 サービス見込量（活動指標）

（１）障害児支援サービス

①障害児通所支援

（a）児童発達支援

事業内容

発達支援支援が必要な就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

見込量の考え方

利用児童数および利用件数が増加していることから、今後も緩やかに増加していくものと見込みます。

＜児童発達支援の見込量＞

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	156	178	178	185	186	186
人日/月	1,104	1,238	1,238	1,287	1,294	1,294

（b）放課後等デイサービス

事業内容

就学後の発達支援が必要な児童や生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練を行います。

見込量の考え方

市内の小中学校に設置している特別支援学級数の増加等に伴い、放課後等デイサービスの利用者数は増加していくものと見込みます。

＜放課後等デイサービスの見込量＞

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	249	307	307	318	324	332
人日/月	2,556	3,018	3,018	3,126	3,185	3,264

(c) 保育所等訪問支援

事業内容

発達支援の必要な児童が通う認定こども園や保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

見込量の考え方

過去の実績から、緩やかに増加し、推移すると見込みます。

<保育所等訪問支援の見込量>

単位	第2期			第3期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	10	12	12	18	18	19
人日/月	14	17	17	26	26	27

(d) 居宅訪問型児童発達支援

事業内容

重度の障がい等のために外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

見込量の考え方

児童発達支援センターにおける把握実態から、少数で推移すると見込みます。

<居宅訪問型児童発達支援の見込量>

単位	第2期			第3期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	1	1	1	1	1	1
人日/月	3	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策等】

こども発達相談室での相談や「子育てガイド」、市のホームページなどを通じて障がい児支援事業の周知を図るとともに、発達支援が必要な児童やその家族のニーズの掘り起こしと障害児通所支援の利用促進に努めます。

また、事業者に対し、各種研修会への参加を働きかけ、専門性の高い人材の確保や障害児通所支援の質の向上に努めます。

障害児通所支援利用者の増加が予想されることから、新たな事業者の参入を促進するとともに、障害児通所支援の提供体制の確保に努めます。

②障害児相談支援

事業内容

障害児通所支援の利用に当たって必要な障がい児支援利用計画を作成するなど障害児通所支援事業所と連絡調整を行うとともに、定期的に障害児通所支援の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

見込量の考え方

令和6年度以降、相談支援専門員の育成の推進により、増加するものとして見込みます。

＜障害児相談支援の見込量＞

単位	第2期			第3期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/年度)	188	199	199	226	227	227

【見込量確保のための方策等】

相談支援専門員の養成と相談支援事業所の開設を障害児通所支援事業所に働きかけるなど、障害児相談支援の提供体制の確保に努めます。

また、「子育てガイド」や市のホームページなどを通じて障がい児支援事業についての周知を図るとともに、障がい児支援利用計画の作成を必要とする障がいのある児童やその家族のニーズの掘り起こしと障害児相談支援の利用促進に努めます。

③巡回支援事業

事業内容

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、認定こども園や学童クラブ等を巡回し、発達障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行います。

見込量の考え方

認定こども園や学童クラブ等でのインクルージョンを推進するため、引き続き事業を実施していきます。

＜巡回支援事業の見込量＞

単位	第2期			第3期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回施設数 (箇所数)	42	42	42	42	42	42

【見込量確保のための方策等】

新規や未実施の認定こども園等に対し、個別に事業内容の説明を行い、巡回先施設の拡大に努めます。

また、1年間に複数回、巡回支援を行うことができるよう巡回支援専門員の専門性の確保と体制の充実に努めます。

④医療的ケア児支援事業

事業内容

医療的ケア児が利用する障害児通所支援事業所等に訪問看護ステーション等の看護師を派遣し医療的ケアを行う費用の一部を助成します。

見込量の考え方

通所支援事業所等を利用する医療的ケア児が増えていることから、利用人数の増加を見込みます。

＜医療的ケア児支援事業の見込量＞

単位	第2期			第3期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	－	－	2	3	3	3

【見込量確保のための方策等】

「医療的ケア児のための支援ガイドブック」や「ちとせの障がい福祉ガイド」、市のホームページなどで周知を行い、医療的ケア児とその家族のニーズの掘り起こしと制度の利用促進に努めます。

医療的ケア児と保護者が安心して事業を利用することができるよう、訪問看護ステーション等や障害児通所支援・相談支援事業所との連携に努めます。

第 7 章 計画の実施体制と進行管理

1 計画の実施体制

千歳市障がい者計画及び第 7 期千歳市障がい福祉計画並びに第 3 期千歳市障がい児福祉計画の 3 計画については、一体的に推進するものとし、保健福祉部障がい者支援課が中心となり、庁内関係部局、関係団体・機関、関係行政機関等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、千歳市障がい者地域自立支援協議会を定期的を開催し、障がいのある人やその家族、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所、関係機関などの多様な主体のネットワーク化を図り、保健・医療、療育・保育・教育、雇用・就労などの様々な分野が連携しながら、計画の推進体制を確保します。

2 計画の進行管理

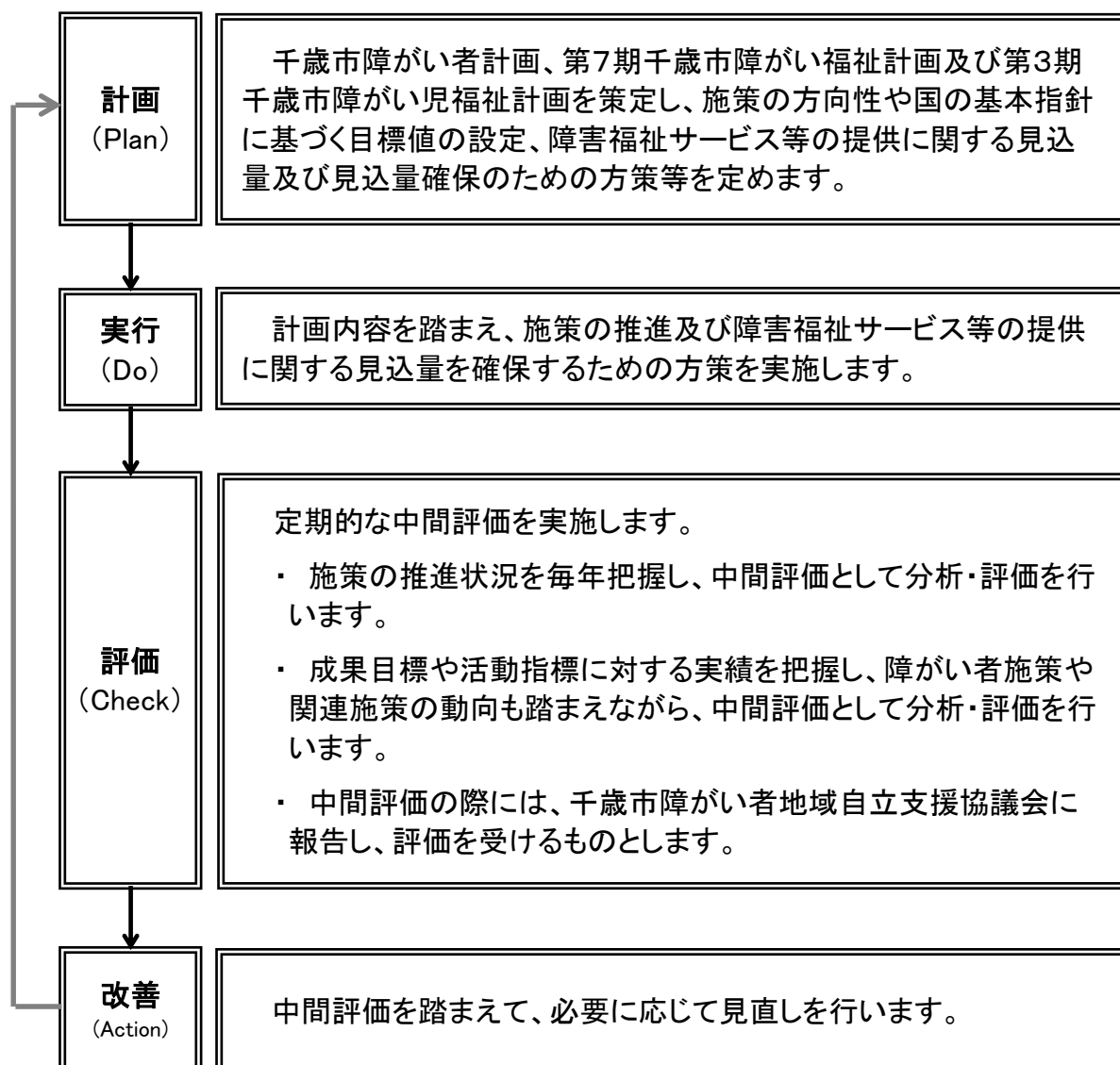
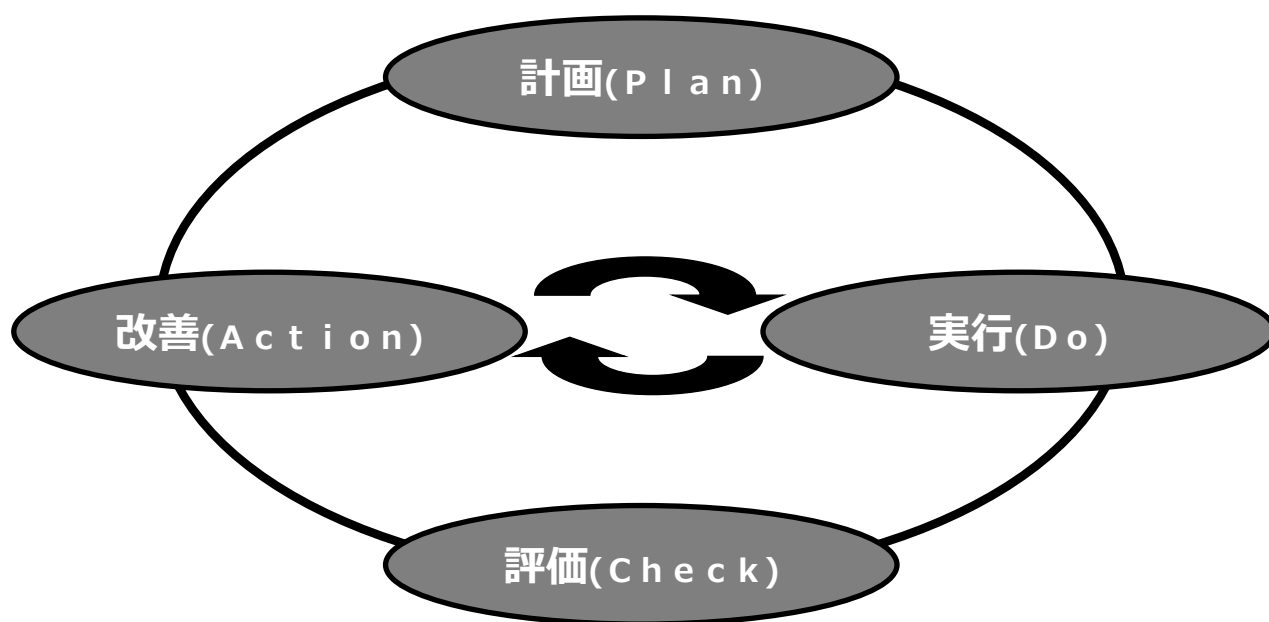
千歳市障がい者計画に掲げた各施策の取組実績、第 7 期千歳市障がい福祉計画に掲げた目標及び障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績並びに第 3 期千歳市障がい児福祉計画に掲げた障がい支援の提供体制の確保に係る目標等について、調査分析を行い、その結果を千歳市障がい者地域自立支援協議会に報告し、計画の推進方法について意見を求めるとともに、進捗状況の点検や評価を受けることとします。

また、進行管理においては P D C A サイクルを取り入れ、毎年度、各種施策の実施状況や設定した目標値、見込量の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

●PDCA サイクルによる評価・検証

「PDCA サイクル」とは、様々な分野における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを順に実施するものです。

図表 PDCA サイクルのイメージ



資料編

1	前計画の進捗状況.....	105
2	障がい当事者アンケート調査結果.....	123
3	障がい当事者アンケート調査結果（18歳未満再計）.....	146
4	サービス提供事業所アンケート調査結果.....	155
5	企業等民間事業所アンケート調査結果.....	159
6	関係団体ヒアリング結果.....	162
7	<u>パブリックコメントの結果概要</u>	
8	<u>計画策定経過</u>	
9	<u>千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱</u>	
10	<u>千歳市保健福祉推進委員会設置要綱</u>	
11	<u>千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱</u>	
12	<u>「障害」の表記を「障がい」と改める取扱いについて</u>	
13	<u>持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）</u>	

1 前計画の進捗状況

(1) 千歳市障がい者計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）の進捗状況

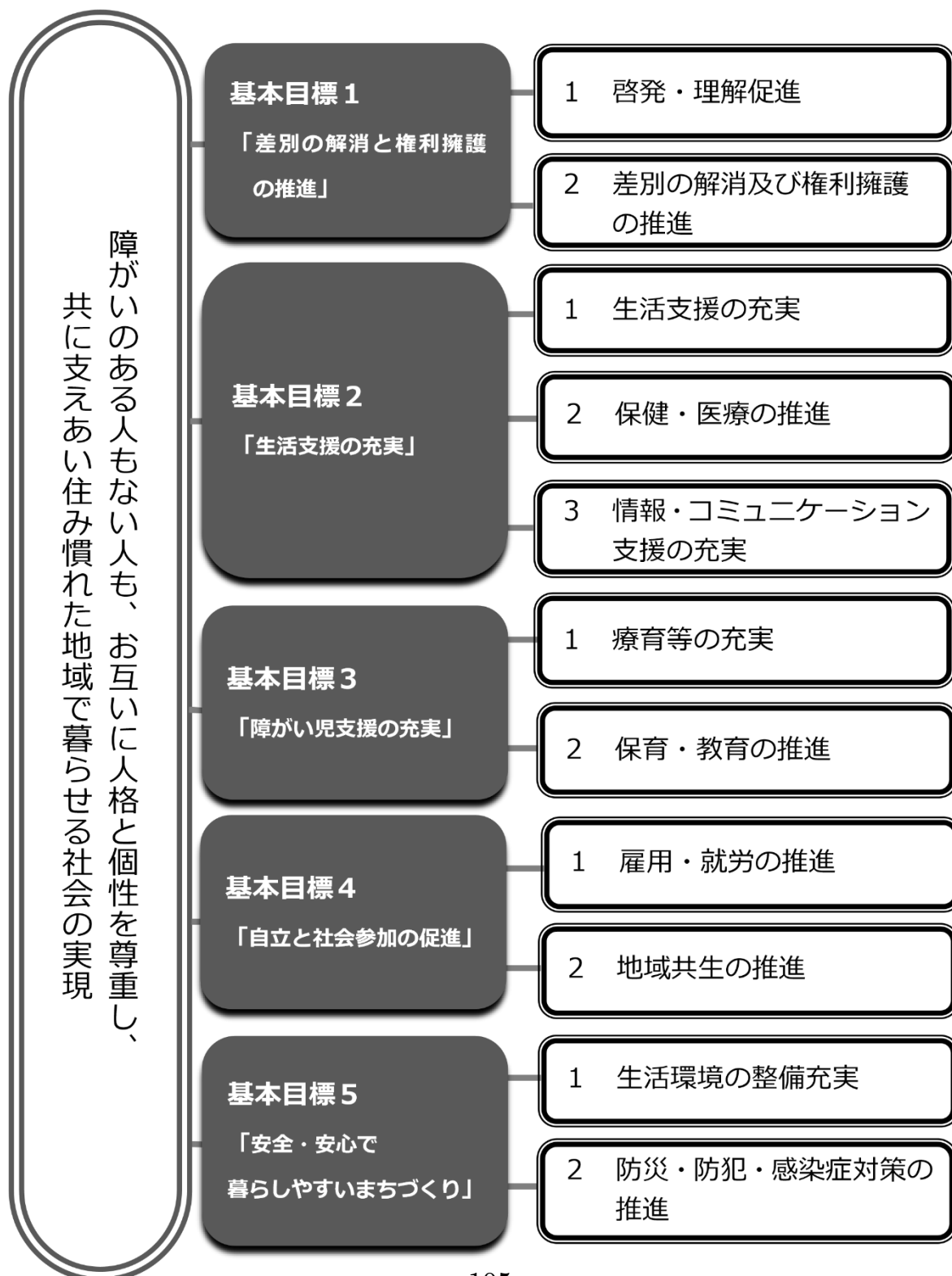
① 施策体系

前計画では、次の5つの基本目標と11の施策方向に対し全67の主要施策を位置付け、障がい福祉施策の推進を図ってきました。

■基本理念■

■基本目標■

■施策の方向■



② 令和4年度の進捗状況

主要施策を構成する取組項目について、所管する担当課等に照会し確認をしています。進捗状況の評価は次表のとおりです。評価は「取組を実施しているか」の視点で「A～D」の4段階で表しています。総括表は次表のとおりです。

- A:実施：計画どおり実施（計画以上又は手段を見直して実施しているものを含む）
 B:今後実施：計画期間中に実施（具体的実施時期の定めがないもの又は未到来のもの）
 C:一部実施：一部遅延又は一部未実施（具体的実施時期の定めがあるもの）
 D:未実施：全部未実施（具体的実施時期の定めがあるもの）

< 総括表 >

基本目標・施策の方向		主要 施策数	進捗状況			
			A	B	C	D
基本目標 1 差別の解消と権利擁護の推進						
	1 啓発・理解促進	4	4	0	0	0
	2 差別の解消及び権利擁護の推進	7	7	0	0	0
基本目標 2 生活支援の充実						
	1 生活支援の充実	7	6	0	1	0
	2 保健・医療の推進	3	3	0	0	0
	3 情報・コミュニケーション支援の充実	3	3	0	0	0
基本目標 3 障がい児支援の充実						
	1 療育等の充実	6	6	0	0	0
	2 保育・教育の推進	8	8	0	0	0
基本目標 4 自立と社会参加の促進						
	1 雇用・就労の推進	10	10	0	0	0
	2 地域共生の推進	9	8	0	1	0
基本目標 5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり						
	1 生活環境の整備充実	4	4	0	0	0
	2 防災・防犯・感染症対策の推進	6	6	0	0	0
合 計		67	65	0	2	0
割 合 (%)			97.0%	0.0%	3.0%	0.0%

③ 主要施策ごとの進捗状況

◆基本目標 1 差別の解消と権利擁護の推進

1 啓発・理解促進

番号	主要施策	進捗状況
1	障がい特性に対する理解促進	A
2	広報・啓発活動の充実	A
3	福祉教育の推進	A
4	交流教育の推進	A

2 差別の解消及び権利擁護の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	障がいを理由とする差別の解消の推進	A
2	障がいのある人の虐待防止体制の充実・強化	A
3	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発	A
4	市職員に対する障がい者理解の促進	A
5	成年後見制度等の利用促進	A
6	日常生活における自立のための支援	A
7	福祉オンブズマン制度の推進	A

◆基本目標 2 生活支援の充実

1 生活支援の充実

番号	主要施策	進捗状況
1	相談支援体制の充実・強化	C
2	障害福祉サービス等の提供体制の確保	A
3	介護保険サービスとの連携	A
4	関係機関等との連携体制の強化	A
5	経済的な負担軽減	A
6	情報提供・発信の充実	A
7	障がい者グループホーム等の整備促進	A

2 保健・医療の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	医療機関等との連携による相談支援体制の充実	A
2	医療費の負担軽減	A
3	生活習慣病の予防・早期発見	A

3 情報・コミュニケーション支援の充実

番号	主要施策	進捗状況
1	意思疎通支援体制の充実	A
2	情報提供の充実	A
3	千歳市手話言語条例に基づく施策の推進	A

◆基本目標 3 障がい児支援の充実

1 療育等の充実

番号	主要施策	進捗状況
1	乳幼児健診の充実	A
2	こども発達相談室の充実	A
3	児童発達支援センターによる連携体制の充実	A
4	障害児通所支援サービス提供体制の確保	A
5	早期療育体制の充実	A
6	肢体不自由児者の機能訓練の充実	A

2 保育・教育の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	障がい児教育・保育事業の充実	A
2	幼稚園における特別支援教育の促進	A
3	インクルージョン保育体制の充実	A
4	個別の教育支援計画の活用	A
5	特別支援教育体制の充実	A
6	特別支援学校等への就学支援	A
7	学童クラブの充実・拡充	A
8	学校卒業後の支援	A

◆基本目標 4 自立と社会参加の促進

1 雇用・就労の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	企業等に対する理解の促進	A
2	福祉的就労の支援	A
3	就労先の拡充と職場定着の促進	A
4	市職員としての雇用の拡大	A
5	一般就労の促進	A
6	訓練・就労体験の支援	A
7	資格取得費用の負担軽減	A
8	障害者施設等からの物品等の優先調達の推進	A
9	関係機関の連携とネットワークの充実・強化	A
10	多様な就労機会の確保	A

2 地域共生の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	地域生活への移行推進	C
2	相互交流の促進	A
3	ボランティアの人材養成	A
4	当事者団体への活動支援	A
5	スポーツ・レクリエーション活動の支援	A
6	文化・芸術活動の支援	A
7	外出や移動の支援	A
8	交通費の負担軽減	A
9	免許取得費用等の負担軽減	A

◆基本目標 5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

1 生活環境の整備充実

番号	主要施策	進捗状況
1	住まいのバリアフリー化の推進	A
2	公共施設等のバリアフリー化の推進	A
3	道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進	A
4	公園緑地のバリアフリー化の推進	A

2 防災・防犯・感染症対策の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	防災・減災体制の強化	A
2	緊急時における連絡手段の確保	A
3	避難通路の確保	A
4	ひとり暮らし見守り活動の充実	A
5	消費者被害の防止	A
6	感染症対策の推進	A

④ 令和4年度の主な取組

前計画で掲げた主要施策については、「計画どおり実施」が97.0%（65施策）と順調な実施状況となっています。なお、「今後実施」としている主要施策は2施策となっており、これらの施策については、令和5年度の進捗状況も考慮し、取組の優先順位や構成を見直した上で、引き続き千歳市障がい者計画の主要施策に位置付け、障がい福祉施策の推進に努めます。

令和4年度の主な取組は次のとおりです。

（１） 啓発・理解促進

障がい特性についてまとめたリーフレットや「ちとせの障がい福祉ガイド」を作成・配布したほか、広報ちとせ、市のホームページなど多様な媒体を活用した広報・啓発活動により、障がいに対する理解促進を図りました。

また、市内小中学校において、視覚障がいのある人の福祉体験教育を実施するとともに、特別支援学級や特別支援学校と通常学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を実施しました。

（２） 差別の解消及び権利擁護の推進

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、障がいのある人に対する場面ごとの配慮などを掲載した「合理的配慮事例集」の周知を図るとともに、千歳市役所の窓口対応などにおいて障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮しました。

また、「千歳市障がい者虐待防止センター」において、虐待に関する相談や虐待を受けた障がいのある人の保護に係る対応を行いました。このほか、「千歳市成年後見支援センター」において、成年後見制度の利用支援や普及・啓発を行い、市民後見人養成講座を開催するなど、障がいのある人の権利擁護の推進に努めました。

- ・千歳市障がい者虐待防止センター 虐待通報・相談件数 16 件
- ・千歳市成年後見支援センター相談件数 411 件

(3) 生活支援の充実

「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の安定した運営や「千歳地域生活支援センター」による相談支援機能強化事業のほか、「障がい福祉分野資格取得助成事業」の実施により、相談支援体制の充実・強化を図りました。

また、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスの提供体制の確保を図るとともに、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」などを通じた関係機関との連携により、ニーズの把握やサービスの質の向上に努めました。このほか、「福祉サービス利用券」の交付などにより、障がいのある人の経済的な負担軽減を図りました。

- ・Chip 相談件数 3,216 件、千歳地域生活支援センター相談件数 5,472 件、障がい福祉分野資格取得助成事業 10 件
- ・市内障害福祉サービス事業所 110 か所、地域活動支援センター利用実績 1,580 人
- ・福祉サービス利用券支給者 3,864 人

(4) 保険・医療の推進

相談支援事業所において、障がい特性に応じた相談支援を行っているほか、「ちとせ健康・医療相談ダイヤル24」において、保健・医療に関する相談を受けました。

障がいのある人の経済的な負担の軽減のため、医療費の一部を助成するとともに、各種医療費助成制度の周知を図りました。このほか、国の定めた国民健康保険特定健診・各種がん検診の受診率向上のために継続した周知・啓発を行いました。

(5) 情報・コミュニケーション支援の充実

手話通訳者や要約筆記者の派遣・養成を行う意思疎通支援事業を実施しました。

広報紙や市ホームページなどでは、障がい特性に配慮した情報提供に努めるとともに、点字・音訳図書や「選挙のお知らせ音訳版」の製作により、障がいの有無による情報格差が生じないように配慮しました。

また、専従手話通訳者を2名配置し、遠隔手話通訳サービスなどの利用促進に努めるなど、「千歳市手話言語条例」に基づき、手話に対する理解促進に努めました。

- ・手話通訳者派遣件数 227 件、要約筆記者派遣件数 51 件、養成講座等参加者 46 人
- ・点訳図書製作実績 225 タイトル、音訳図書製作実績 169 タイトル、選挙のお知らせ音訳版配布実績 19 件

(6) 療育等の充実

乳幼児健診では、受診率 97%以上を維持しており、未受診者には、家庭訪問等で発達状況の確認に努め、発達に遅れが認められる場合には、必要に応じて発達相談の紹介等を行いました。5 歳児とその保護者に対して発達障がいに関するリーフレットを送付し、希望者を対象とした 5 歳児相談を年 5 回開催しました。

「こども発達相談室」では、保護者の主訴や子ども一人ひとりの状況を確認した上で、子どもの心身の発達を促す支援と保護者に対する相談支援を実施しました。

「千歳市児童発達支援センター」では、相談支援から通所支援の利用まで一貫した支援を実施するとともに、保育所等訪問支援事業を実施し、多様化する障がいに対応した支援を行う人材を育成するため、各種研修により専門職員の知識や技術の向上を図りました。

- ・ こども発達相談室利用実人数 627 人、利用延べ人数 3,152 人
- ・ 千歳市児童発達支援センター保育所等訪問支援事業 利用延べ人数 116 人

(7) 保育・教育の推進

市内の認定こども園や認可保育所及び学童クラブでは、発達に心配のあるなしに関わらず、すべての子どもを集団保育するインクルージョン保育を推進しており、認定こども園や認可保育所では、心身や発達に障がい等があり、家庭で必要な保育を受けることが困難な子どもの受け入れを行ったほか、障がい等のある子どもを就園させる幼稚園に対して助成を行いました。学童クラブでは、市内 18 か所すべてで障がい等のある子どもの受け入れを行いました。さらに、インクルージョン保育の充実を図るため、「巡回支援事業こども相談みにくる」を実施しました。

発達に課題のある児童を対象に、乳幼児期から「こどもの発達と支援の記録（イエローファイル）」を作成するとともに、小中学校では、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に活用しました。

小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修を実施するなど校内支援体制の充実や教職員の専門性の向上を図ったほか、特別支援学校の「パートナー・ティーチャー派遣事業」や特別支援教育専門家チーム等の巡回相談など、専門機関の活用により児童生徒への指導の充実を図りました。

また、障がいのある児童生徒が適切な教育を受けることができるよう就学にかかる経費や交通費を補助するとともに、登下校時のスクールバスの運行を行いました。

- ・ 特別支援教育支援員 53 人、児童生徒ヘルパー 35 人
- ・ 特別支援教育専門家チーム等の巡回相談 159 回

（８）雇用・就労の推進

「就労推進室やませみ」において、障がい者雇用の理解促進や一般就労や職場定着に向けた取組を実施したほか、障がいの特性に応じて働くことができる就労継続支援等のサービス提供体制の確保に努めました。

そのほか、「千歳市障害者施設等からの物品等の優先調達方針」の調達目標の達成や「農福連携」による農作業体験の実施等により、障がいのある人の雇用・就労を推進しました。

- ・「就労推進室やませみ」実績 一般就労継続者 52 人、新規就労者 19 人
- ・優先調達目標額 1,100 千円、実績額 2,060 千円

（９）地域共生の推進

「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において、地域課題及び情報の共有を図りました。

点訳・音訳ボランティアの養成や当事者団体の自発的活動に対し、補助金を交付したほか、市民交流会やスポーツ教室などの開催、外出や移動の支援やそれに伴う経済的負担の軽減などにより、障がいのある人の社会活動への参加を促進しました。

- ・点訳・音訳ボランティア会員数 67 人
- ・障がい者団体補助 4 団体
- ・精神障害者通所交通費助成事業 延べ 169 人
- ・自動車運転免許取得助成 4 件

（１０）生活環境の整備充実

手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化にかかる住宅改修費の一部を助成しました。

公共施設等においては、令和 5～6 年度実施予定の消防本部大規模改修工事において、段差の解消、車いす使用者に対応した駐車スペースや市民相談スペースの設置及び多機能トイレの整備を行うための設計を行いました。このほか、道路や公園緑地においてもバリアフリーに配慮した整備や改修を計画的に進めました。

(11) 防災・防犯・感染症対策の推進

「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、平常時の見守りや防災訓練の時に情報を活用するとともに、千歳学出前講座などで防災の啓発に努めました。

また、「緊急通報システム」の設置などにより、早期の安全確保に向けた対応に努めているほか、冬季における避難通路を確保するため、除雪が困難な世帯に除雪サービスを提供しました。

消費者被害の防止のため、「千歳市消費生活センター」において、相談員2名体制で悪質商法等の消費生活相談に対応し、消費生活ホームページ「ちとせの暮らし」などで広く情報発信に努めました。

新型コロナウイルス感染症対策として、障害福祉サービス事業所に対する相談窓口を設置し、集団感染に備え衛生用品や簡易検査キット等を備蓄し、必要に応じて配布を行いました。

- ・千歳学出前講座参加者 468 人
- ・緊急通報システム設置 6 世帯
- ・除雪実績 16 世帯

(2) 「第6期千歳市障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の進捗状況

■第6期千歳市障がい福祉計画

第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況は、次の図表9-1から10-5のとおりです。

1. 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末の施設入所者実績は123人で、令和元年度時点と比較して2人増加しています。令和4年度末の施設入所者の地域生活への移行者数実績（累計）は3人となっています。

図表 9-1 福祉施設入所者の削減数

項 目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
施設入所者数	121 人	128 人	125 人	123 人	119 人
【令和元年度比増減】	【－】	【＋7人】	【＋4人】	【＋2人】	【－2人】

図表 9-2 福祉施設から地域生活への移行者数

項 目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
地域生活移行者数 【累計】	—	2人	3人	8人
(参考)各年度実績	1人	1人	1人	5人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場を設置することを目標としていますが、引き続き開催に向けて検討を進めます。

図表 9-3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
協議の場の開催回数	検討中	検討中	検討中	1回以上／年
協議の場の参加者数	—	—	—	10人以上／年
協議の場における 目標設定と検証実施	—	—	—	1回／年

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等を1か所整備することを目標としていますが、引き続き開催に向けて検討を進めます。

図表 9-4 地域生活支援拠点等の整備

項 目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
地域生活支援拠点等の 設置	検討中	検討中	検討中	1か所
機能検証の実施回数	—	—	—	1回以上／年

④福祉施設から一般就労への移行等

令和4年度の一般就労移行者数の実績は15人で、令和元年度時点と比較して5人減少しています。

令和4年度末の就労移行支援事業の利用者実績は12人で、令和元年度末時点と比較して5人増加しています。

令和4年度末の就労定着支援事業の利用者実績は3人で、令和元年度末時点と比較して1人増加しています。

図表 9-5 福祉施設から一般就労への移行

項 目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
一般就労移行者数	20 人	12 人	12 人	15 人	26 人
【令和元年度比増減】	【－】	【-8人】	【-8人】	【-5人】	【+6人】

図表 9-6 就労移行支援事業の利用者数

項 目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
就労移行支援事業の 利用者数	7人	13 人	13 人	12 人	10 人
【令和元年度比増減】	【－】	【+6人】	【+6人】	【+5人】	【+3人】

図表 9-7 就労定着支援事業の利用者数

項 目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
就労定着支援事業の 利用者数	2人	4人	6人	3人	10 人
【令和元年度比増減】	【－】	【+2人】	【+4人】	【+1人】	【+8人】

2. サービス見込量

①指定障害福祉サービス

訪問系サービスでは、「居宅介護」、「同行援護」は計画値を上回っていますが、「行動援護」は計画値を下回っています。また、「重度訪問介護」では利用時間が増加しています。一方、「重度障害者等包括支援」については利用がありませんでした。

日中活動系サービスでは、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」の利用量は、計画値を上回りましたが、「就労定着支援」の利用人数は計画値を

下回っています。

居住系サービスでは、「共同生活援助」、「施設入所支援」は計画値を上回る実績でしたが、「自立生活援助」は利用がありませんでした。

図表 10-1 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
訪問系	居宅介護	人/月	103	122	104	132	105
		時間/月	1,560	2,194	1,567	2,269	1,575
	重度訪問介護	人/月	5	4	5	5	5
		時間/月	646	519	646	706	646
	同行援護	人/月	14	13	14	18	14
		時間/月	158	245	158	296	158
	行動援護	人/月	20	3	20	7	20
		時間/月	200	38	200	70	200
	重度障害者等 包括支援	人/月	1	0	1	0	1
		時間/月	520	0	520	0	520
日中活動系	生活介護	人/月	248	236	254	239	260
		人日/月	5,110	4,946	5,230	5,084	5,360
	自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	1	0	1
		人日/月	23	0	23	0	23
	自立訓練 (生活訓練)	人/月	10	10	11	10	12
		人日/月	180	187	198	136	216
	自立訓練 (宿泊型)	人/月	11	10	11	9	12
		人日/月	319	309	319	229	348
	就労移行支援	人/月	8	13	9	12	10
		人日/月	145	253	160	176	180
	就労継続支援 A 型	人/月	125	128	130	129	135
		人日/月	2,400	2,500	2,500	2,594	2,590
	就労継続支援 B 型	人/月	300	306	320	336	340
		人日/月	5,070	5,351	5,400	5,933	5,740
	就労定着支援	人/月	6	6	8	3	10
	療養介護	人/月	14	15	14	15	14
	短期入所 (福祉型)	人/月	24	10	24	15	24
		人日/月	190	124	190	138	190
	短期入所 (医療型)	人/月	4	0	4	3	4
		人日/月	16	0	16	33	16

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居住系	共同生活援助	人/月	165	163	175	210	185
	施設入所支援	人/月	121	125	120	123	119
	自立生活援助	人/月	2	0	2	0	2

※実績値は、各年度の3月末現在

②指定相談支援

「計画相談支援」の令和4年度実績は計画どおりとなっています。「地域移行支援」、
「地域定着支援」の利用実績はありませんでした。

図表 10-2 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援		実利用人数	987	1,002	1,022	1,022	1,058
地域 支援 相談	地域移行支援	実利用人数	4	0	6	0	8
	地域定着支援	実利用人数	2	1	3	0	4

※実績値は、各年度の3月末現在

③地域生活支援事業（必須事業）

地域生活支援事業（必須事業）については、おおむね計画値どおりに推移していますが、「移動支援事業」は計画を大きく下回っています。「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」などの実績は減少傾向にあります。

図表10-3 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業		箇所数	2	2	3	2	4
	基幹相談支援センター	実施の有無	-	-	-	-	有
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	-	-	-	-	有
成年後見制度利用支援事業		人/年度	1	0	1	0	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有
支援事業 意思疎通	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年度	340	236	350	278	360
	手話通訳者設置事業	人/年度	2	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年度	8	8	8	7	8
	自立生活支援用具	件/年度	25	16	25	21	25
	在宅療養等支援用具	件/年度	20	15	20	12	20
	情報・意思疎通支援用具	件/年度	15	19	15	14	15
	排泄管理支援用具	件/年度	1,994	1,829	2,069	1,763	2,148
	居宅生活動作補助用具	件/年度	2	1	2	4	2
手話奉仕員養成研修事業		人/年度	30	15	30	18	30
	初級(手話奉仕員養成)	人/年度	15	9	15	10	15
	中級(手話奉仕員養成)	人/年度	15	6	15	8	15
移動支援事業		人/年度	130	43	130	48	130
		時間/年度	12,000	3,103	12,000	2,838	12,000
地域活動支援センター		箇所数	2	2	2	2	2
		人/年度	150	126	150	126	150

※実績値は、各年度の3月末現在

④地域生活支援事業（その他の事業）

「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」の利用人数、「奉仕員養成研修事業（要約）」は、計画値を下回っています。「自動車改造費助成事業」は実績がありませんでした。それ以外の事業についてはおおむね計画どおりに推移しています。

図表 10-4 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
訪問入浴サービス事業		人/年度	8	4	9	5	9
日中一時支援事業		箇所数	25	23	25	21	25
		人/年度	120	38	125	29	130
社会参加促進事業	点字・声の広報発行事業	箇所数	1	1	1	1	1
		人/年度	610	615	620	629	630
	奉仕員養成研修事業(要約)	人/年度	7	7	7	4	7
	奉仕員養成研修事業(点訳)	人/年度	5	9	—	—	5
	奉仕員養成研修事業(音訳)	人/年度	8	8	8	8	—
	自動車運転免許取得費助成事業	件/年度	5	6	5	6	5
	自動車改造費助成事業	件/年度	1	0	1	0	1

※実績値は、各年度の3月末現在

⑤地域生活を支援する市独自事業

「紙おむつ支給事業」、「福祉サービス利用券助成事業」はおおむね計画どおりの実績でしたが、「住宅改修資金助成事業」、「訪問給食サービス事業」、「除雪サービス事業」、「移送介助サービス事業」などで計画値を下回っています。「自立支援教育訓練助成事業」は利用がありませんでした。

図表 10-5 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
紙おむつ支給事業	件/年度	170	159	175	218	180
住宅改修資金助成事業	件/年度	5	0	5	1	5
訪問給食サービス事業	食/年度	2,200	1,321	2,400	939	2,600
除雪サービス事業	世帯数/年度	32	12	34	16	36
移送介助サービス事業	件/年度	145	60	150	98	155
緊急通報システム整備事業	世帯数/年度	10	7	10	6	10
自立支援教育訓練助成事業	人/年度	1	0	1	0	1
福祉サービス利用券助成事業	人/年度	3,780	3,828	3,810	3,864	3,840
精神障害者通所交通費助成事業	件/年度	230	218	235	169	240

※実績値は、各年度の3月末現在

■第2期千歳市障がい児福祉計画

第2期千歳市障がい児福祉計画の進捗状況は、次の図表11-1から10-5のとおりです。

1. 障がい児支援等の提供体制に係る目標

①保育所等訪問支援の利用体制の構築

利用児童数が令和3年度では10人、令和4年度12人と減少傾向にあります。

図表 11-1 保育所等訪問支援

単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値
人/月	30	20	32	10	32	12	34
人日/月	30	27	32	14	32	17	34

②認定こども園・保育所・学童クラブにおける障がい児の受入れ

認定こども園・保育所の受入れは、増加傾向にあり、令和４年度は目標値を上回りました。

図表 11-2 認定こども園・保育所・学童クラブにおける障がい児の受入れ

種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値
認定こども園・保育所(人)	46	46	54	47	54	69	54
学童クラブ(人)	26	26	28	21	28	24	28

2. サービス見込量

「放課後等デイサービス」については、計画値を上回る実績値で推移しています。「保育所等訪問支援」については、横ばいの傾向にあります。

図表12 第2期千歳市障がい児福祉計画の進捗状況

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障害児通所支援	児童発達支援	人/月	170	156	170	178	170
		人日/月	800	1,104	800	1,238	800
	放課後等 デイサービス	人/月	230	249	245	307	260
		人日/月	2,020	2,556	2,180	3,018	2,350
	保育所等 訪問支援	人/月	30	10	32	12	34
		人日/月	30	14	32	17	34
	居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	1	1	1	1
		人日/月	5	3	5	2	5
障害児相談支援		人/年度	175	188	180	199	185
巡回支援専門員事業		箇所数	37	42	37	42	37
医療的ケア児 支援事業		配置 人数	1	1	2	1	2

※実績値は、各年度の3月末現在

2 障がい当事者アンケート調査結果

■調査の目的・内容

本調査は、令和6年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」、「第3期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するために実施しました。

■調査対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証を所持している人

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率等

本調査の対象者数は、全体で3,000人、うち1,202人から回答を得ることができました。回答者数を対象者数で除した回答率は40.1%でした。また、回答者の年齢分布は次表のとおりです。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

図表 13-1 調査対象者数、回答数、回答率

対象者数	回答者数	回答率
3,000 人	1,202 人	40.1%

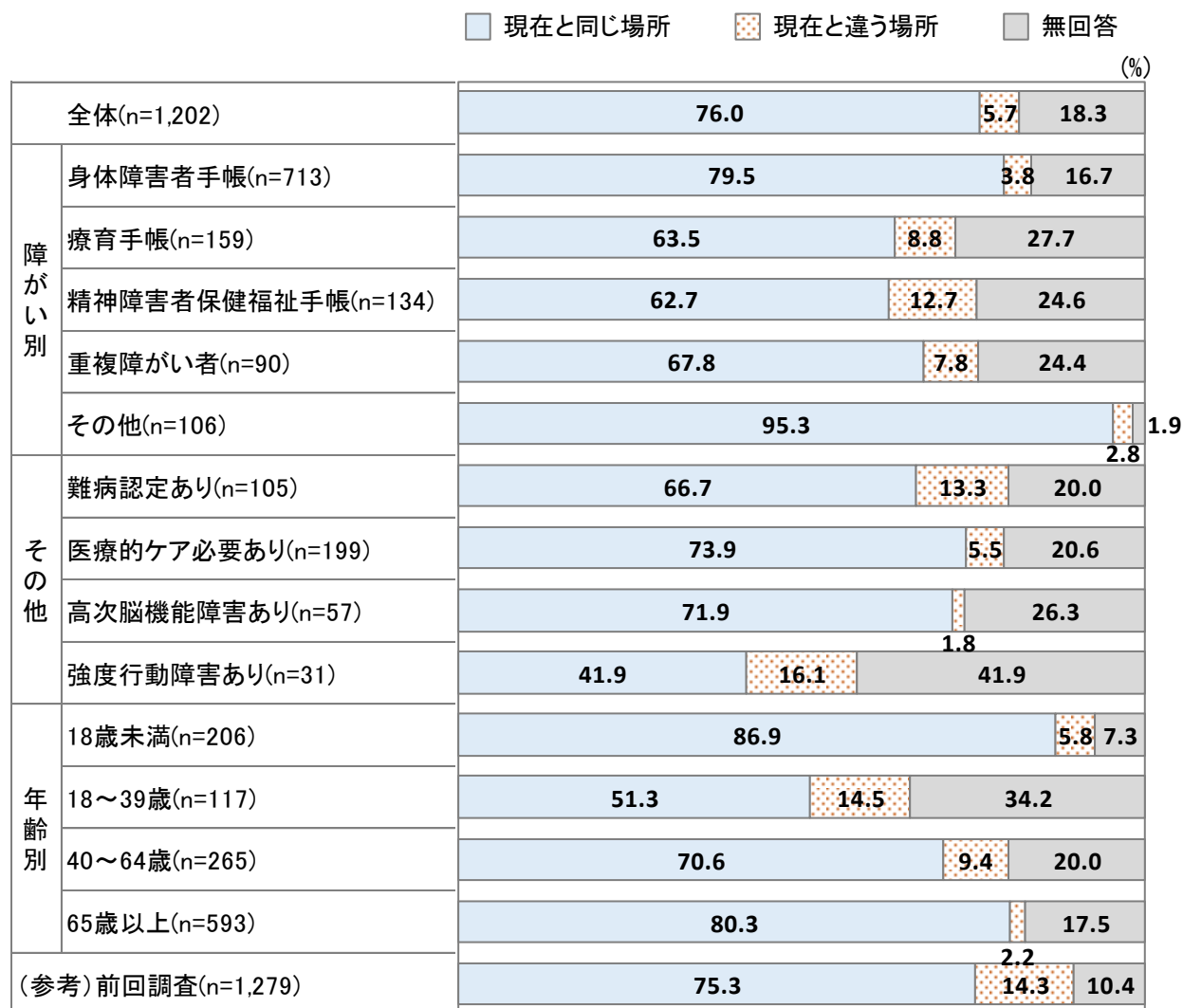
図表 13-2 回答者の年齢分布

回答者 総数	19 歳 以下	20 歳～ 29 歳	30 歳～ 39 歳	40 歳～ 49 歳	50 歳～ 59 歳	60 歳～ 64 歳	65 歳～ 74 歳	75 歳 以上	無回答
1,202 人	215 人	51 人	57 人	96 人	100 人	69 人	196 人	397 人	21 人
100.0%	17.9%	4.2%	4.7%	8.0%	8.3%	5.7%	16.3%	33.0%	1.7%

(1) 生活環境

今後暮らしたい場所については、「現在と同じ場所」が76.0%となっています。
障がい別にみると、いずれの障がい種別においても「現在と同じ場所」が最も多くを占めています。

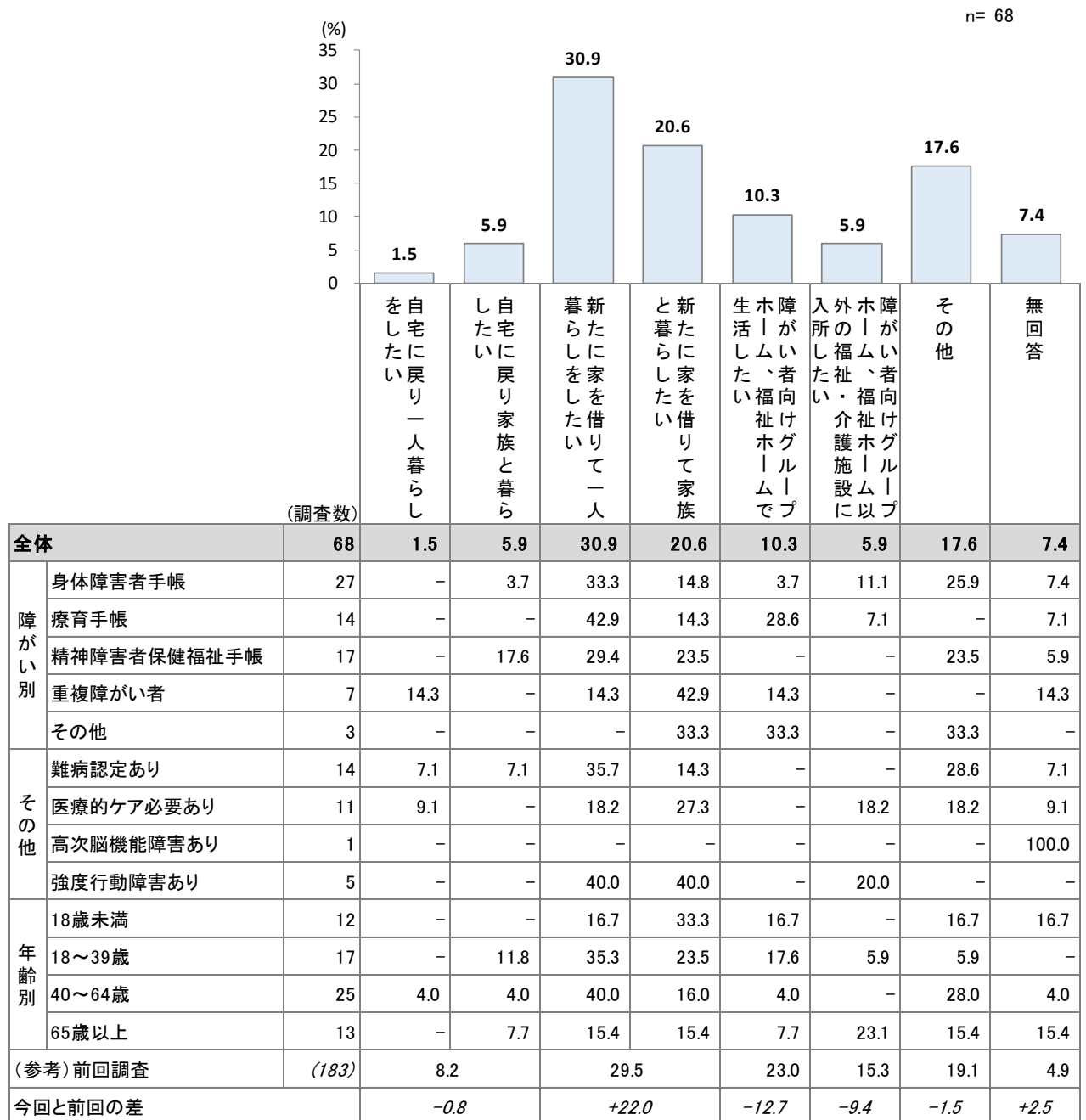
図表 14 今後暮らしたい場所



【回答条件：現在と違う場所と回答した方】

現在と違う場所で暮らしたいと回答した人の今後暮らしたい場所については、「新たに家を借りて一人暮らしをしたい」が 30.9%、「新たに家を借りて家族と暮らしたい」が 20.6%となっています。

図表 15 現在と違う場所に暮らしたい方が今後暮らしたい場所



※前回調査では、「自宅に戻り一人暮らしをしたい」「自宅に戻り家族と暮らしたい」を「自宅に戻りたい」、「新たに家を借りて一人暮らしをしたい」「新たに家を借りて家族と暮らしたい」を「新たに家を借りたい」と表記して調査を実施している。

(2) 日常生活

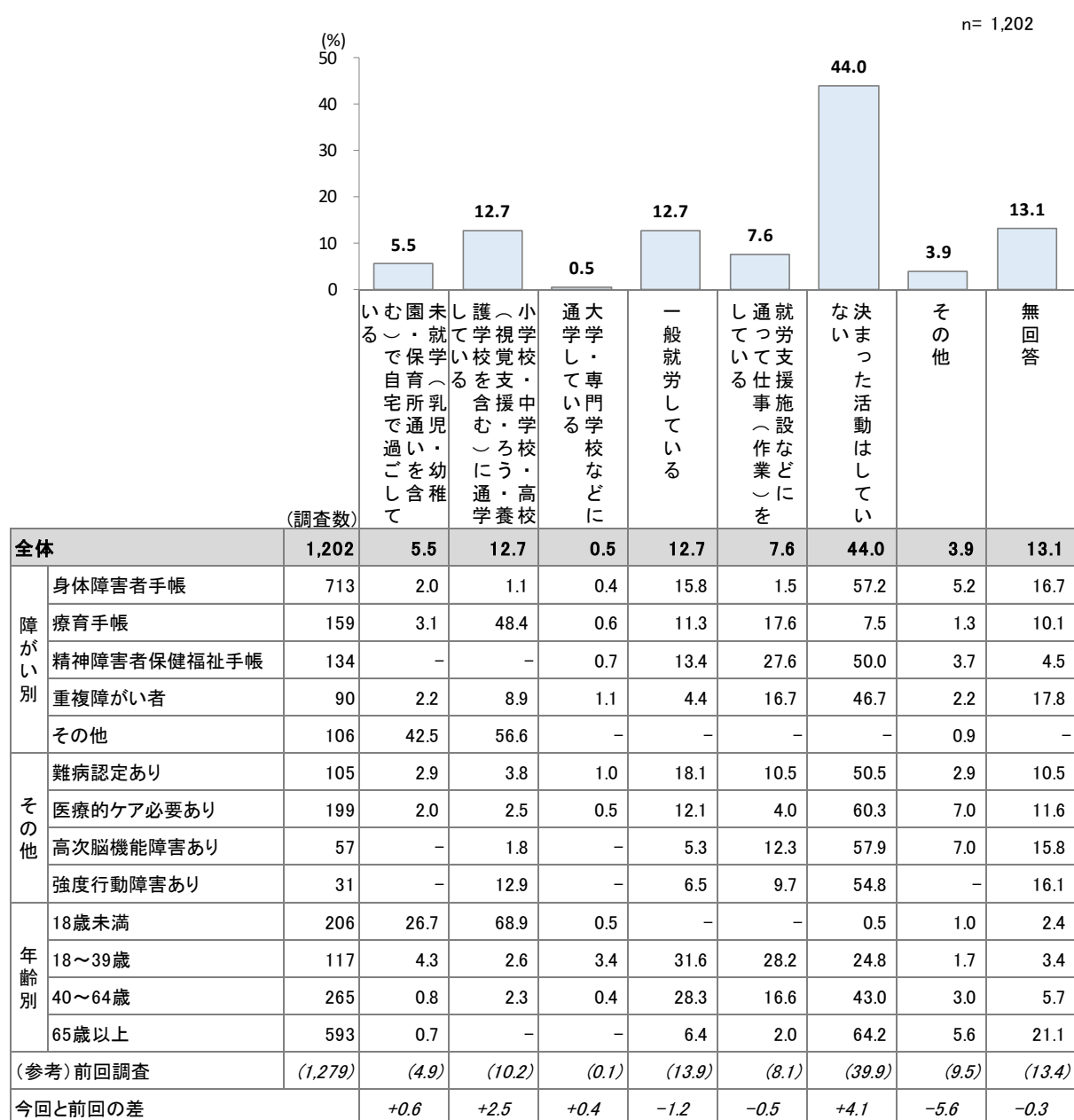
日中の主な活動については、「決まった活動はしていない」が44.0%で最も多く、次いで「小学校・中学校・高校（視覚支援・ろう・養護学校を含む）に通学している」「一般就労している」が各々12.7%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「決まった活動はしていない」が57.2%と過半数を占めています。

その他の要因別にみると、医療的ケア必要ありでは「決まった活動はしていない」が60.3%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、「決まった活動はしていない」と回答した割合は、高齢層ほど多くなっています。

図表 16 日中の主な活動



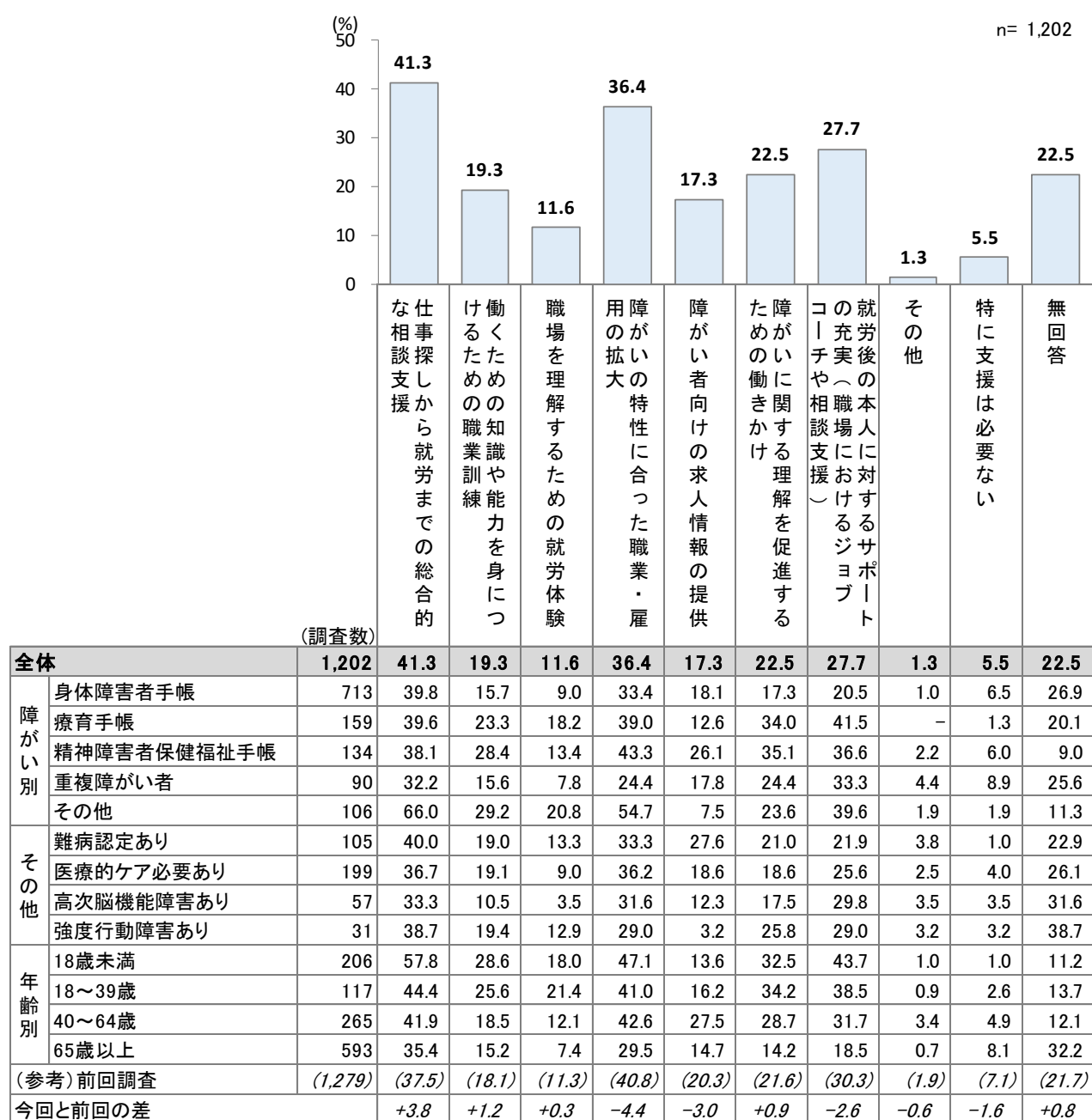
(3) 一般就労の支援

一般就労に必要な支援については、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が 41.3%で最も多く、次いで「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が 36.4%、「就労後の本人に対するサポートの充実（職場におけるジョブコーチや相談支援）」が 27.7%となっています。

障がい別にみると、その他では「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が 66.0%、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が 54.7%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18 歳未満では「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が 57.8%、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が 47.1%、「就労後の本人に対するサポートの充実（職場におけるジョブコーチや相談支援）」が 43.7%と 18 歳以上に比べ多くなっています。

図表 17 一般就労に必要な支援 ※複数回答



【回答条件：就労支援施設等に通っている、もしくは現在勤めている業種で働きたいと思っていない、もしくは仕事や通所での作業をしたいと考えている方】

農福連携については、「農福連携について知らなく、今後農作業等に取り組むつもりはない」が48.8%と半数を占め、次いで「農福連携について知らないが、今後農作業等に取り組んでみたい」が13.3%、「農福連携について知っているが、今後農作業等に取り組むつもりはない」が12.7%となっています。“知っている”を合わせた＜認知率＞は25.3%、“取り組んでいる”と“取り組んでみたい”を合わせた＜取組意向＞は25.9%となっています。

障がい別にみると、療育手帳では＜認知率＞＜取組意向＞ともに30.6%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

図表 18 農福連携について



(4) 外出

【回答条件：外出される方】

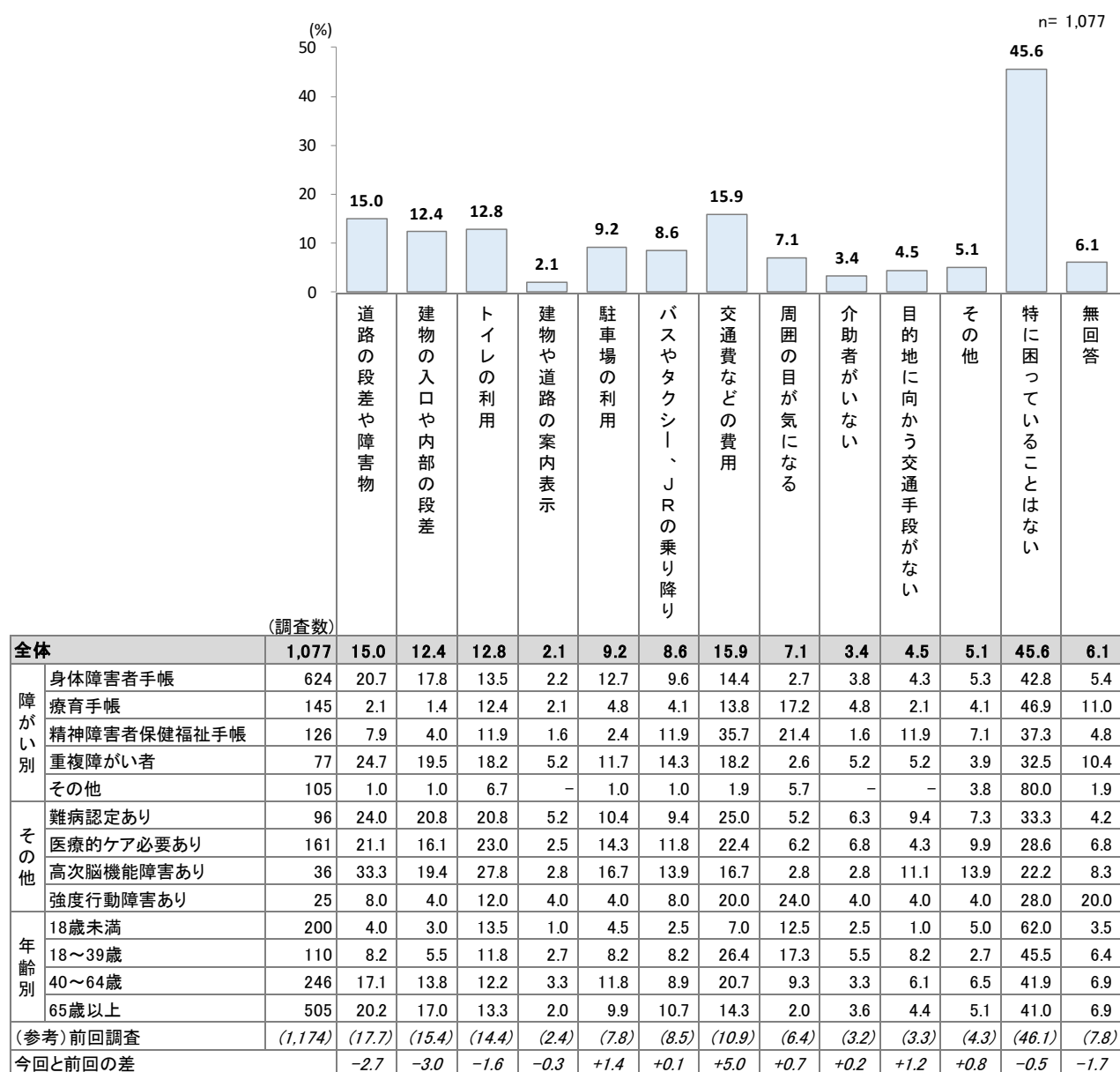
外出の際に困っていることとしては、「交通費などの費用」が 15.9%、次いで「道路の段差や障害物」が 15.0%、「トイレの利用」が 12.8%、「建物の入口や内部の段差」が 12.4%となっています。一方、「特に困っていることはない」と回答した人は 45.6%となっています。

障がい別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「交通費などの費用」が 35.7%、「周囲の目が気になる」が 21.4%と他の障がい種別に比べて多くなっています。

その他の要因別にみると、高次脳機能障害ありでは「道路の段差や障害物」が 33.3%、「トイレの利用」が 27.8%と他の要因に比べて多くなっています。

年齢別にみると、高齢層ほど「道路の段差や障害物」「建物の入口や内部の段差」の割合が高くなっています。

図表 19 外出の際に困っていること ※複数回答



(5) 困っていることや相談先

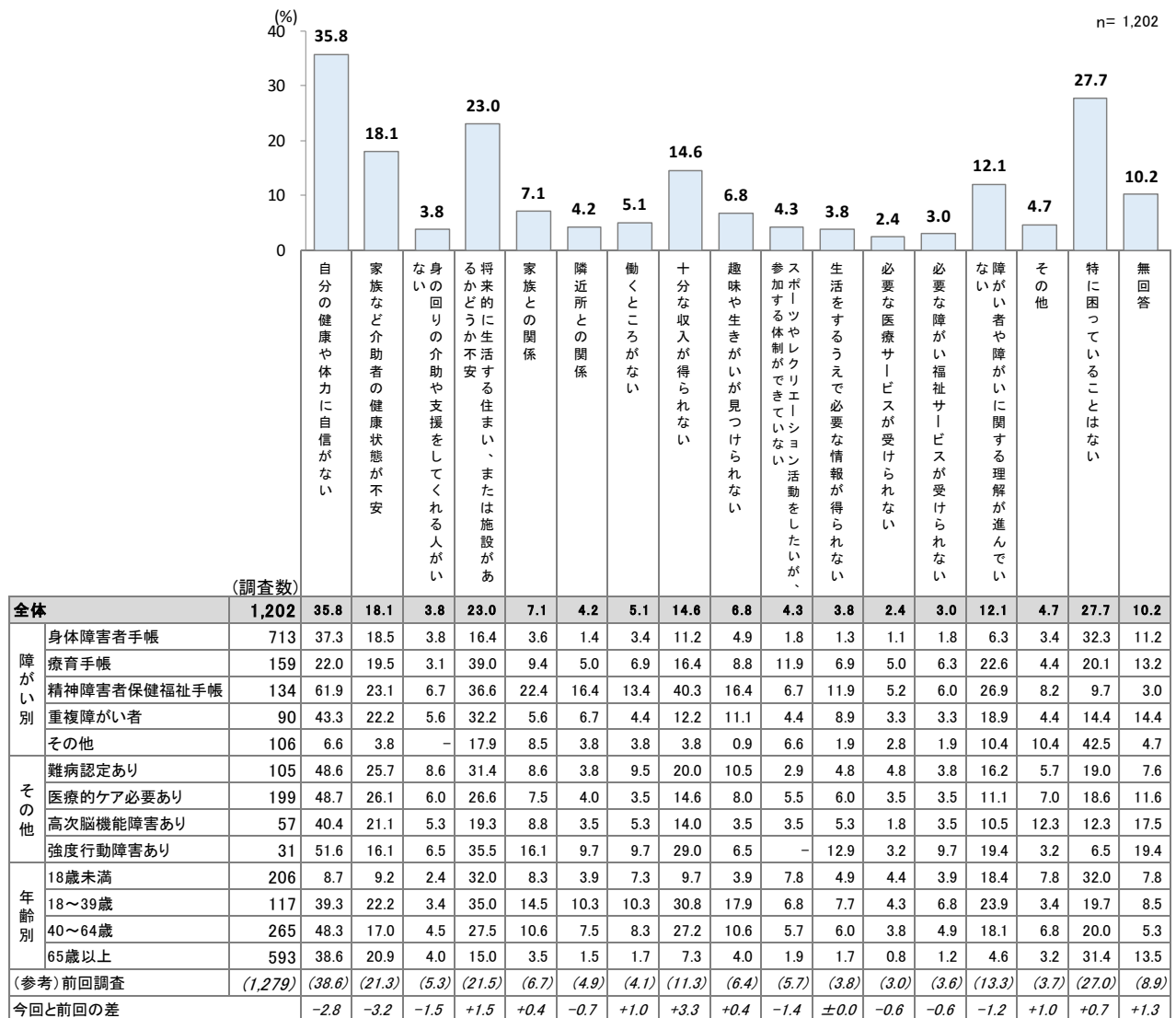
現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」が35.8%で最も多く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が23.0%、「家族など介助者の健康状態が不安」が18.1%となっています。

障がい別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「自分の健康や体力に自信がない」が61.9%、「十分な収入が得られない」が40.3%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障害ありでは「自分の健康や体力に自信がない」「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」「十分な収入が得られない」が各々51.6%、35.5%、29.0%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18～39歳、40～64歳では「十分な収入が得られない」が各々30.8%、27.2%と他の年齢層に比べ多くなっています。

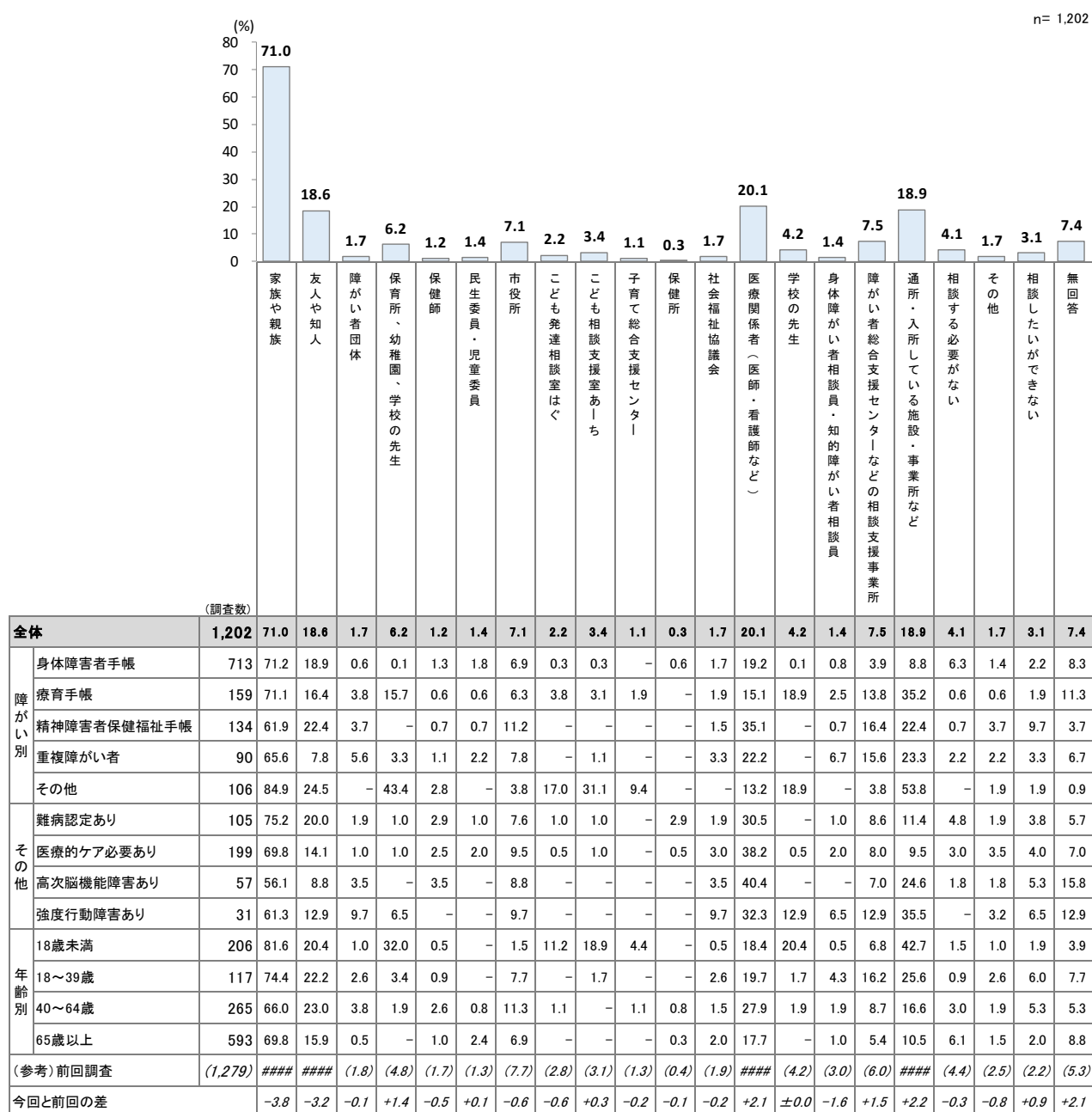
図表 20 現在の生活で困っていることや不安に思っていること ※複数回答



相談ごととはだれにするかについては、「家族や親族」が 71.0%で最も多く、次いで「医療関係者（医師・看護師など）」が 20.1%、「通所・入所している施設・作業所など」が 18.9%、「友人や知人」が 18.6%となっています。

障がい別にみると、全ての障がい種別で「家族や親族」が最も多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳では「医療関係者（医師・看護師など）」が 35.1%で他の障がい種別に比べ多くなっています。

図表 21 相談ごととはだれにするか ※複数回答



※前回調査では、「こども発達相談室はぐ」を「こども発達相談室」、「こども相談支援室あーち」を「千歳市指定障害児相談支援事業所」と表記して調査を実施している。

(6) 災害時の対応

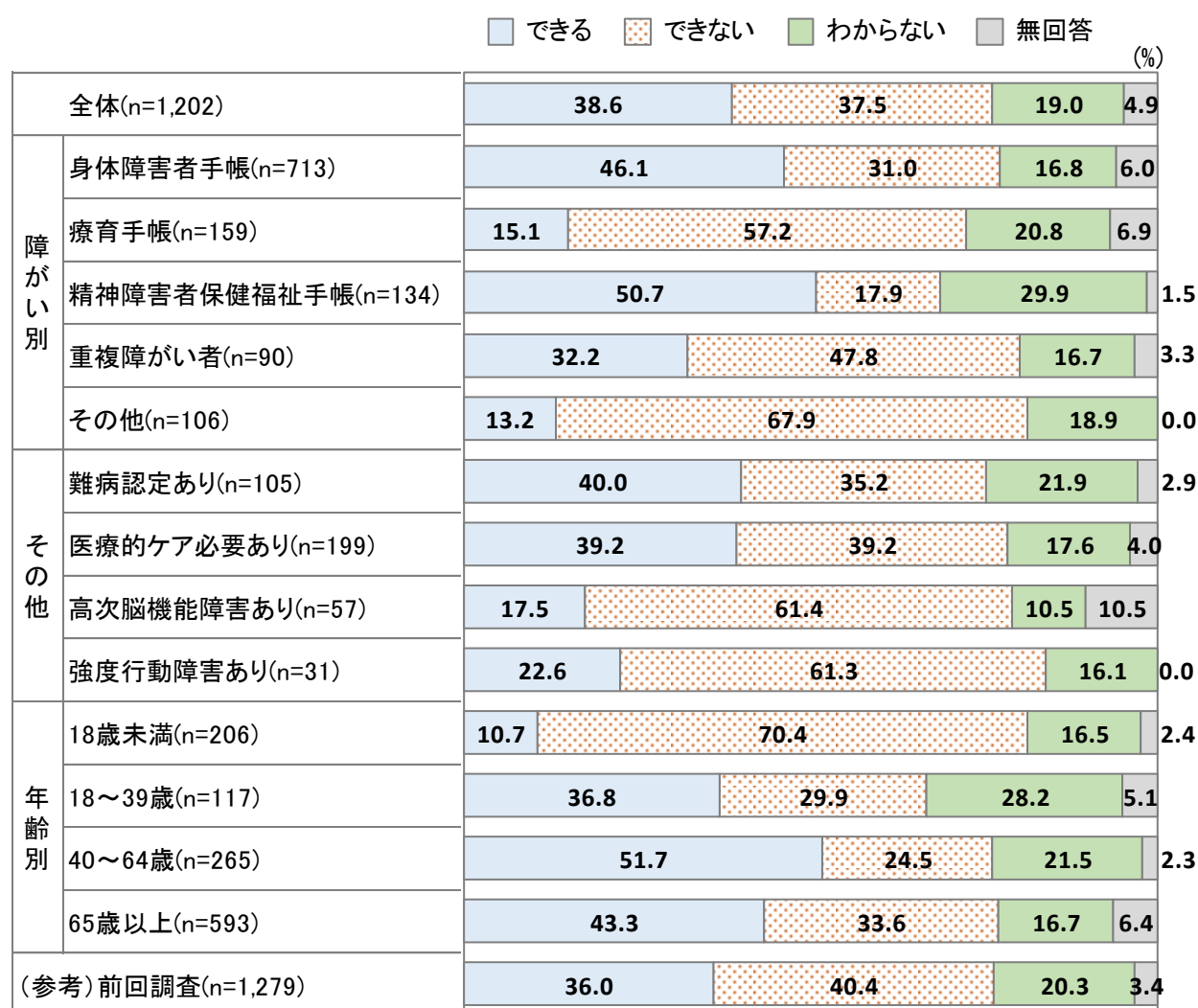
災害が発生したとき一人で避難できるかについては、「できる」が 38.6%、「できない」は 37.5%、「わからない」が 19.0%となっています。

障がい別にみると、療育手帳、その他では「できない」が過半数を占めています。

その他の要因別にみると、高次脳機能障害あり、強度行動障害ありでは「できない」が 60%以上となっています。

年齢別にみると、18 歳未満では「できない」が 70.4%と 18 歳以上に比べ多くなっています。

図表 22 災害が発生したとき一人で避難できるか



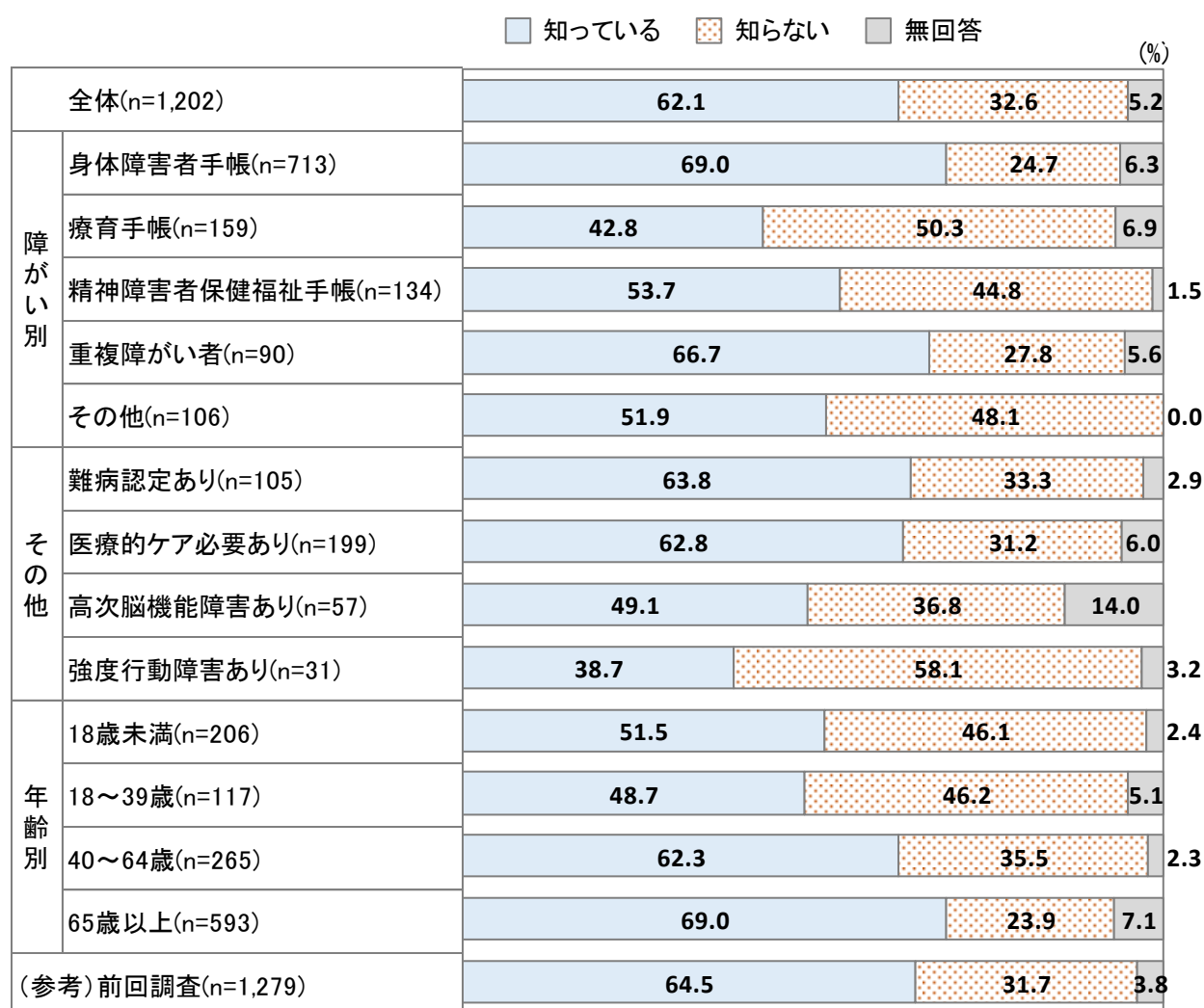
地震や水害などの災害が発生した場合の避難場所の認知については、「知っている」が62.1%、「知らない」が32.6%となっています。

障がい別にみると、療育手帳では「知っている」が42.8%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障害ありでは「知っている」が38.7%と他の要因に比べ少なくなっています。

年齢別にみると、39歳以下では「知っている」が50%前後と40歳以上に比べ低くなっています。

図表 23 地震や水害などの災害が発生した場合の避難場所の認知

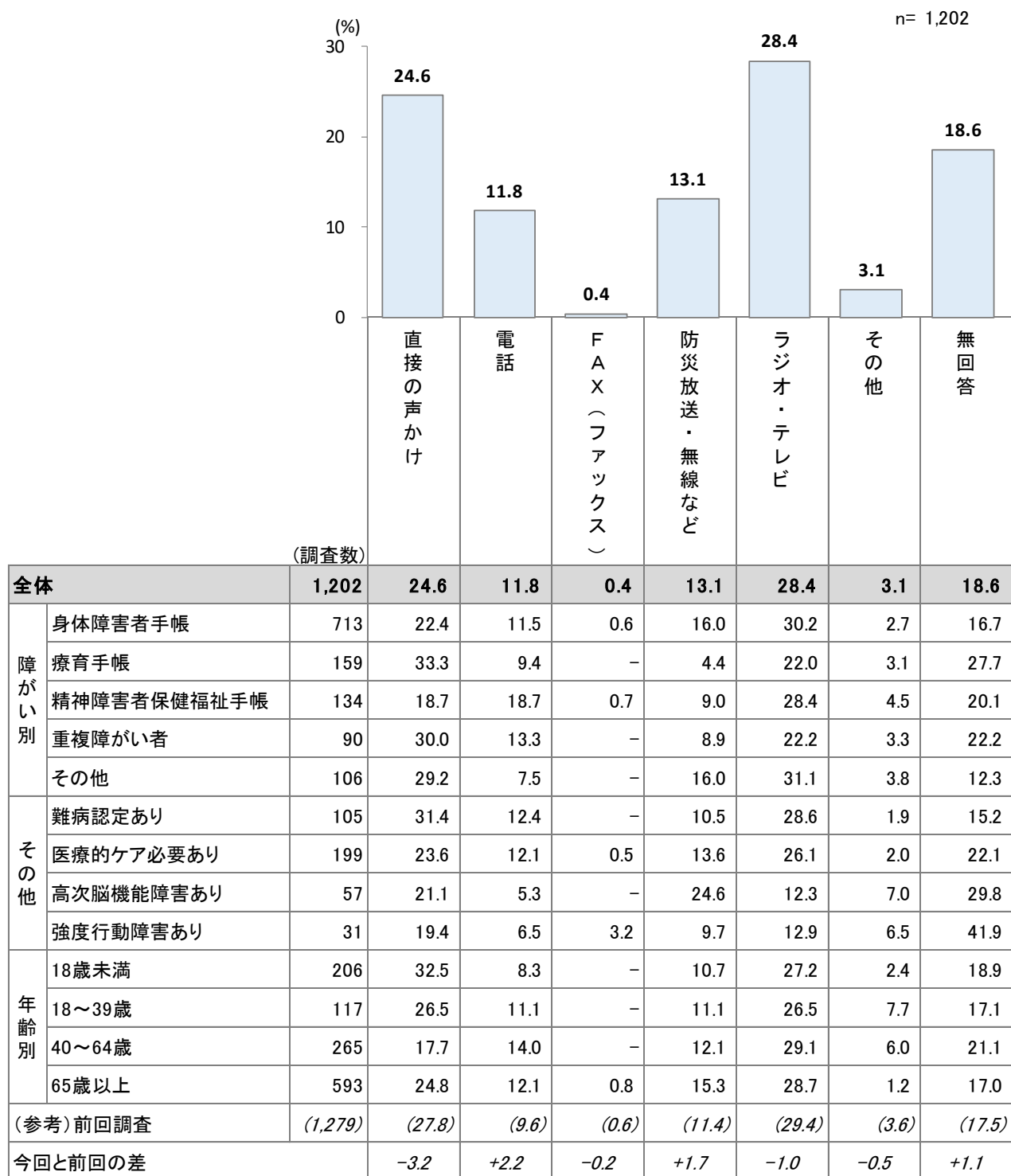


家にいる時に災害が発生した場合の情報を得たい方法については、「ラジオ・テレビ」が28.4%、次いで「直接の声かけ」が24.6%となっています。

その他の要因別にみると、難病認定ありでは「直接の声かけ」が31.4%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18歳未満では「直接の声かけ」が32.5%と18歳以上に比べ多くなっています。

図表 24 家にいる時に災害が発生した場合の情報を得たい方法

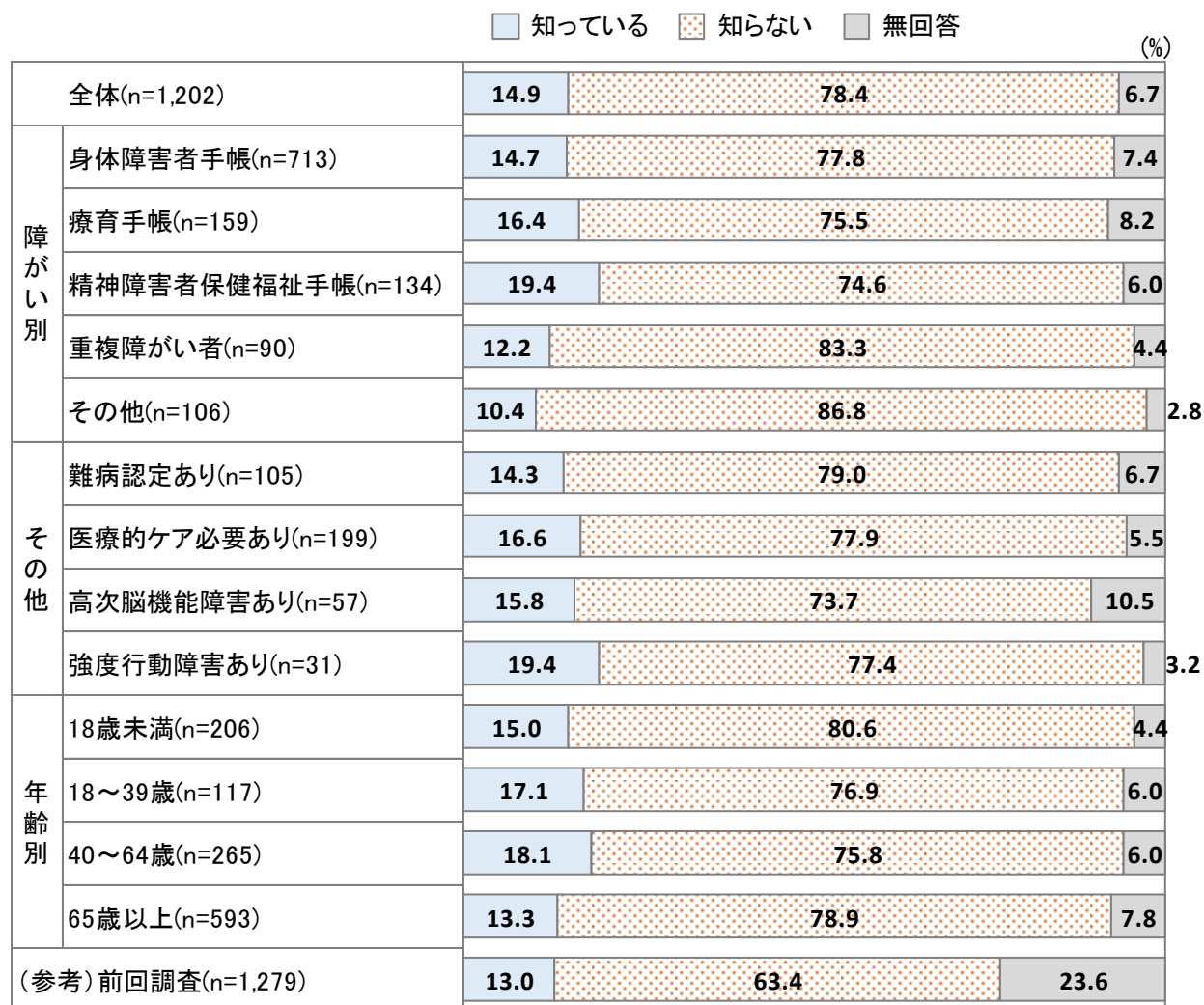


(7) 権利擁護・障がい者差別解消

障がい当事者の「障害者差別解消法」の認知度については、「知っている」は14.9%、一方、「知らない」は78.4%となっています。

障がい別にみると、重複障がい者、その他では「知らない」が80%以上となっています。

図表 25 障害者差別解消法を知っているか



※前回調査では「わからない」20.5%、「無回答」3.1%となっており、上記グラフでは合わせて「無回答」と表記している。

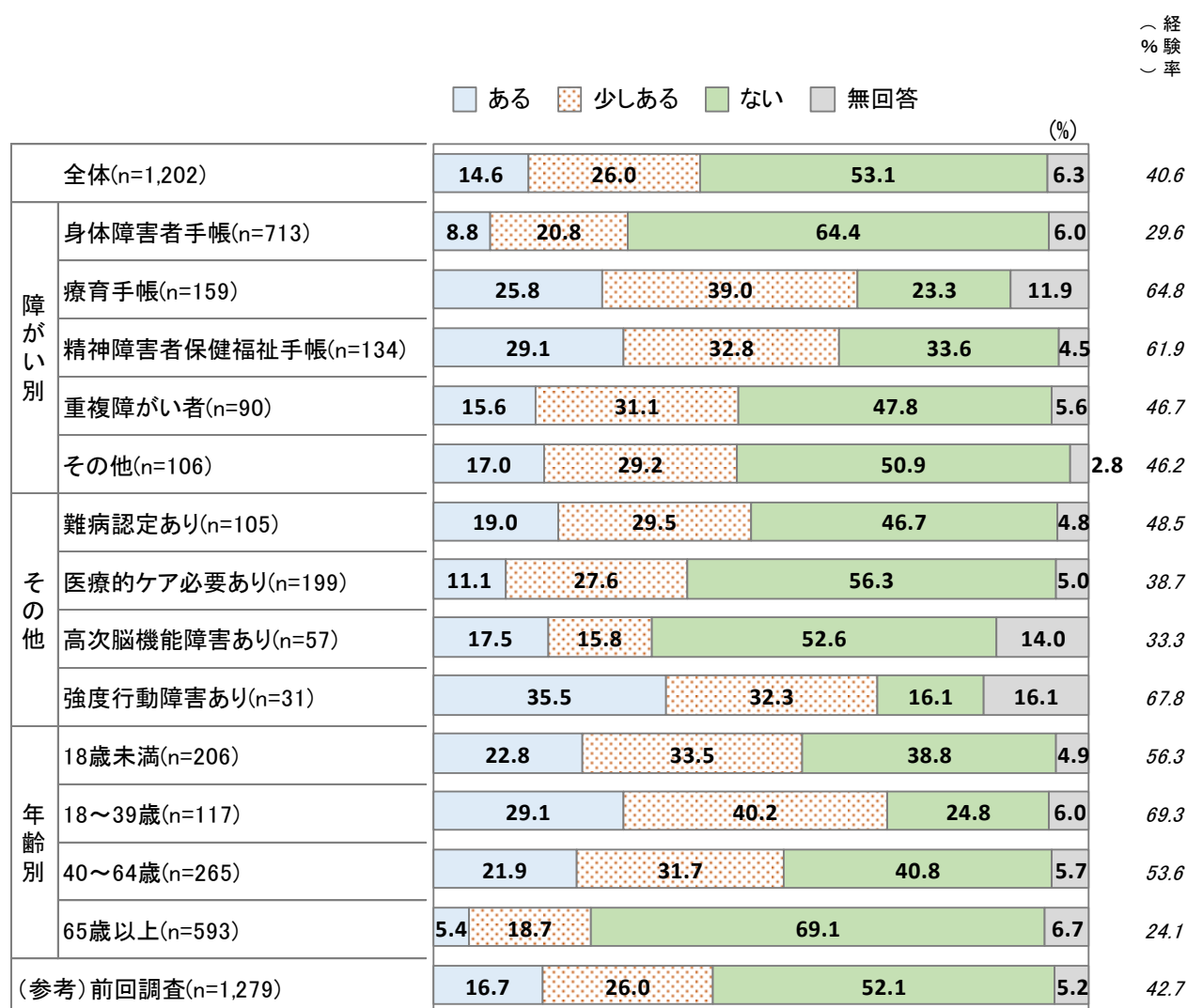
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」は14.6%、「少しある」は26.0%、合わせた＜経験率＞は40.6%となっています。

障がい別に＜経験率＞をみると、療育手帳では64.8%、精神障害者保健福祉手帳では61.9%と6割を超えています。

その他の要因別に＜経験率＞をみると、強度行動障害ありでは67.8%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に＜経験率＞をみると、18～39歳以下では69.3%と他の年齢層に比べ多くなっています。

図表 26 障がいによる差別や嫌な思いをしたことがあるか



【回答条件：障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある方】

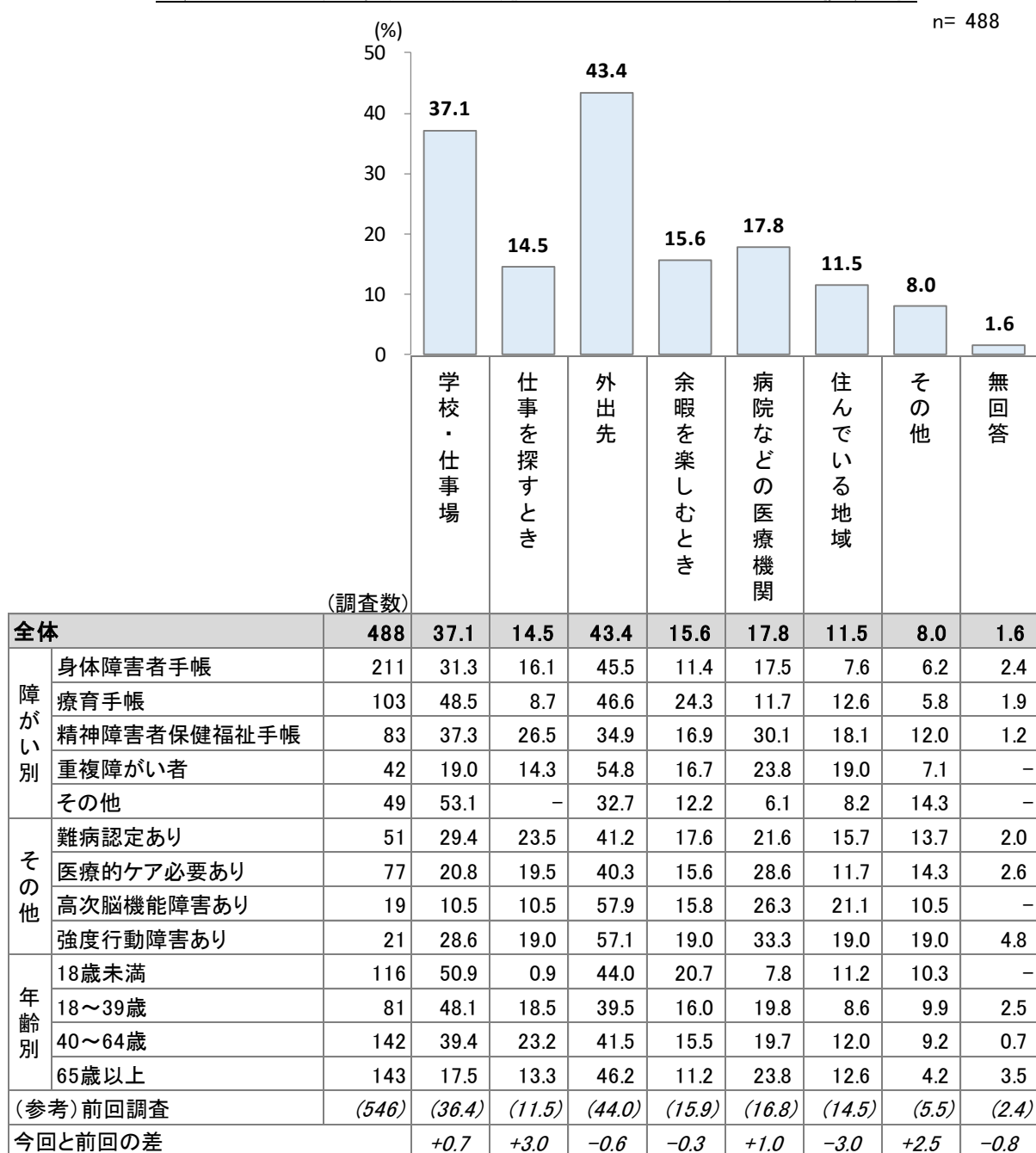
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある方に、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、「外出先」が43.4%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が37.1%となっています。

障がい別にみると、療育手帳では、「学校・仕事場」が48.5%、精神障害者保健福祉手帳では「仕事を探すとき」「病院などの医療機関」が各々26.5%、30.1%、重複障がい者では「外出先」が54.8%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障害ありでは「病院などの医療機関」が33.3%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、39歳未満では「学校・仕事場」が50%前後となっています。

図表 27 どのような場所で差別や嫌な思いをしたことがあるか ※複数回答



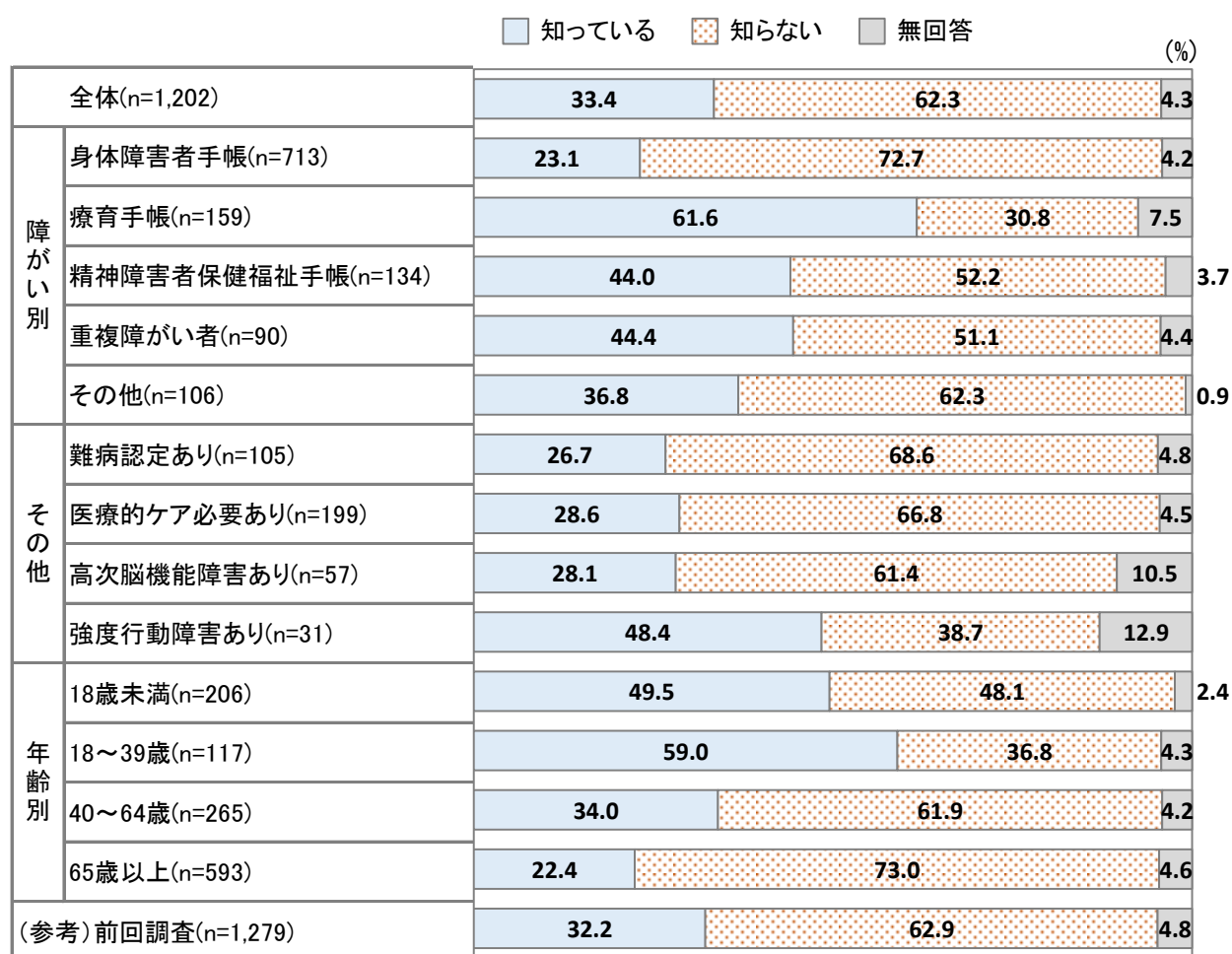
千歳市障がい者総合支援センター（通称:チップ）の認知については、「知っている」が 33.4%、「知らない」が 62.3%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「知っている」が 23.1%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障害ありでは「知っている」が 48.4%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、65 歳以上では「知っている」が 22.4%と 64 歳以下に比べ少なくなっています。

図表 28 「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)の認知



【回答条件：千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)を知っている方】

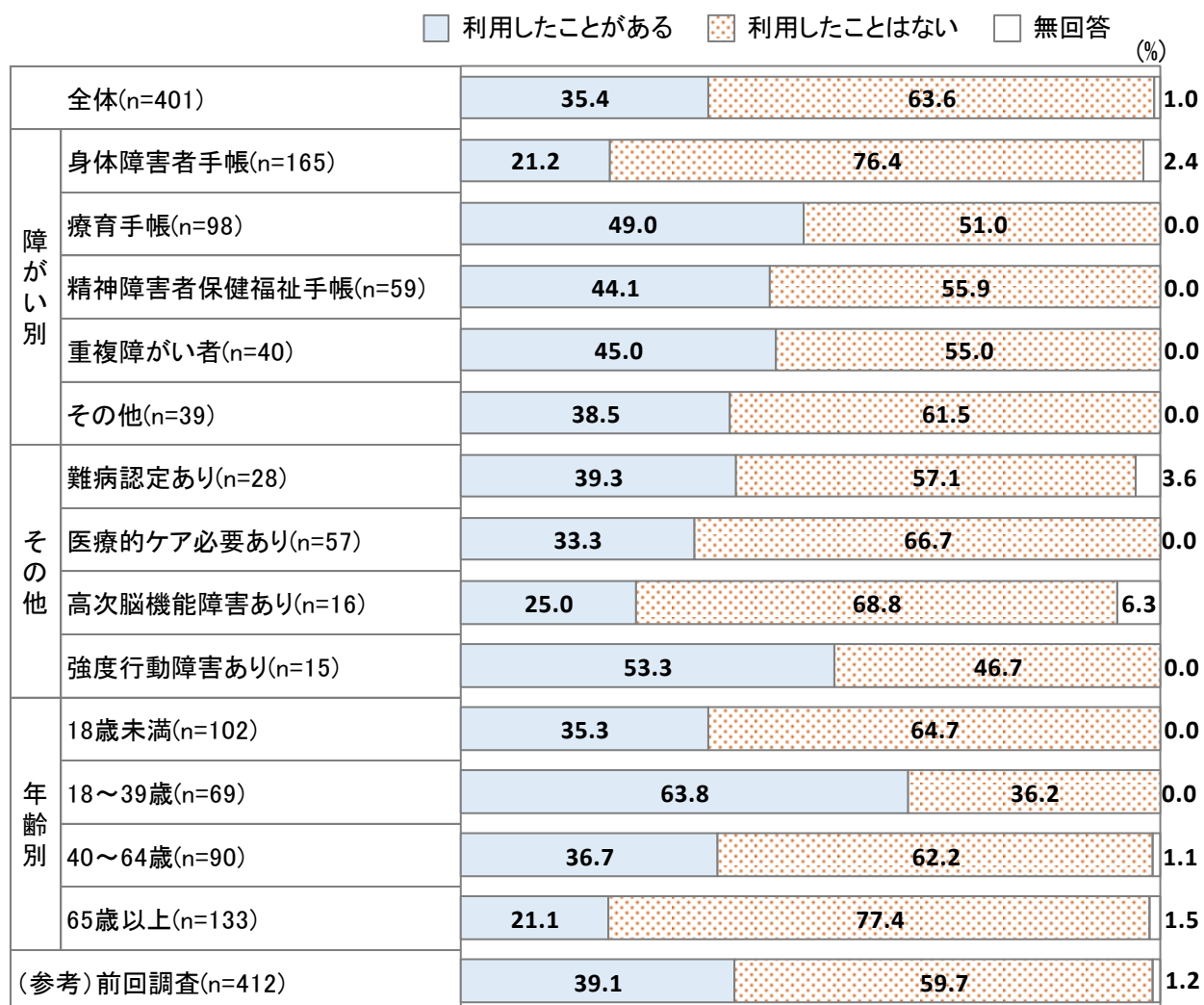
千歳市障がい者総合支援センター（チップ）の利用については、「利用したことがある」が35.4%、「利用したことはない」が63.6%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「利用したことがある」が21.2%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障害ありでは「利用したことがある」が53.3%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、65歳以上では「利用したことがある」は21.1%と64歳以下に比べ少なくなっています。

図表 29 「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)の利用の有無

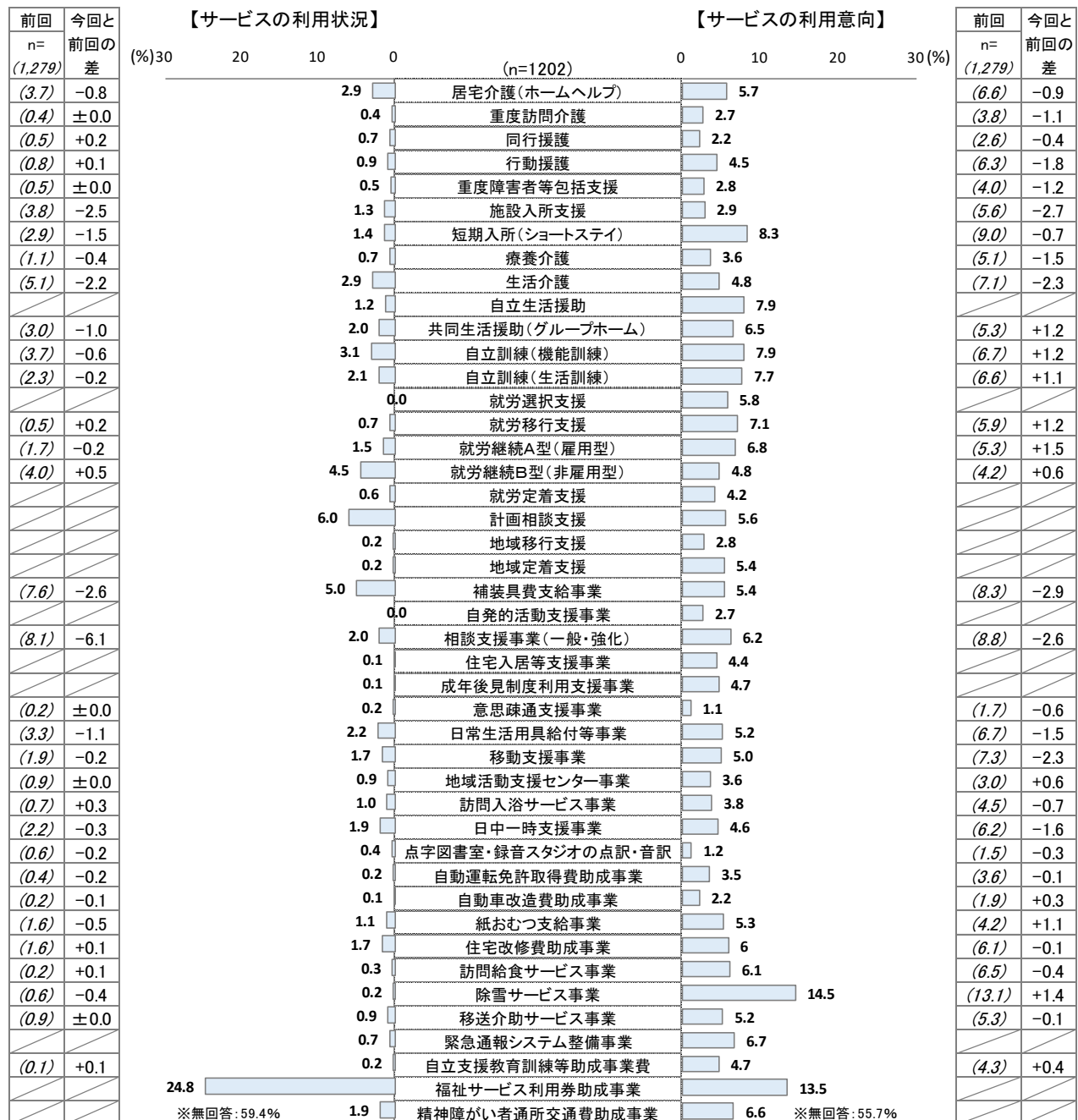


(8) 福祉サービス・福祉施策

現在利用しているサービスは「福祉サービス利用券助成事業」が24.8%で最も多く、次いで「計画相談支援」が6.0%、「補装具費支給事業」が5.0%、「就労継続B型（非雇用型）」が4.5%となっています。今後利用したいサービスは、「除雪サービス事業」が14.5%で最も多く、次いで「福祉サービス利用券助成事業」が13.5%となっています。

この結果から、障がいのある人に必要なサービスを提供するための周知を徹底することが重要と考えられます。

図表 30 現在の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向 ※複数回答



※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

サービスの利用状況を障がい別にみると、その他では「計画相談支援」が10.4%、それ以外の障がい種別では「福祉サービス利用券助成事業」が最も多くなっています。

図表 31 現在の福祉サービスの障がい別利用状況 ※複数回答

	調査数	居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	施設入所支援	ショートステイ（入所型）	短期入所療養介護	生活介護	自立生活援助	共同生活援助（グループホーム）
全体	1,202	2.9	0.4	0.7	0.9	0.5	1.3	1.4	0.7	2.9	1.2	2.0
障がい別												
身体障害者手帳	713	2.9	0.6	1.0	0.7	0.3	1.1	1.0	1.0	3.2	0.3	1.3
療育手帳	159	0.6	—	—	1.3	—	1.9	1.9	—	3.1	1.9	3.1
精神障害者保健福祉手帳	134	6.0	—	—	—	—	—	2.2	—	0.7	7.5	3.0
重複障がい者	90	5.6	1.1	1.1	4.4	4.4	5.6	4.4	1.1	6.7	—	6.7
その他	106	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(続き)

	調査数	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労選択支援	就労移行支援	就労継続A型（雇用型）	就労継続B型（非雇用型）	就労定着支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	補装具費支給事業
全体	1,202	3.1	2.1	—	0.7	1.5	4.5	0.6	6.0	0.2	0.2	5.0
障がい別												
身体障害者手帳	713	4.1	1.1	—	—	0.6	0.6	0.1	2.8	—	0.3	7.0
療育手帳	159	—	1.3	—	2.5	2.5	12.6	2.5	6.9	—	0.6	0.6
精神障害者保健福祉手帳	134	3.7	6.7	—	3.0	4.5	17.2	1.5	14.2	0.7	—	—
重複障がい者	90	2.2	4.4	—	1.1	4.4	7.8	—	12.2	1.1	—	10.0
その他	106	0.9	1.9	—	—	—	—	—	10.4	—	—	—

(続き)

	調査数	事業発助活動支援	相談支援事業（一般・強化）	住宅入居等支援	成年後見制度利用支援事業	意思疎通支援事業	日常生活用具給付等事業	移動支援事業	地域活動支援センター事業	訪問入浴サービス事業	日中一時支援事業	音声・点字図書・録音・録画資料の提供
全体	1,202	—	2.0	0.1	0.1	0.2	2.2	1.7	0.9	1.0	1.9	0.4
障がい別												
身体障害者手帳	713	—	0.6	—	—	0.1	3.1	0.7	0.7	1.4	1.1	0.6
療育手帳	159	—	1.9	—	—	—	—	5.7	1.9	—	7.5	—
精神障害者保健福祉手帳	134	—	8.2	—	—	—	—	1.5	2.2	—	—	—
重複障がい者	90	—	5.6	1.1	1.1	1.1	5.6	4.4	—	2.2	3.3	1.1
その他	106	—	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(続き)

精神障がい者通所施設費助成事業		福祉サービス利用券助成事業	自立支援教育訓練等助成事業費	緊急通報システム整備事業	移送介助サービス事業	除雪サービス事業	訪問給食サービス事業	住宅改修費助成事業	紙おむつ支給事業	自動車改造費助成事業	自動車運転免許取得費助成事業	調査数	（注）
全体		24.8	0.2	0.7	0.9	0.2	0.3	1.7	1.1	0.1	0.2	1,202	
障がい別	身体障害者手帳	25.1	－	1.1	1.4	0.3	0.1	2.7	0.7	0.1	0.4	713	
	療育手帳	28.9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	159	
	精神障害者保健福祉手帳	32.8	0.7	－	－	－	－	－	1.5	－	－	134	
	重複障がい者	32.2	1.1	1.1	1.1	1.1	3.3	1.1	6.7	－	－	90	
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	106	

サービス利用意向を障がい別にみると、身体障害者手帳では「除雪サービス事業」が17.4%、療育手帳では「就労移行支援」が18.2%、精神障害者保健福祉手帳では「精神障がい者通所交通費助成事業」が32.1%、重複障がい者では「除雪サービス事業」が18.9%、その他では「就労選択支援」が9.4%で最も多くなっています。

図表 32 今後の福祉サービスの障がい別利用意向 ※複数回答

		調査数	居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	施設入所支援	短期入所（ショートステイ）	療養介護	生活介護	自立生活援助	共同生活援助（グループホーム）	（％）
全体		1,202	5.7	2.7	2.2	4.5	2.8	2.9	8.3	3.6	4.8	7.9	6.5	
障がい別	身体障害者手帳	713	6.9	2.8	1.8	3.6	2.9	2.8	9.0	4.1	4.8	5.2	4.1	
	療育手帳	159	2.5	1.9	1.3	6.3	1.9	3.8	11.3	1.9	6.3	15.1	17.6	
	精神障害者保健福祉手帳	134	2.2	0.7	1.5	2.2	0.7	1.5	1.5	1.5	3.0	14.9	5.2	
	重複障がい者	90	12.2	7.8	8.9	15.6	8.9	6.7	16.7	8.9	10.0	10.0	12.2	
	その他	106	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	4.7	2.8	
(続き)														
		調査数	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労選択支援	就労移行支援	就労継続A型（雇用型）	就労継続B型（非雇用型）	就労定着支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	補装具費支給事業	
全体		1,202	7.9	7.7	5.8	7.1	6.8	4.8	4.2	5.6	2.8	5.4	5.4	
障がい別	身体障害者手帳	713	8.3	5.2	2.0	2.2	2.7	0.4	1.3	3.2	0.8	3.4	7.0	
	療育手帳	159	5.0	15.1	14.5	18.2	16.4	17.6	8.2	10.7	8.8	9.4	1.3	
	精神障害者保健福祉手帳	134	8.2	7.5	13.4	17.2	16.4	10.4	12.7	9.7	5.2	9.0	2.2	
	重複障がい者	90	10.0	13.3	5.6	8.9	10.0	7.8	8.9	8.9	5.6	13.3	10.0	
	その他	106	7.5	8.5	9.4	8.5	5.7	5.7	3.8	5.7	1.9	1.9	0.9	
(続き)														
		調査数	事業自発的活動支援	相談支援事業（一般・強化）	住宅入居等支援	成年後見制度利用支援事業	意思疎通支援事業	日常生活用具給付等事業	移動支援事業	地域活動支援センター事業	訪問入浴サービス事業	日中一時支援事業	点字図書の録音・音声訳	
全体		1,202	2.7	6.2	4.4	4.7	1.1	5.2	5.0	3.6	3.8	4.6	1.2	
障がい別	身体障害者手帳	713	1.1	2.5	2.4	2.0	0.8	4.6	4.2	2.5	4.5	3.9	1.0	
	療育手帳	159	6.3	6.9	6.9	11.3	1.3	3.1	8.8	8.2	1.3	7.5	1.3	
	精神障害者保健福祉手帳	134	3.7	20.1	9.0	6.7	1.5	8.2	3.0	5.2	3.0	3.0	0.7	
	重複障がい者	90	5.6	13.3	11.1	12.2	2.2	11.1	12.2	4.4	7.8	10.0	3.3	
	その他	106	4.7	5.7	2.8	4.7	0.9	3.8	0.9	0.9	0.9	1.9	0.9	
(続き)														
		調査数	自動車改造費助成	自動車改造費助成	紙おむつ支給事業	住宅改修費助成	訪問給食サービス事業	除雪サービス事業	移送介助サービス事業	緊急通報システム整備事業	自立支援教育訓練等助成事業費	福祉サービス利用助成事業	精神障がい者通所交流費助成事業	
全体		1,202	3.5	2.2	5.3	6.0	6.1	14.5	5.2	6.7	4.7	13.5	6.6	
障がい別	身体障害者手帳	713	2.0	2.2	6.3	7.7	6.5	17.4	5.9	6.6	2.1	13.3	2.0	
	療育手帳	159	5.0	0.6	1.9	1.9	3.8	3.8	1.9	5.0	6.3	15.7	7.5	
	精神障害者保健福祉手帳	134	6.7	2.2	5.2	4.5	8.2	17.9	3.7	9.7	13.4	20.1	32.1	
	重複障がい者	90	4.4	5.6	8.9	6.7	10.0	18.9	12.2	12.2	7.8	13.3	8.9	
	その他	106	6.6	0.9	0.9	1.9	0.9	2.8	0.9	0.9	5.7	2.8	1.9	

(9) 地域における共生

身近な地域における共生がどの程度進んでいるかについては、「かなり進んでいる」1.3%、「少し進んでいる」11.1%を合わせた<進んでいる計>は12.4%、一方、「あまり進んでいない」15.5%、「進んでいない」15.2%を合わせた<進んでいない計>は30.7%となっています。

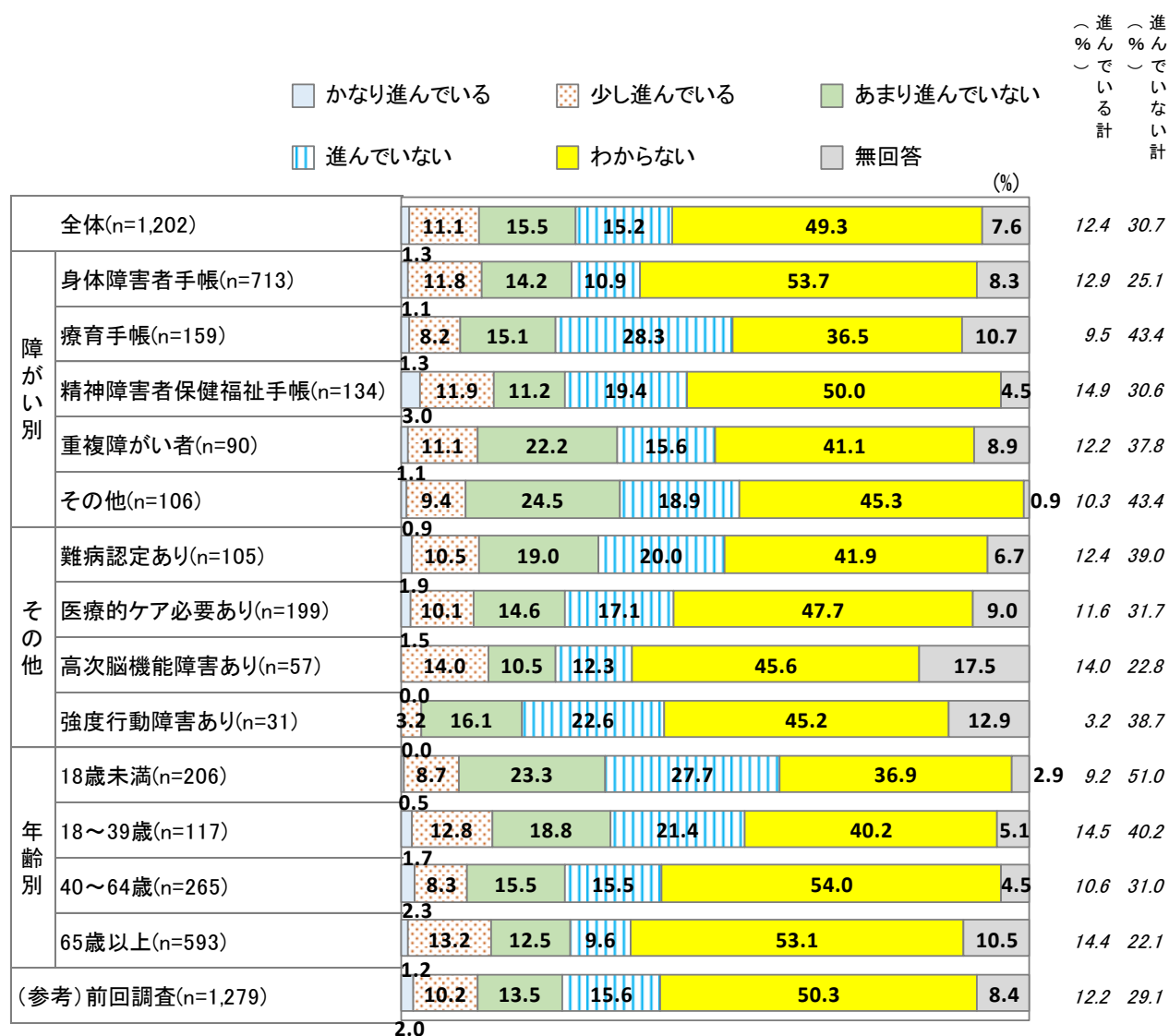
障がい別に<進んでいない計>をみると、療育手帳、その他では各々43.4%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別に<進んでいない計>をみると、難病認定あり、強度行動障害ありでは40%弱と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に<進んでいない計>をみると、若年層ほど多くなっています。

この結果から、障がいのある人と地域との交流機会を継続的に創出することが必要と考えられます。

図表 33 地域における共生がどの程度進んでいるか



(10) 暮らしやすさや将来の生活

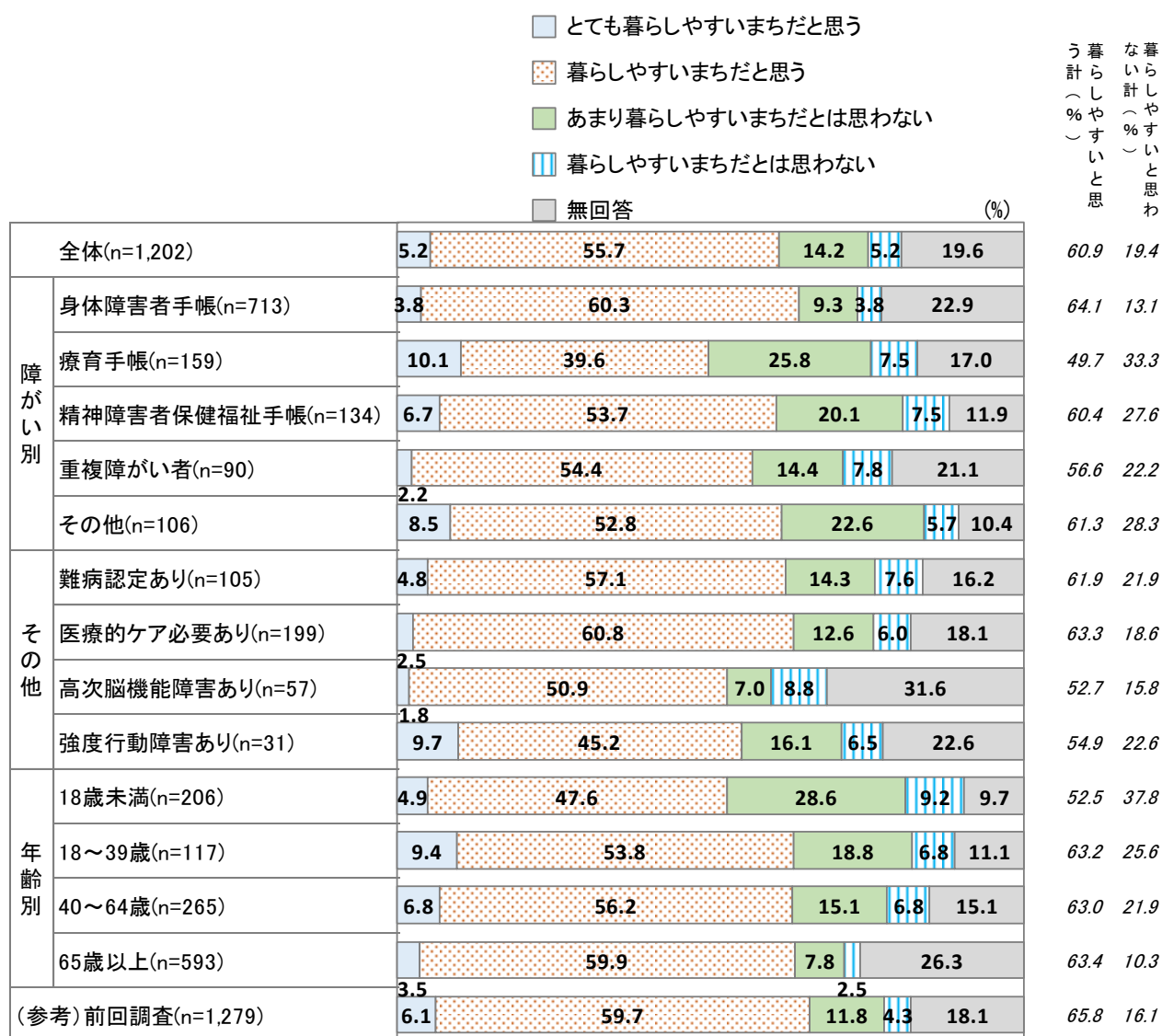
千歳市は障がいがある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「とても暮らしやすいまちだと思う」5.2%、「暮らしやすいまちだと思う」55.7%を合わせた<暮らしやすいと思う計>は60.9%、一方、「あまり暮らしやすいまちだと思わない」14.2%、「暮らしやすいまちだと思わない」5.2%を合わせた<暮らしやすいと思わない計>は19.4%となっています。

障がい別に<暮らしやすいと思う計>をみると、療育手帳では49.7%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

年齢別にみると、若年層ほど<暮らしやすいと思わない計>は多くなっています。

この結果から、障がいのある人にとって暮らしやすいまちとなるように引き続き福祉施策、福祉サービスの提供体制の推進が重要と考えられます。

図表 34 千歳市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うか



障がいがある人が地域で生活していくために必要なことについては、「地域の人たちの障がいに対する理解」が31.4%で最も多く、次いで「経済的負担の軽減」が22.9%、「医療体制の充実」が18.6%となっています。

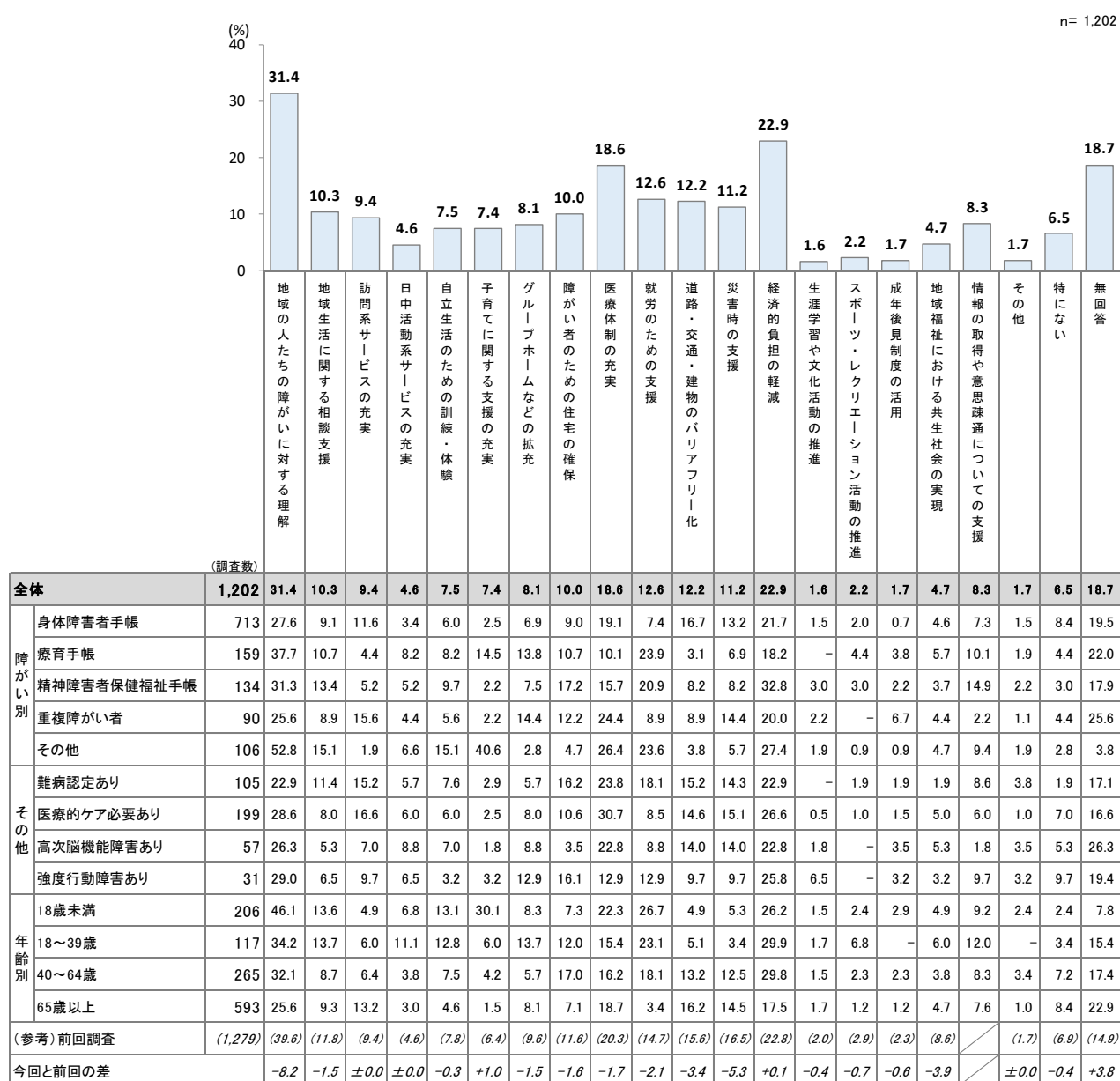
障がい別にみると、全ての障がい種別で「地域の人たちの障がいに対する理解」が最も多くなっています。また、その他では「地域の人たちの障がいに対する理解」が52.8%、「子育てに関する支援の充実」が40.6%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、医療的ケア必要ありでは「医療体制の充実」が30.7%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、若年層ほど「地域の人たちの障がいに対する理解」が多くなっています。

この結果から、市民の障がいに対する理解促進、経済的な負担の軽減、医療体制の充実を継続的に取り組んでいく必要があることが推察されます。

図表 35 障がいのある人が地域で生活していくために必要なこと ※複数回答



※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

3 障がい当事者アンケート調査結果（18歳未満再計）

※障がい当事者アンケート(1,202名)のうち、18歳未満（206名）に絞り込んで集計を行いました。

■調査の目的・内容

本調査は、令和6年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」、「第3期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するために実施しました。

■調査対象者

18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証を所持している人

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率等

本調査の対象者数は、全体で654人、うち206人から回答を得ることができました。回答者数を対象者数で除した回答率は31.5%でした。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

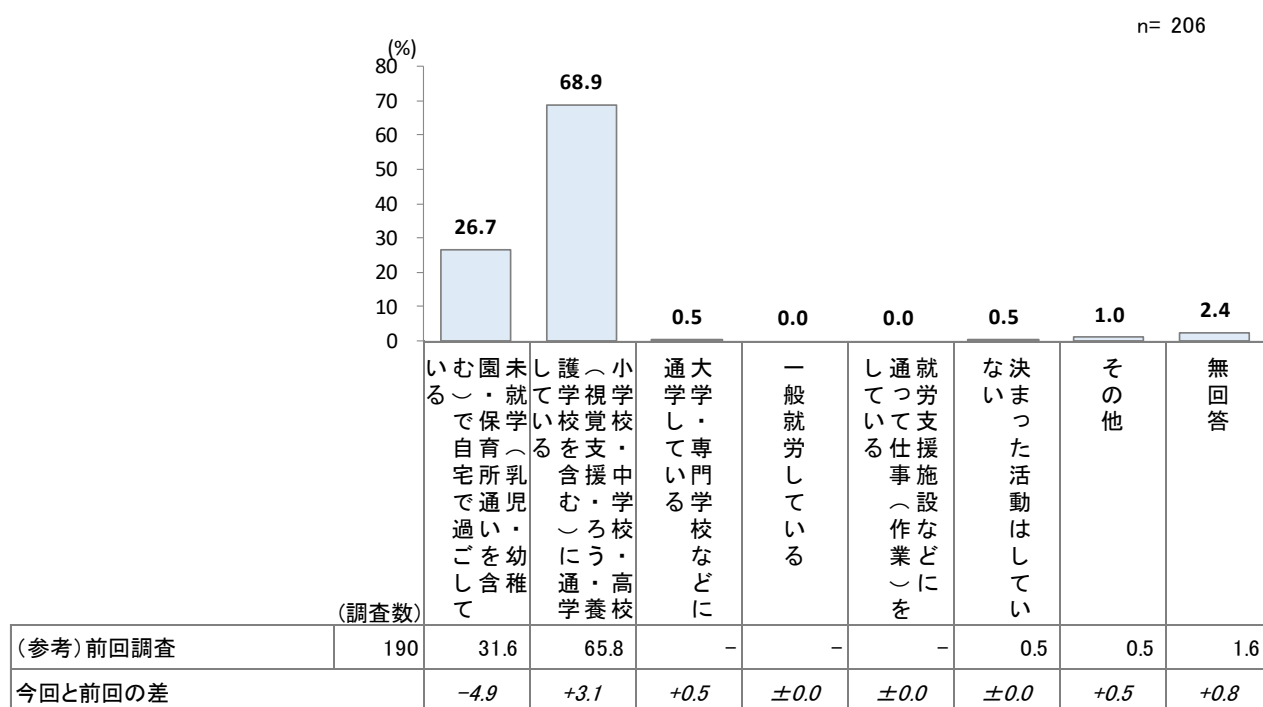
図表 36 調査対象者数、回答数、回答率

対象者数	回答者数	回答率
654 人	206 人	31.5%

(1) 日常生活

日中の主な活動については、「未就学（乳児・幼稚園・保育所通いを含む）で自宅で過ごしている」が 26.7%、「小学校・中学校・高校（視覚支援・ろう・養護学校を含む）に通学している」が 68.9%となっています。

図表 37 日中の主な活動



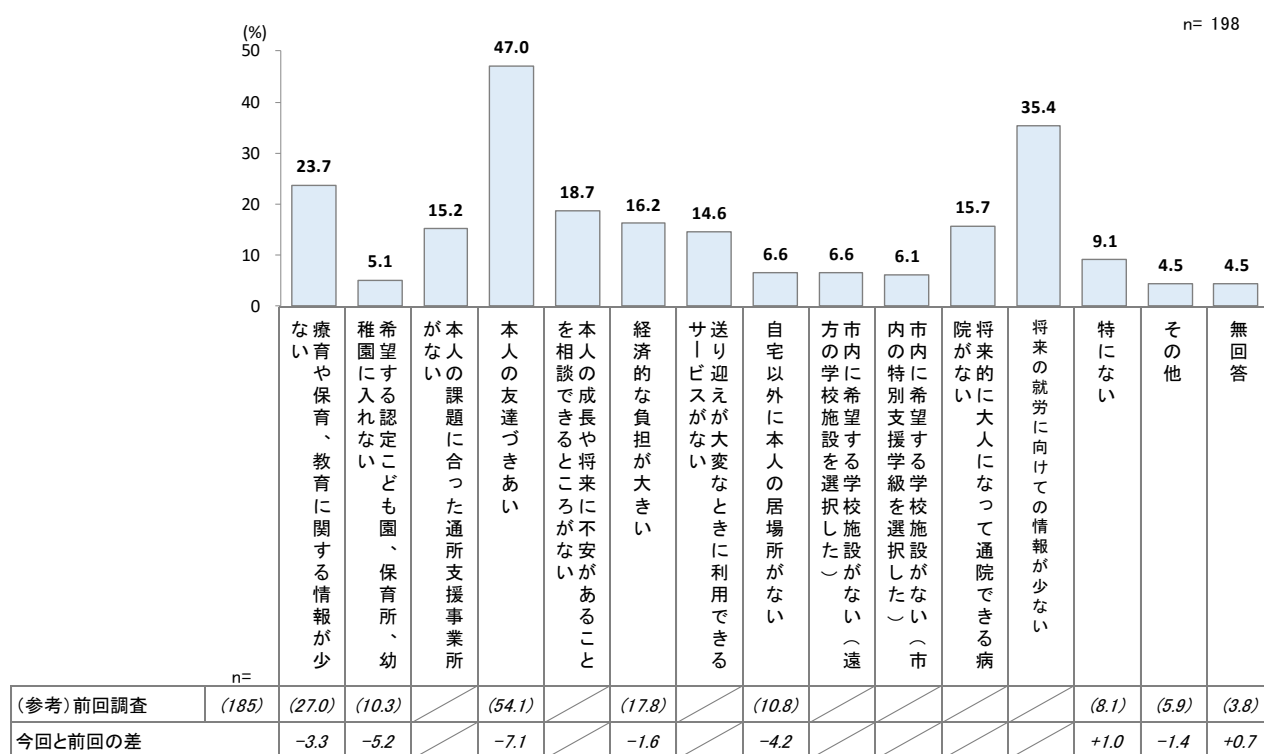
(2) 障がいがあることへの不安

障がいがあることによって不安を感じていることについては、「本人の友達づきあい」が47.0%で最も多く、次いで「将来の就労に向けての情報が少ない」が35.4%、「療育や保育、教育に関する情報が少ない」が23.7%となっています。

この結果から、コミュニケーション活動や就労支援体制の充実が求められていることがうかがえます。

回答条件：今回の調査は18歳未満で未就学または通学中の方

図表 38 障がいがあることにより、特に不安を感じていること ※複数回答



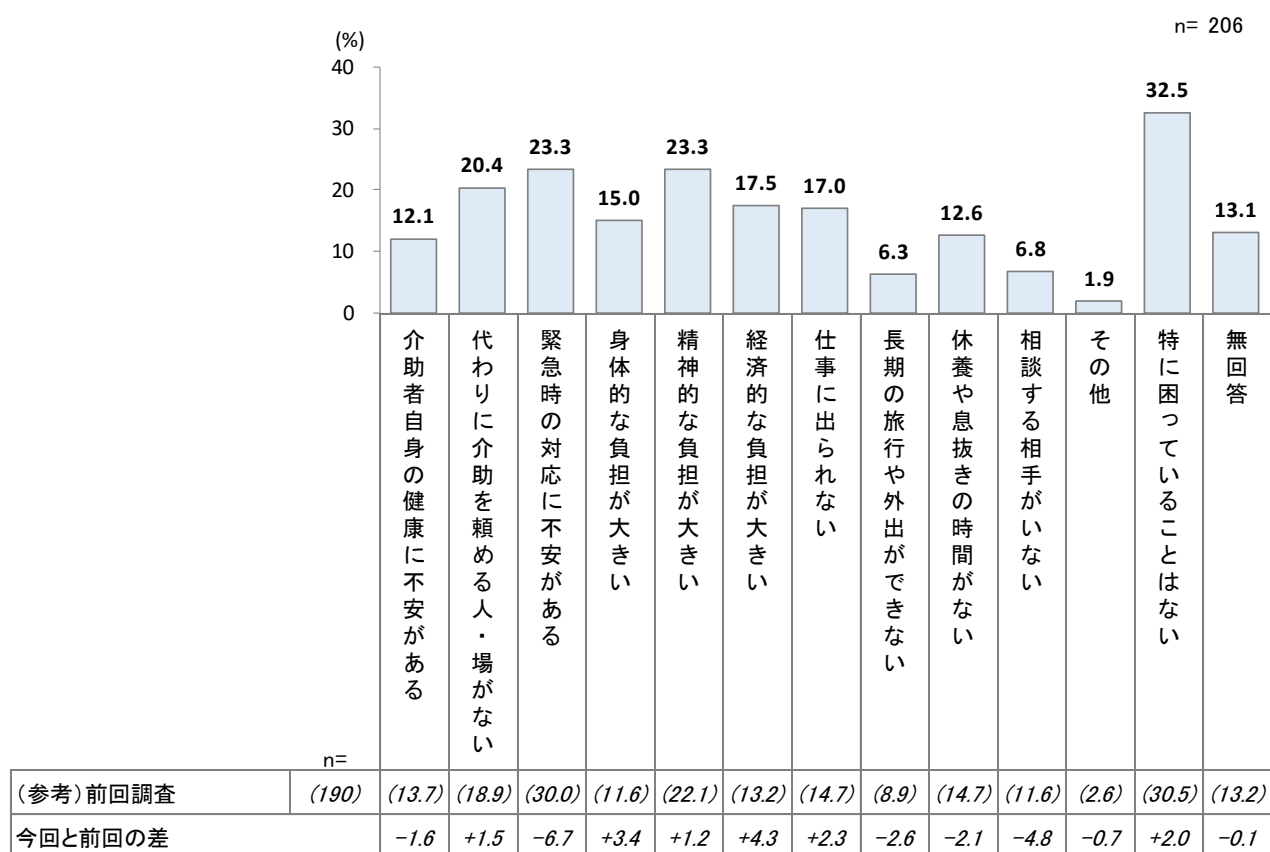
※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

(3) 養育・介助者について

介助者の方が介助する上で困っていることについては、「緊急時の対応に不安がある」「精神的な負担が大きい」が各々23.3%、次いで「代わりに介助を頼める人・場がない」が20.4%となっています。一方、「特に困っていることはない」は32.5%となっています。

この結果から、緊急時の対応や介助者の精神的負担の軽減が求められていることがうかがえます。

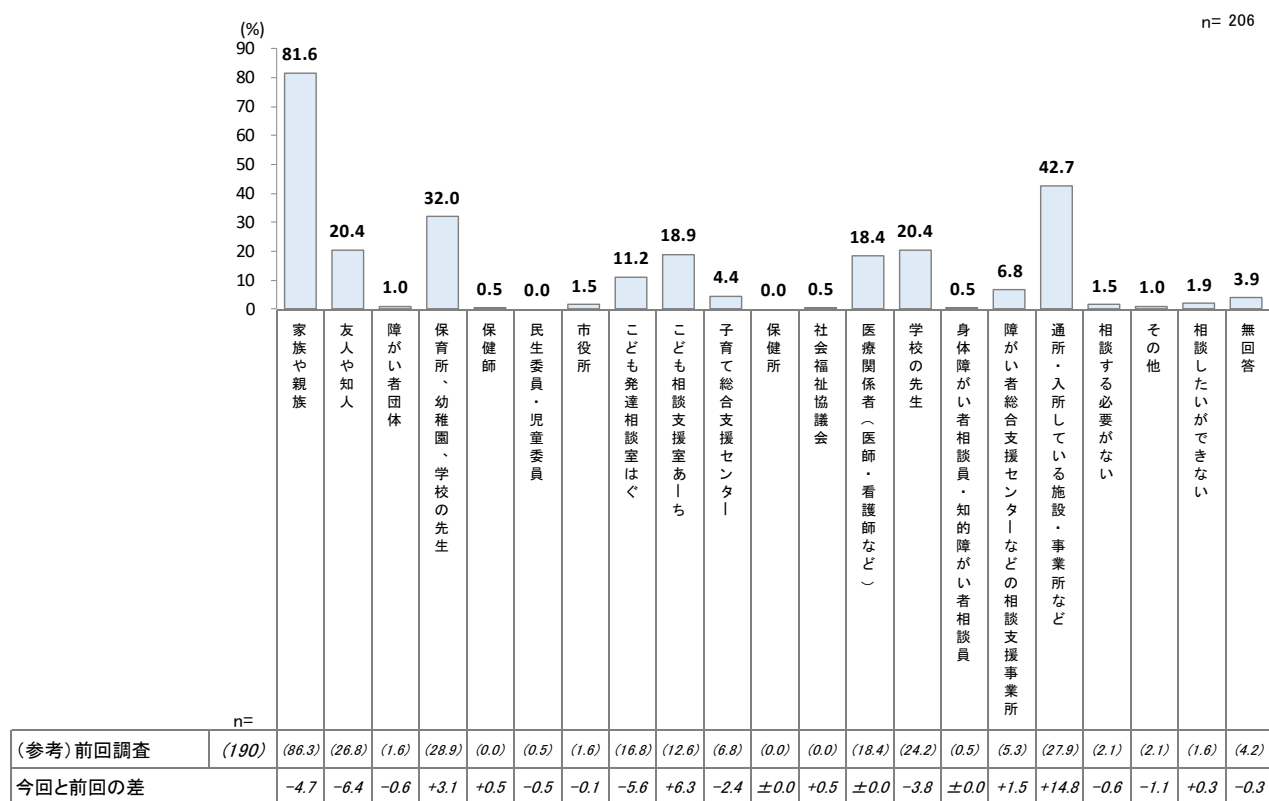
図表 39 養育・介助をする上で困っていること ※複数回答



(4) 相談先について

相談ごととはだれにするかについては、「家族や親族」が81.6%で最も多く、次いで「通所・入所している施設・事業所など」が42.7%、「保育所、幼稚園、学校の先生」が32.0%となっています。

図表 40 相談ごととはだれにするか ※複数回答



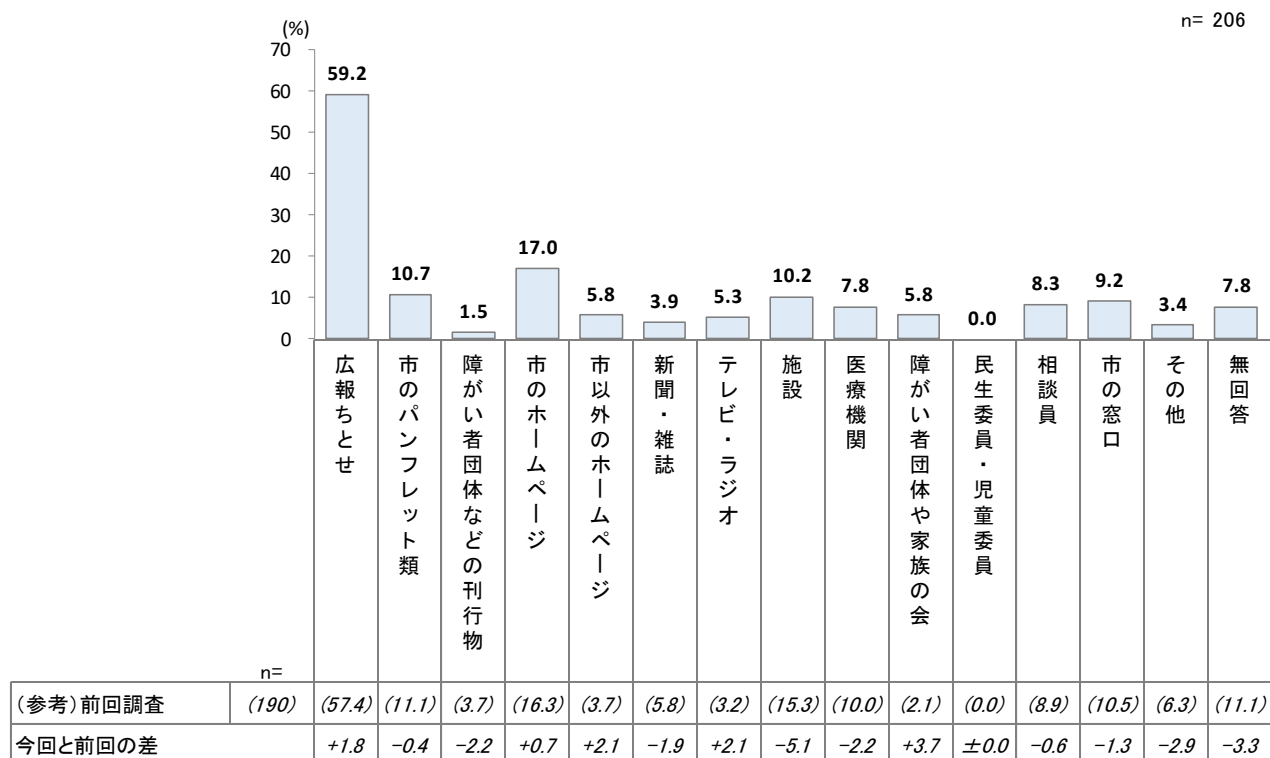
※前回調査では「保育所、幼稚園、学校の先生」を「認定こども園、幼稚園、学校の先生」、「こども発達相談室はぐ」を「こども発達相談室」、「こども相談支援室あーち」を「千歳市指定障害児相談支援事業所」として調査を行っている。

(5) 福祉サービス・福祉施策などについて

福祉サービスや福祉施策などに関する情報入手経路については、「広報ちとせ」が 59.2%で最も多く、次いで「市のホームページ」が 17.0%、「市のパンフレット」が 10.7%、「施設」が 10.2%となっています。

この結果から、情報入手経路として「広報ちとせ」が突出していることから、より多くの情報を供給するため、他の媒体からの情報の認知を増やす必要があると思われます。

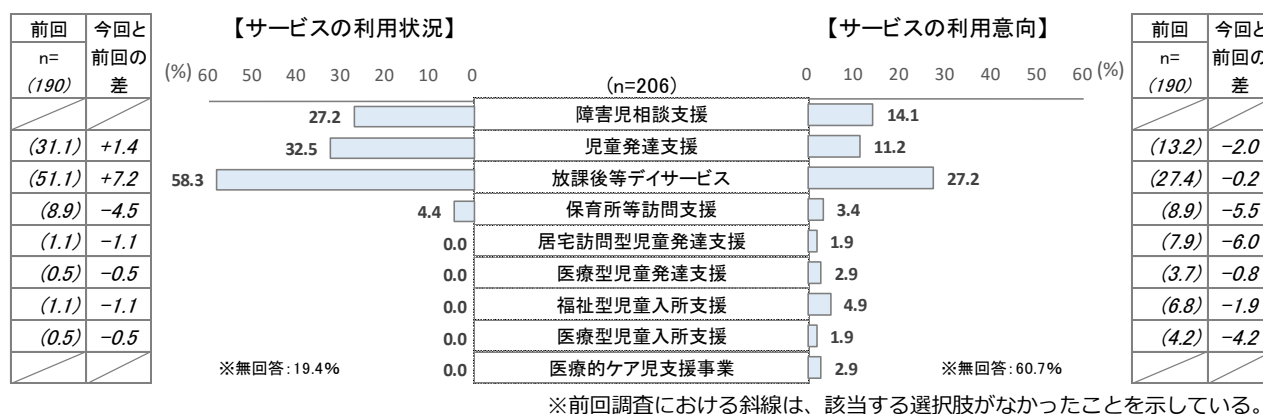
図表 41 福祉サービスや福祉施策などに関する情報の入手 ※複数回答



現在、利用している障害福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が 58.3%で最も多く、次いで「児童発達支援」が 32.5%、「障害児相談支援」が 27.2%となっています。

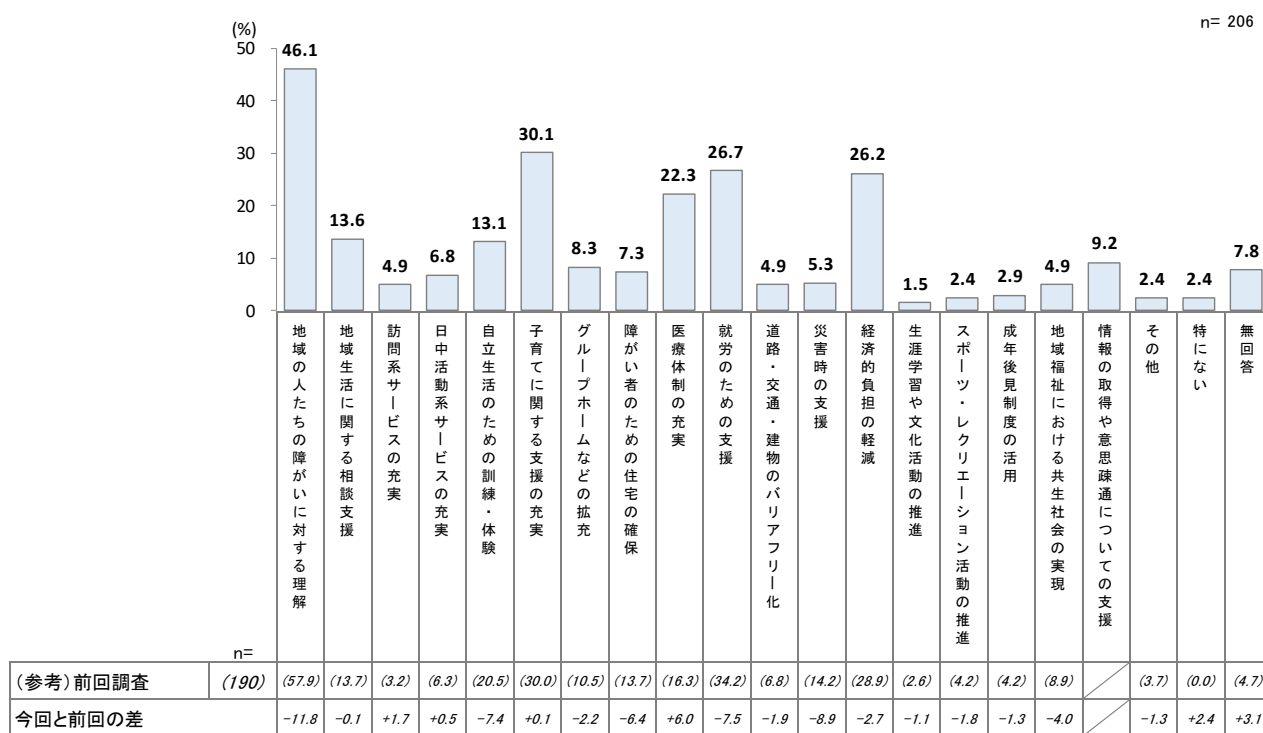
今後、利用したい障害福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が 27.2%で最も多く、次いで「障害児相談支援」が 14.1%、「児童発達支援」が 11.2%となっています。

図表 42 現在の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向 ※複数回答



障がいのある人が地域で生活していくために必要なことについては、「地域の人たちの障がいに対する理解」が 46.1%で最も多く、次いで「子育てに関する支援の充実」が 30.1%、「就労のための支援」が 26.7%、「経済的負担の軽減」が 26.2%となっています。

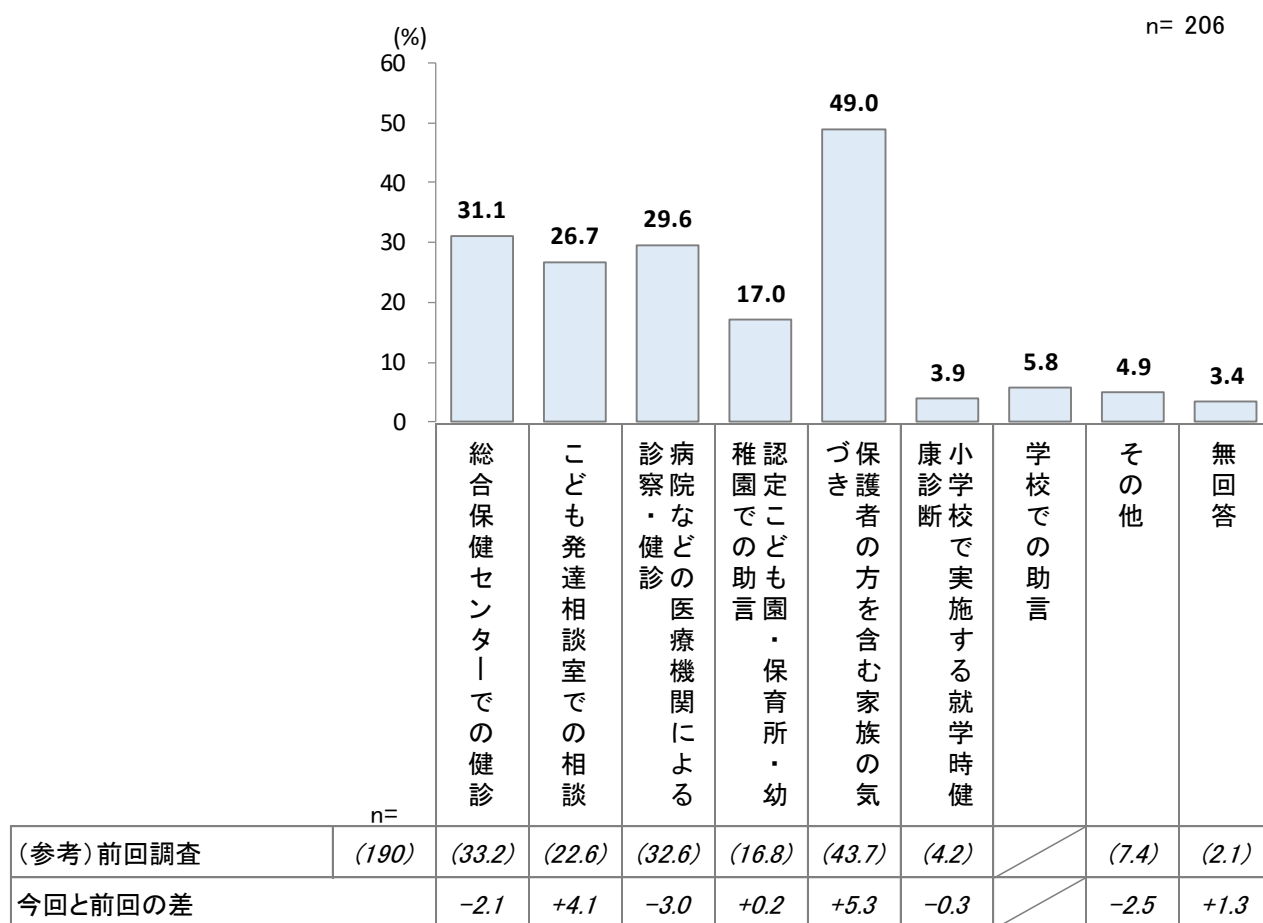
図表 43 障がいのある人が地域で生活していくために必要なこと ※複数回答



(6) 早期療育などについて

お子さんの発達課題や障がいに気づいたきっかけについては、「保護者の方を含む家族の気づき」が49.0%で最も多く、次いで「総合保健センターでの健診」が31.1%、「病院などの医療機関による診察・健診」が29.6%、「こども発達相談室での相談」が26.7%となっています。

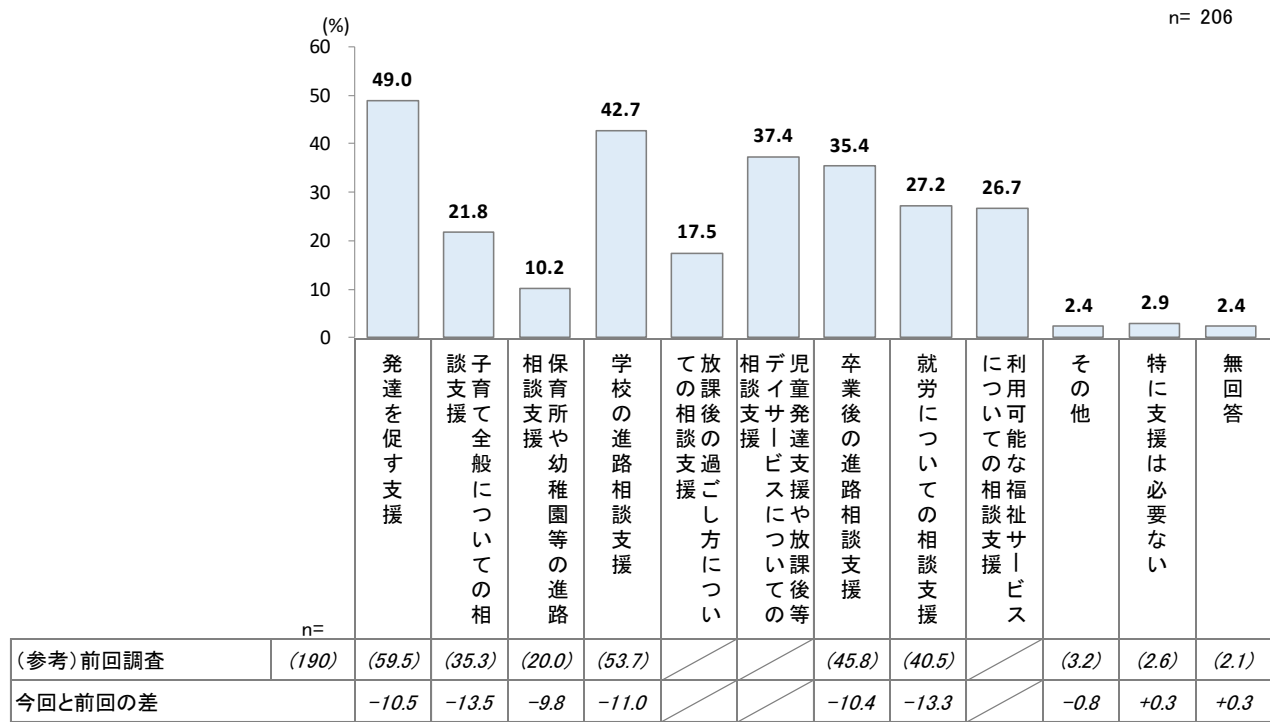
図表 44 お子さんの発達課題や障がいに気づいたきっかけ ※複数回答



※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

必要な支援については、「発達を促す支援」が 49.0%、次いで「学校の進路相談支援」が 42.7%、「児童発達支援や放課後等デイサービスについての相談支援」が 37.4%、「卒業後の進路相談支援」が 35.4%となっています。

図表 45 現在、必要な支援 ※複数回答



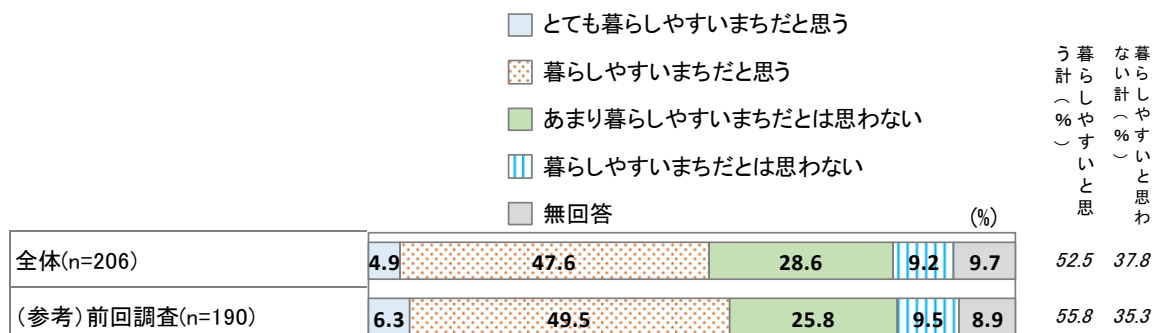
※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

(7) 暮らしやすさや将来の生活

千歳市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「とても暮らしやすいまちだと思う」4.9%、「暮らしやすいまちだと思う」47.6%を合わせた<暮らしやすいと思う計>は52.5%（障がい者全体は60.9%）、一方、「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」28.6%、「暮らしやすいまちだとは思わない」9.2%を合わせた<暮らしやすいと思わない計>は37.8%（障がい者全体は19.4%）となっています。

この結果から、障がい者全体に比べ障がい児が暮らしやすさを感じていない状況となっていることから、障がい児にとって暮らしやすいまちづくりが求められています。

図表 46 千歳市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うか



4 サービス提供事業所アンケート調査結果

■調査の目的・内容

本調査は、令和6年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」「第3期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、障害福祉サービス提供事業所に対し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する意向等を把握するために実施しました。

■調査対象

市内の障害福祉サービス提供事業所

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率

本調査の対象者事業所数は、全体で100事業所、うち40事業所から回答を得ることができました。回答事業所数を対象事業所数で除した回答率は40.0%でした。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

図表 47 調査対象数、回答数、回答率

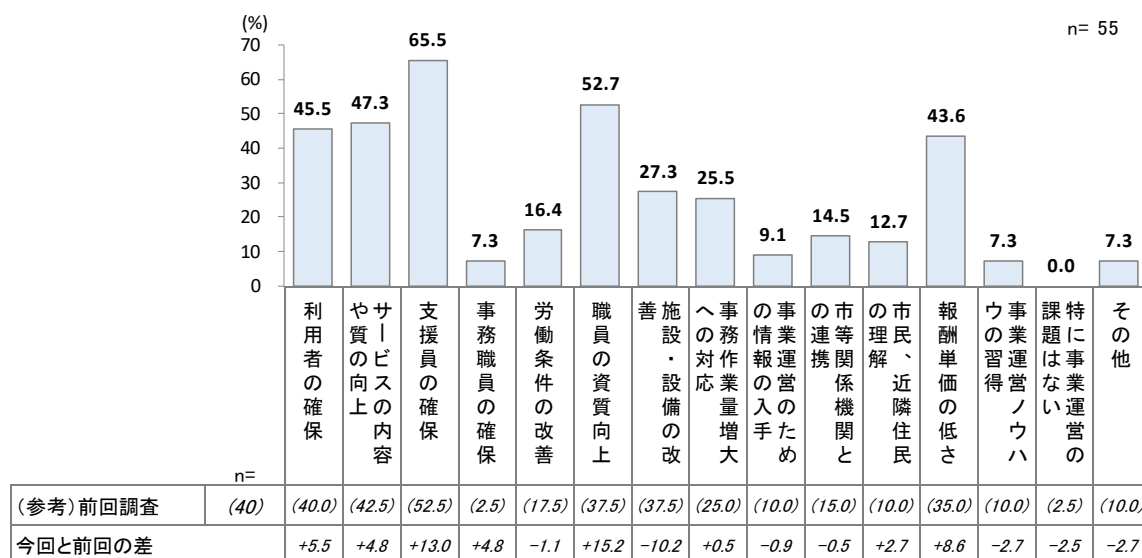
対象事業所数	回答事業所数	回答率
100 事業所	40 事業所	40.0%

(1) 運営上の課題や支援

円滑な事業運営のために、改善したいとお考えの運営上の課題について、「支援員の確保」が65.5%と最も多く、次いで「職員の資質向上」が52.7%、「サービスの内容や質の向上」が47.3%となっています。

支援員の確保や職員の資質向上が主な課題となっています。

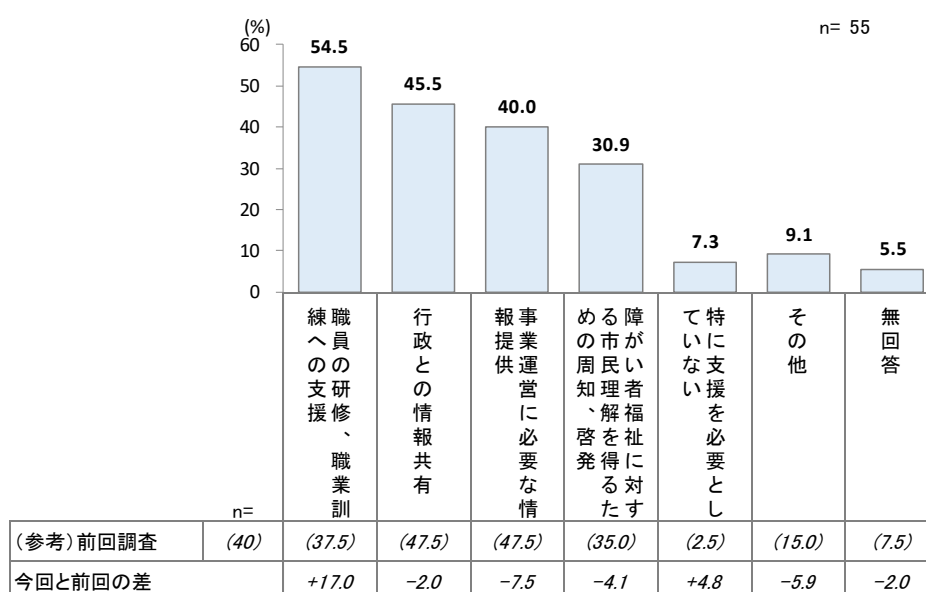
図表 48 改善したいとお考えの運営上の課題 ※複数回答



今後の事業運営に当たって、行政等の関係機関からどのような支援があればいいかについて、「職員の研修、職業訓練への支援」が54.5%、次いで「行政との情報共有」が45.5%、「事業運営に必要な情報提供」が40.0%となっています。

職員の資質向上のための研修や訓練に対する支援が行政に求められています。

図表 49 行政等の関係機関からどのような支援があればいいか ※複数回答

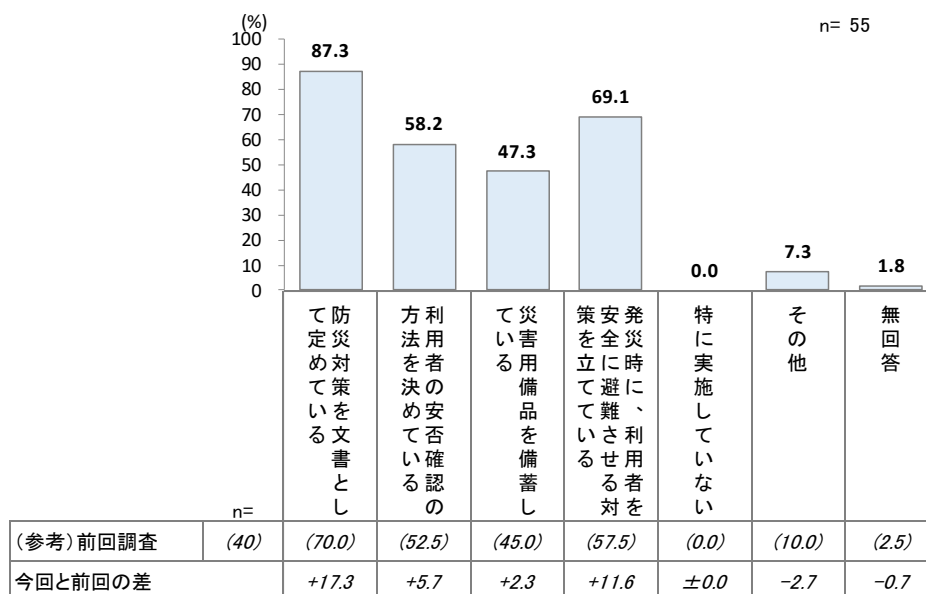


(2) 防災・防犯対策

防災対策を実施しているかについて、「防災対策を文書として定めている」が 87.3%で最も多く、次いで「発災時に、利用者を安全に避難させる対策を立てている」が 69.1%、「利用者の安否確認の方法を決めている」が 58.2%となっています。

防災対策を文書で定めている事業所は9割弱、避難対策も立てている事業所は7割弱にとどまっていることから、継続的な防災対策が必要と思われます。

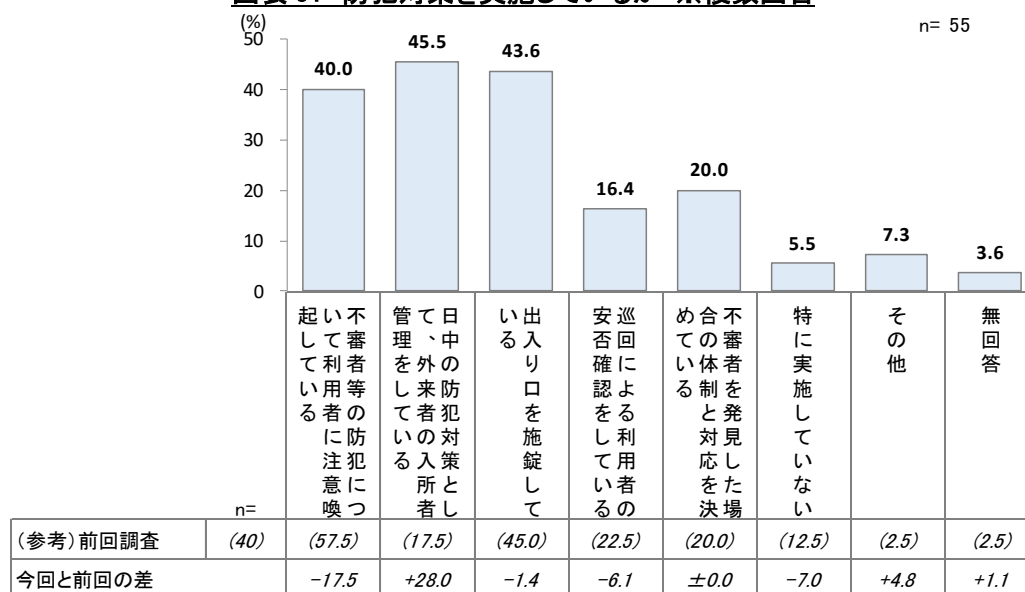
図表 50 防災対策を実施しているか ※複数回答



防犯対策を実施しているかをたずねたところ、「日中の防犯対策として、外来者の入所者管理をしている」が 45.5%で最も多く、次いで「出入り口を施錠している」が 43.6%、「不審者等の防犯について利用者に注意喚起している」が 40.0%となっています。

外来者の入所者管理が行われている事業所は5割弱にとどまっています。引き続き、防犯対策を啓発していく必要があると思われます。

図表 51 防犯対策を実施しているか ※複数回答

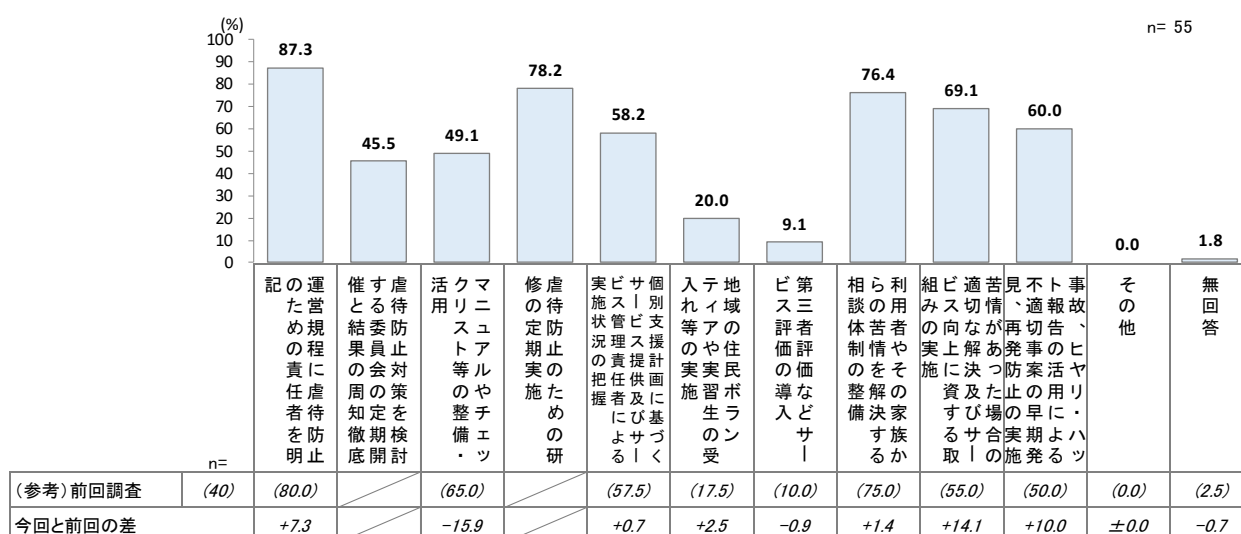


(3) 障害者虐待防止・差別解消

障害者虐待防止法に基づいた取組を行っているかについて、「運営規程に虐待防止のための責任者を明記」が 87.3%で最も多く、次いで「虐待防止のための研修の定期実施」が 78.2%、「利用者やその家族からの苦情を解決する相談体制の整備」が 76.4%となっています。

多くの事業所で障害者虐待法に基づいた様々な取組が進められています。今後も継続的に、障害者虐待防止法の理念等がより浸透するように事業所や職員へのさらなる周知徹底が必要であると思われます。

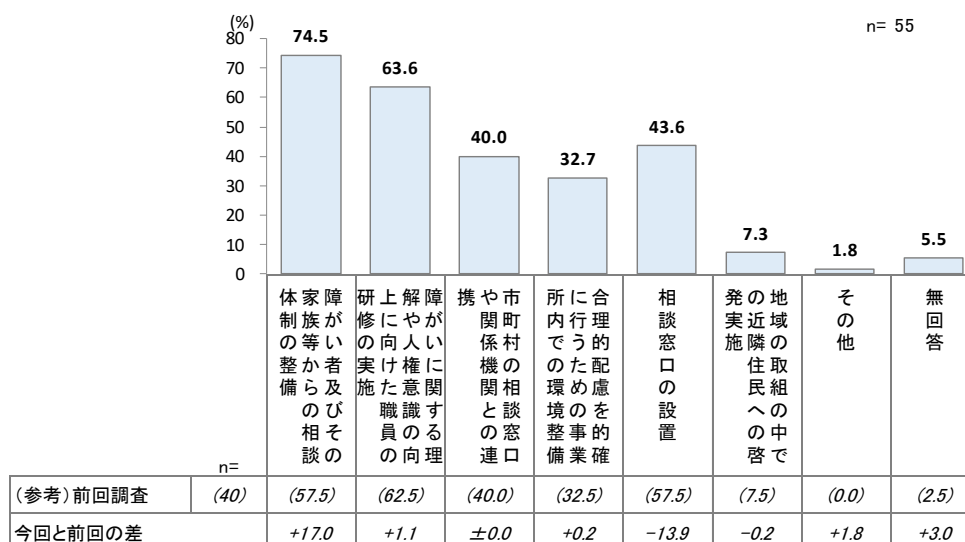
図表 52 障害者虐待防止法に基づいた取組を行っているか ※複数回答



※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

障害者差別解消法に基づいた取組を行っているかについて、「障がい者及びその家族等からの相談体制の整備」が 74.5%で最も多く、次いで「障がいに関する理解や人権意識の向上に向けた職員の研修の実施」が 63.6%、「相談窓口の設置」が 43.6%となっています。

図表 53 障害者差別解消法に基づいた取組を行っているか ※複数回答



5 企業等民間事業所アンケート調査結果

■調査の目的・内容

本調査は、「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」の策定に当たって、企業等民間事業所における障がい者雇用の状況等や今後の意向等を把握するために実施しました。

■調査対象

市内の企業等民間事業所300社（任意抽出）

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率

本調査の対象事業所数は全体で300事業所、うち135事業所から回答を得ることができました。回答事業所数を対象事業所数で除した回答率は45.0%でした。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

図表 54 調査対象数、回答数、回答率

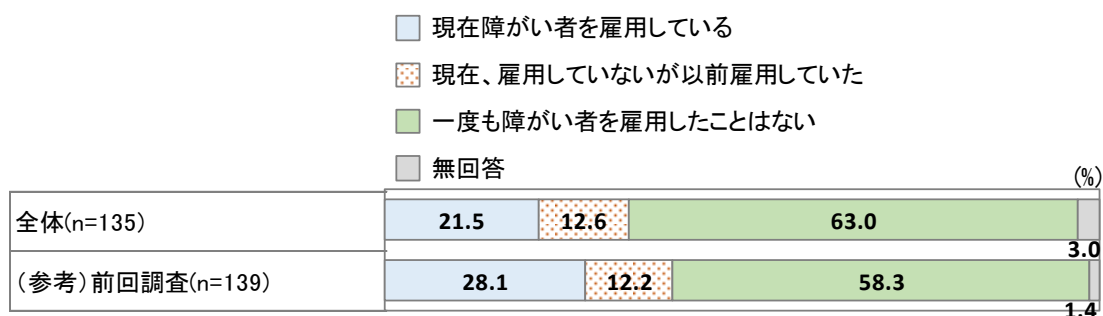
対象事業所数	回答事業所数	回答率
300 事業所	135 事業所	45.0%

(1) 障がいのある人の雇用状況

障がいのある人の雇用状況について、「現在障がい者を雇用している」が 21.5%、「現在、雇用していないが以前雇用していた」が 12.6%、「一度も障がい者を雇用したことはない」が 63.0%となっています。

アンケートに回答した事業所の 6 割が、障がい者を一度も雇用したことがない結果となっています。

図表 55 障がいのある人の雇用状況

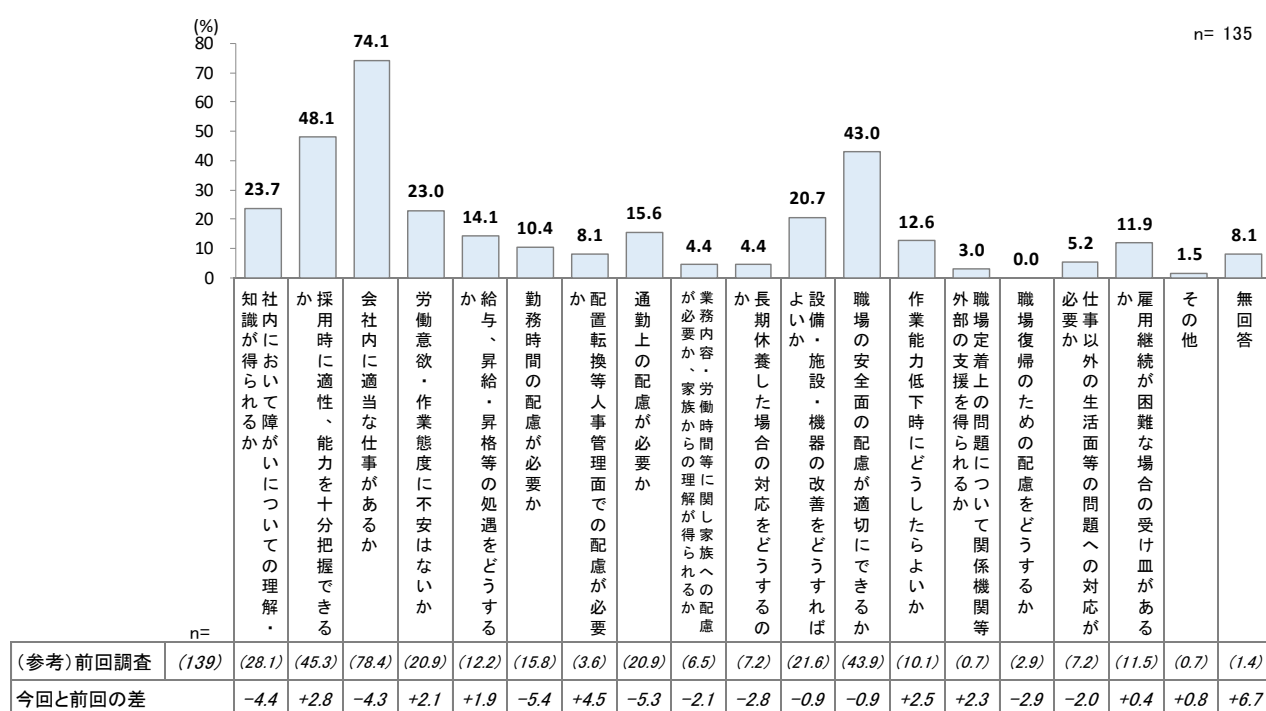


(2) 雇用上の課題と配慮について

障がいのある人を雇用するに当たっての課題について、「会社内に適当な仕事があるか」が 74.1%で最も多く、次いで「採用時に適性、能力を十分把握できるか」が 48.1%、「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が 43.0%となっています。

この結果から、適切な仕事があるか、安全面の配慮ができるかなど仕事をする環境整備についての懸念があることがうかがえます。

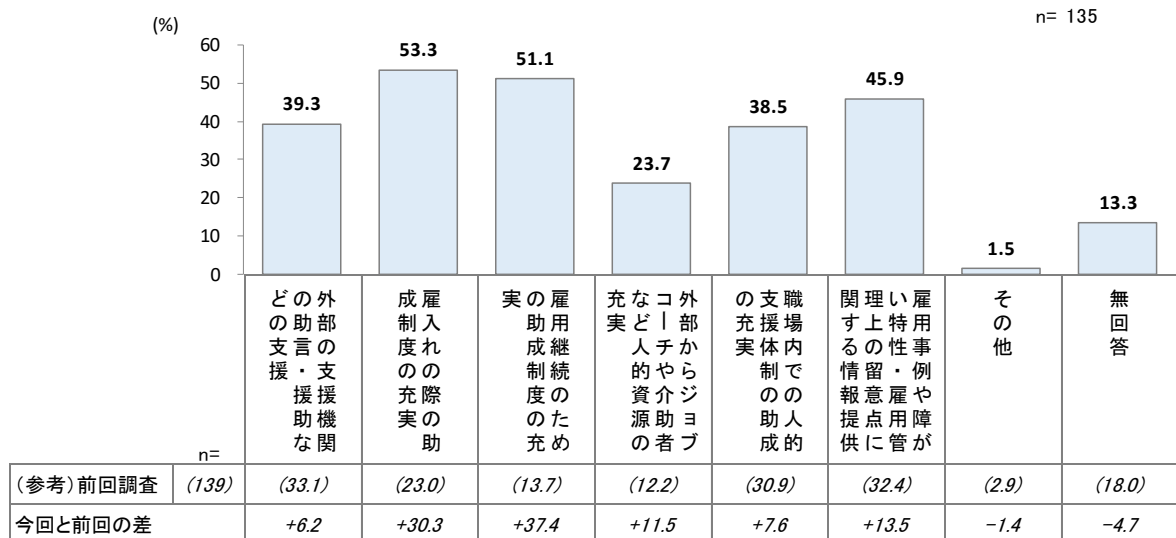
図表 56 障がいのある人を雇用するに当たっての課題 ※複数回答



障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策について、「雇入れの際の助成制度の充実」が53.3%で最も多く、次いで「雇用継続のための助成制度の充実」が51.1%、「雇用事例や障がい特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供」が45.9%となっています。

この結果から、主に雇入れの際や雇用継続のための助成制度の充実や情報提供が求められていることがうかがえます。

図表 57 障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策 ※複数回答

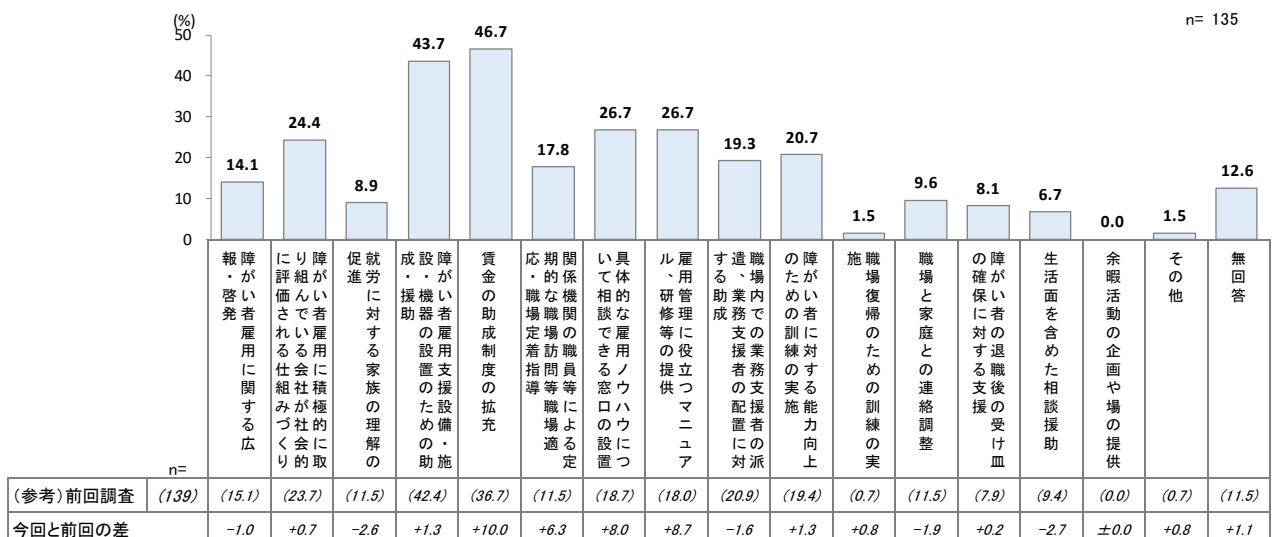


(3) 関係機関との連携について

障がいのある人の雇用を進める上で関係機関による取組及び支援を期待したいことについて、「賃金の助成制度の拡充」が46.7%で最も多く、次いで「障がい者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が43.7%となっています。

この結果から、関係機関に対しては、障がいのある人が仕事をする環境をつくるための設備・施設・機器等ハード部分の助成、賃金助成等の対応が求められていることがうかがえます。

図表 58 関係機関による取組及び支援を期待したいこと ※複数回答



6 関係団体ヒアリング結果

■調査の目的・内容

障がい者関係団体に対して、団体の現状や抱えている課題、今後求められる取組などについてヒアリング調査を実施しました。

■調査対象

千歳市内で活動する障がい当事者団体（22団体）

■調査方法

グループヒアリング方式

■調査期間（3回に分けて実施）

回	日 時	参加団体数
1回目	令和5年8月29日(火) 13時30分～15時00分	3団体
2回目	令和5年8月29日(火) 15時30分～17時00分	5団体
3回目	令和5年8月31日(木) 13時30分～15時00分	2団体

◆ヒアリングシートの提出のみ：12団体

■関係団体ヒアリングにおける主な意見は次のとおり。ヒアリング結果は、本計画策定の参考としたほか、計画未掲載分も含め、意見は全て関係各課と共有しています。

（１）生活環境の整備

- 低床バスの導入促進や増便・路線の充実を検討してほしい。
- バス停や駅に到着を知らせる表示パネルを設置してほしい。
- 車いすでの移動や、目の不自由な方の移動がしやすい街づくりをしてほしい。市内の中心部以外は音響式信号機や点字ブロックが少ない。
- グループホームが不足している。

（２）情報提供・意思疎通支援

- 障がいのある人に向けたパンフレットやホームページを作成するとよい。
- 手話通訳者を専門職として身分保障するなどして、後継者不足の解消につなげてほしい。
- 点字図書室職員の人材確保と点訳者の育成が必要。
- 障がい種別に応じた情報提供を求める。
- 障がいのある人がどのように意思疎通を行っているかを健常者に知ってほしい。

(3) 防犯・防災

- 災害時に障がいのある人の受入れ可能な避難場所がわからないので、周知を強化したり、避難所を増やしたりしてほしい。
- 福祉避難所を設けるだけでなく、意思疎通や行動制限がされている障がいのある人にどうやって知ってもらおうかということの勉強会が必要である。
- 避難所での障がいのある人の居場所確保等も想定した訓練が必要。
- 防災無線を文字情報でも発信してほしい。
- 重度の知的障がいのある人に対応できる福祉避難所が必要。
- 聴覚障がいのある人が集まる避難所や社会福祉協議会の施設にアイドラゴン*を設置してほしい。

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ヘルプマークについての周知を継続してほしい。
- 小中学校などで障がいのある人との触れ合いを設けるなど、互いを知り、思いやりを育める環境があれば、差別や虐待は減るのではないか。
- 民間事業者に対して、合理的配慮の義務化の理解促進とPRが必要。
- どのようなことが虐待や差別に該当するかという具体的な例や通報する際の連絡先など、明確なルールの提示が必要。
- コミュニケーションが取れないことが虐待につながる要因の一つと考えている。各障がいの専門知識を持った意思疎通支援職員の設置が必要。

(5) 自立した生活の支援・意思決定支援

- ろうあ者相談員の設置を強く要望する。
- パーソナルアシスタンス制度*を導入してほしい
- ヘルパーを要請しても、人手不足から断られることが多いため、ヘルパー不足解消に注力してほしい。
- グループホームの生活を体験する場所があるとよい。

(6) 保健・医療

- 精神科通院や難病の医療費について助成があることを知らない人が多い。
- 市民病院に手話通訳者を設置してほしい。
- 医療施設での意思疎通支援者の利用に対する理解促進が必要。
- 障がい当事者を病院に繋げず、困っている家族は多い。

(7) 雇用・就業、経済的自立の支援

- 企業によるジョブコーチの活用。
- 障がい者雇用で得られる企業のメリットをアピールするとよい。
- 障がい特性に合わせた新たな雇用の創出が必要。

(8) 療育・保育・教育

- 千歳市内にも北海道南幌養護学校のような特別支援学校がほしい。
- 幼稚園、保育園から、障がいのある子どもと触れ合って、一緒に生きることを感じる子どもが増えれば、理解が進むのではないか。
- 保育所やその他子育ての相談窓口では、視覚障がいのある保護者への対応や支援が難しいこともあるので、相談できる機関を増やしてほしい。
- 子どもが小さいときから障がいに気付ける環境があるとよい。親の障がいに対する認識度を上げる必要がある。

(9) スポーツ・文化芸術活動等の振興

- 障がいのある子どももスポーツのできる環境が整うとよい。
- 車椅子使用者、肢体不自由者ができるスポーツは限られるので、Eスポーツに注目してみてはどうか。
- 学生時代にスポーツで活躍した方もいるので、その先に続けられる場があるとよい。
- 障がいのある人のスポーツ大会や当事者団体の行事等を支援してほしい。

(10) コミュニケーション条例制定についての意見

- 市のホームページ等で障がいのある人にも伝わる情報発信をしてほしい。
- 市民がお互いに情報を共有するため、ルビ、音声用のQRコード、点字ブロック等が何のために設置されているのかの発信が必要。
- 制定する事で障がいのある人に対するコミュニケーションの意識が変わるとよい。
- 当事者の意見が十分に取り入れられて、多種多様な障がいに対応できる条例になるとよい。
- 社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるという観点からもコミュニケーション条例の早期制定が望まれる。

* アイドラゴン…手話と字幕の番組「目で聴くテレビ」を見るための専用受信機。

* パーソナルアシスタンス制度…重度障がいのある人に対し、自治体が介助に要する費用を直接支給し、利用者がその範囲内で介助者と直接契約を結ぶ札幌市の独自制度。

千歳市障がい者計画・第 7 期千歳市障がい福祉計画

第 3 期千歳市障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月発行

発 行 千歳市

編 集 千歳市保健福祉部障がい者支援課

千歳市こども福祉部こども療育課

〒066-8686 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地

電話 0123-24-0327 ファックス(0123)23-6700

市ホームページ <https://www.city.chitose.lg.jp/>

千歳市コミュニケーション条例専門部会の設置について

1 専門部会の設置

千歳市コミュニケーション条例を制定するため、「千歳市コミュニケーション条例専門部会」を設置します。（令和5年度第2回協議会定例会議において承認済み）

2 専門部会構成員案

	団体等名	氏名
1	千歳いずみ学園	田口 幹子
2	千歳市社会福祉協議会	長澤 利明
3	千歳身体障害者福祉協会	古田 聖
4	千歳聴力障害者協会	佐藤 義典
5	千歳視覚障害者福祉協会	菊池 悦子
6	千歳市肢体不自由児者父母の会	岡田 美智子
7	千歳市手をつなぐ育成会	青木 繁雄
8	千歳市つくし会	後藤 邦子
9	千歳市立北進小中学校	山坂 真広
10	千歳市こども福祉部こども療育課	大野 哲哉
11	日本ALS協会北海道支部千歳支会	澤口 勇治
12	千歳市地域包括支援センター	吉田 肇

3 第1回専門部会

令和6年1月開催予定（その後、2か月に1回、5～6回程度開催予定）